

# 官報

號外 昭和十一年五月十五日

## ○第六十九回 衆議院議事速記録第九號

昭和十一年五月十四日(木曜日)	午後一時四十六分開議
昭和十一年五月十四日	午後一時開議
第一 不穏文書等取締法案(政府提出)	第一 誓言犯保護觀察法案(政府提出)
第二 職業紹介法中改正法律案(政府提出)	第三 職業紹介法中改正法律案(政府提出)
第四 總動員祕密保護法案(政府提出)	第五 重要輸出品取締法案(政府提出)
第六 輸出絹織物取締法中改正法律案(政府提出)	第七 輸出組合法中改正法律案(政府提出)
第八 朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提出)	第九 退職積立金及退職手當法案(政府提出)
第十 正法律案(司法官試補及辯護士ノ資格ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付)	第十一 資蓄銀行法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
第十二 昭和九年法律第四十五號中改	第十九 件

自昭和十年四月  
至同年十二月 昭和十  
年度特別會計第二豫備  
金支出ノ件  
=於テ豫算外支出ノ件

正法律案(貿易調節及通商擁護ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付)	正法律案(貿易調節及通商擁護ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付)
第十三 國稅徵收法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)	第十四 日本銀行特別融通及損失補償法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
第十五 農村負債整理組合法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)	第十六 航空法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
第十七 昭和十一年勅令第十八號(一定ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件)(承諾ヲ求ムル件)(貴族院送付)	第十八 昭和十一年勅令第十一號(東京陸軍軍法會議ニ關スル件)(承諾ヲ求ムル件)(貴族院送付)
昭和九年度第一豫備金支出ノ件	(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノ爲茲ニ掲載ス)
昭和九年度特別會計第一豫備金支出ノ件	一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
昭和九年度第一豫備金支出ノ件	(以上五月十四日提出)
昭和九年度第一豫備金支出ノ件	(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノ爲茲ニ掲載ス)
昭和九年度第一豫備金支出ノ件	一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
昭和九年度第一豫備金支出ノ件	(以上五月十四日提出)

百貨店法案	古河和一郎君	伊禮肇君
母子扶助法案	小林綺君	(以上五月十二日提出)
提出者	片山哲君	(以上五月十三日提出)
提出者	肱川改修ニ關スル建議案	阿賀驛ヨリ西條驛ヲ經テ志和口驛ニ至ル
提出者	漢那憲和君	鐵道敷設ニ關スル建議案
提出者	盛島明長君	提出者
提出者	松田喜三郎君	肥田琢司君
提出者	武知勇記君	河上哲太君
提出者	坪山徳彌君	佐藤洋之助君
提出者	田尻藤四郎君	本多貞次郎君
提出者	武田徳二郎君	大本貞太郎君
提出者	帝國圖書館完成ニ關スル建議案	東郷北太平洋漁業開發ニ關スル建議案
提出者	帝國圖書館完成ニ關スル建議案	河上哲太君
提出者	帝國圖書館完成ニ關スル建議案	安藤正純君
提出者	帝國圖書館完成ニ關スル建議案	東郷實君
提出者	帝國圖書館完成ニ關スル建議案	久山知之君
提出者	帝國圖書館完成ニ關スル建議案	松田竹千代君
提出者	帝國圖書館完成ニ關スル建議案	石坂豊一君

卸小賣商兼業防止ニ關スル建議案  
提出者 真鍋 儀十君  
(以上五月十二日提出)

東北地方國營開墾ニ關スル建議案  
提出者

志賀和多利君  
熊谷 直太君  
高橋熊次郎君  
助川啓四郎君  
菊池長右衛門君  
松川 昌藏君  
小山田義孝君  
肱川改修促進ニ關スル建議案  
提出者

工藤十三雄君  
菅野善右衛門君  
鈴木辰三郎君  
宮澤 清作君  
佐々木家壽治君  
大石 倫治君  
八角 三郎君  
砂田 重政君  
山村豊次郎君  
砂田 重政君  
國幣大社大山祇神社修築ニ關スル建議案  
提出者

第六十九回帝國議會商工省所管事務政府  
委員被仰付  
同 松隈 秀雄  
谷口 恒二  
大藏書記官

商工書記官 小金 義照  
第六十九回帝國議會大藏省所管事務政府  
委員被仰付  
同 松隈 秀雄  
谷口 恒二  
大藏書記官

一去十二日衆議院規則第十五條但書ニ依リ  
議長ニ於テ議席ヲ左ノ通變更セリ  
一去十二日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如  
シ

昭和六年法律第四十號中改正法律案(重  
要產業ノ統制ニ關スル件)(政府提出) 委員  
員被仰付

土地賃貸價格改訂法案(政府提出) 委員  
員被仰付

令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

飯田 助夫君

西村金三郎君

佐藤謙之輔君

吉植 庄亮君

西田 郁平君

仲西 三良君

八田 宗吉君

古河和一郎君

蔭山 貞吉君

三善 信房君

西川 貞一君

黒田 寿男君

大石 倫治君

大島 寅吉君

増田 義一君

川橋豐治郎君

松田 正一君

大本貞太郎君

高橋泰雄君

東北興業株式會社法案(政府提出)外一件

委員長

添田敬一郎君

理事

内ヶ崎作三郎君

松村 光三君(金光庸天君)

豫算委員 中村 嘉壽君(清瀬規矩雄)

君補闕(補闕)

豫算委員 松本次一郎君(片山哲君補)

關

第九部選出

信太儀右衛門君

小山田義孝君

鐵道敷設法中改正法律案(政府提出)外二

件委員

委員長

名川 倪市君

理事

植村嘉三郎君

大島 寅吉君

勝又 春一君

第三部選出豫算委員 杉浦 武雄君

任委員左ノ如シ

一去十二日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常

任委員左ノ如シ

昭和十一年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツ

ル爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)

委員

委員長

馬井 重次君

岡本實太郎君

田尻 生五君

齊藤 直橋君

信太儀右衛門君

小野 寅吉君

松川 昌藏君

宮本雄一郎君

伊豆 富人君

(以上五月十三日提出)

清瀬 一郎君

大竹 貫一君

末次虎太郎君

沖 藏君

鶴 勿市君

石井徳久次君

田川大吉郎君

(以上五月十三日提出)

燃料國策ニ關スル質問主意書

提出者

海運國策ニ關スル質問主意書

提出者

伊豆 富人君

(以上五月十二日提出)

清瀬 一郎君

大竹 貫一君

末次虎太郎君

沖 藏君

鶴 勿市君

石井徳久次君

田川大吉郎君

(以上五月十二日提出)

燃料國策ニ關スル質問主意書

提出者

海運國策ニ關スル質問主意書

提出者

伊豆 富人君

東條 貞君	宮古啓三郎君	一昨十三日衆議院規則第十五條但書ニ依リ 議長ニ於テ議席ヲ左ノ通變更セリ	第一讀會
肥田 琢司君	片山秀太郎君	一去十二日特別委員理事補闕選舉ノ結果左 ノ如シ	鐵道敷設法中改正法律案(政府提出)外二 件委員
東郷 實君	岡 幸三郎君	鐵道敷設法中改正法律案(政府提出)外二 件委員	肥田 琢司君
井阪 豊光君	鈴木 文治君	一去十二日特別委員理事補闕選舉ノ結果左 ノ如シ	東郷 實君
第六十九回帝國議會拓務省所管事務政府 委員被仰付	第六十九回帝國議會拓務省所管事務政府 委員被仰付	第六十九回帝國議會拓務省所管事務政府 委員被仰付	第六十九回帝國議會拓務省所管事務政府 委員被仰付
拓務書記官 副島 勝	拓務書記官 副島 勝	拓務書記官 副島 勝	拓務書記官 副島 勝
大藏書記官 木内 四郎	大藏書記官 木内 四郎	大藏書記官 木内 四郎	大藏書記官 木内 四郎
第六十九回帝國議會拓務省所管事務政府 委員被仰付	第六十九回帝國議會拓務省所管事務政府 委員被仰付	第六十九回帝國議會拓務省所管事務政府 委員被仰付	第六十九回帝國議會拓務省所管事務政府 委員被仰付
第三部選出	第三部選出	第三部選出	第三部選出
豫算委員 江藤源九郎君 (杉浦武雄君 補闕)	豫算委員 江藤源九郎君 (杉浦武雄君 補闕)	豫算委員 江藤源九郎君 (杉浦武雄君 補闕)	豫算委員 江藤源九郎君 (杉浦武雄君 補闕)
一昨十三日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如 シ	一昨十三日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如 シ	一昨十三日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如 シ	一昨十三日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如 シ
第三部選出	第三部選出	第三部選出	第三部選出
重要肥料業統制法案(政府提出)委員 辭任石坂 繁君 補闕野中 徹也君			
航路統制法案(政府提出)委員 辭任田島勝太郎君 補闕中井川 浩君	航路統制法案(政府提出)委員 辭任田島勝太郎君 補闕中井川 浩君	航路統制法案(政府提出)委員 辭任田島勝太郎君 補闕中井川 浩君	航路統制法案(政府提出)委員 辭任田島勝太郎君 補闕中井川 浩君
第一條 本法ノ適用ヲ受クル重要輸出品 ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム	第一條 本法ノ適用ヲ受クル重要輸出品 ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム	第一條 本法ノ適用ヲ受クル重要輸出品 ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム	第一條 本法ノ適用ヲ受クル重要輸出品 ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
重要輸出品取締法案 重要輸出品取締法案	重要輸出品取締法案 重要輸出品取締法案	重要輸出品取締法案 重要輸出品取締法案	重要輸出品取締法案 重要輸出品取締法案
(政府提出)	(政府提出)	(政府提出)	(政府提出)
第七(富田幸次郎君) 是ヨリ會議ヲ開キ マス、御諸ヲ致スコトガアリマス、東北興 業株式會社法案外一件、鐵道敷設法中改正 法律案外二件、產蘭處理統制法案外二件、 昭和六年法律第四十號中改正法律案及航路 統制法案ノ各委員長ヨリ、本日會議中委員 會ヲ開キタイトノ申出ガアリマシタ、之ヲ 許可スルニ御異議ヘアリマセヌカ	第七(富田幸次郎君) 是ヨリ會議ヲ開キ マス、御諸ヲ致スコトガアリマス、東北興 業株式會社法案外一件、鐵道敷設法中改正 法律案外二件、產蘭處理統制法案外二件、 昭和六年法律第四十號中改正法律案及航路 統制法案ノ各委員長ヨリ、本日會議中委員 會ヲ開キタイトノ申出ガアリマシタ、之ヲ 許可スルニ御異議ヘアリマセヌカ	第七(富田幸次郎君) 是ヨリ會議ヲ開キ マス、御諸ヲ致スコトガアリマス、東北興 業株式會社法案外一件、鐵道敷設法中改正 法律案外二件、產蘭處理統制法案外二件、 昭和六年法律第四十號中改正法律案及航路 統制法案ノ各委員長ヨリ、本日會議中委員 會ヲ開キタイトノ申出ガアリマシタ、之ヲ 許可スルニ御異議ヘアリマセヌカ	第七(富田幸次郎君) 是ヨリ會議ヲ開キ マス、御諸ヲ致スコトガアリマス、東北興 業株式會社法案外一件、鐵道敷設法中改正 法律案外二件、產蘭處理統制法案外二件、 昭和六年法律第四十號中改正法律案及航路 統制法案ノ各委員長ヨリ、本日會議中委員 會ヲ開キタイトノ申出ガアリマシタ、之ヲ 許可スルニ御異議ヘアリマセヌカ
第一條 本法ノ適用ヲ受クル重要輸出品 ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム	第一條 本法ノ適用ヲ受クル重要輸出品 ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム	第一條 本法ノ適用ヲ受クル重要輸出品 ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム	第一條 本法ノ適用ヲ受クル重要輸出品 ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第二條 重要輸出品ハ命令ノ定ムル所ニ 依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ検査ヲ行フ 者(検査機關)ノ検査ニ合格シタルモノ ニ非ザレバ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ輸出 スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ 主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ 限ニ在ラズ	第二條 重要輸出品ハ命令ノ定ムル所ニ 依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ検査ヲ行フ 者(検査機關)ノ検査ニ合格シタルモノ ニ非ザレバ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ輸出 スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ 主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ 限ニ在ラズ	第二條 重要輸出品ハ命令ノ定ムル所ニ 依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ検査ヲ行フ 者(検査機關)ノ検査ニ合格シタルモノ ニ非ザレバ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ輸出 スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ 主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ 限ニ在ラズ	第二條 重要輸出品ハ命令ノ定ムル所ニ 依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ検査ヲ行フ 者(検査機關)ノ検査ニ合格シタルモノ ニ非ザレバ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ輸出 スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ 主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ 限ニ在ラズ
第三條 販賣ノ目的ヲ以テ重要輸出品ノ 輸出ヲ爲サンツル者ハ命令ノ定ムル 所ニ依リ其ノ重要輸出品が前條ノ規定 ニ從ヒテ輸出セラルモノナルコトニ 付行政官廳ノ檢閱ヲ受クベシ	第三條 販賣ノ目的ヲ以テ重要輸出品ノ 輸出ヲ爲サンツル者ハ命令ノ定ムル 所ニ依リ其ノ重要輸出品が前條ノ規定 ニ從ヒテ輸出セラルモノナルコトニ 付行政官廳ノ檢閱ヲ受クベシ	第三條 販賣ノ目的ヲ以テ重要輸出品ノ 輸出ヲ爲サンツル者ハ命令ノ定ムル 所ニ依リ其ノ重要輸出品が前條ノ規定 ニ從ヒテ輸出セラルモノナルコトニ 付行政官廳ノ檢閱ヲ受クベシ	第三條 販賣ノ目的ヲ以テ重要輸出品ノ 輸出ヲ爲サンツル者ハ命令ノ定ムル 所ニ依リ其ノ重要輸出品が前條ノ規定 ニ從ヒテ輸出セラルモノナルコトニ 付行政官廳ノ檢閱ヲ受クベシ
第四條 檢査機關其ノ検査ノ全部又ハ一 部ヲ休止シ又ハ廢止セントスルトキハ 命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可 ヲ受クベシ	第四條 檢査機關其ノ検査ノ全部又ハ一 部ヲ休止シ又ハ廢止セントスルトキハ 命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可 ヲ受クベシ	第四條 檢査機關其ノ検査ノ全部又ハ一 部ヲ休止シ又ハ廢止セントスルトキハ 命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可 ヲ受クベシ	第四條 檢査機關其ノ検査ノ全部又ハ一 部ヲ休止シ又ハ廢止セントスルトキハ 命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可 ヲ受クベシ
第五條 檢査機關ハ検査員ヲ置クベシ 検査員ノ選任及解任ハ主務大臣ノ認可 ヲ受クベシ	第五條 檢査機關ハ検査員ヲ置クベシ 検査員ノ選任及解任ハ主務大臣ノ認可 ヲ受クベシ	第五條 檢査機關ハ検査員ヲ置クベシ 検査員ノ選任及解任ハ主務大臣ノ認可 ヲ受クベシ	第五條 檢査機關ハ検査員ヲ置クベシ 検査員ノ選任及解任ハ主務大臣ノ認可 ヲ受クベシ
第六條 主務大臣必要ト認ムルトキハ検査員ノ 選任又ハ解任ヲ爲スコトヲ得 検査員ノ服務ニ關スル規程 ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ 變更セントスルトキ亦同ジ	第六條 主務大臣必要ト認ムルトキハ検査員ノ 選任又ハ解任ヲ爲スコトヲ得 検査員ノ服務ニ關スル規程 ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ 變更セントスルトキ亦同ジ	第六條 主務大臣必要ト認ムルトキハ検査員ノ 選任又ハ解任ヲ爲スコトヲ得 検査員ノ服務ニ關スル規程 ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ 變更セントスルトキ亦同ジ	第六條 主務大臣必要ト認ムルトキハ検査員ノ 選任又ハ解任ヲ爲スコトヲ得 検査員ノ服務ニ關スル規程 ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ 變更セントスルトキ亦同ジ
第六條 主務大臣ハ検査機關ニ對シ検査 施行上必要ナル施設ヲ命ジ、検査ノ狀 況ニ關シ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシ メ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又	第六條 主務大臣ハ検査機關ニ對シ検査 施行上必要ナル施設ヲ命ジ、検査ノ狀 況ニ關シ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシ メ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又	第六條 主務大臣ハ検査機關ニ對シ検査 施行上必要ナル施設ヲ命ジ、検査ノ狀 況ニ關シ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシ メ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又	第六條 主務大臣ハ検査機關ニ對シ検査 施行上必要ナル施設ヲ命ジ、検査ノ狀 況ニ關シ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシ メ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又

ハ處分ヲ爲スコトヲ得  
第七條 檢査機關本法若ハ本法ニ基キテ  
發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ  
違反シタルトキハ主務大臣ハ其ノ検査  
ノ全部若ハ一部ノ停止ヲ命ジ又ハ第二  
條ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第八條 主務大臣重要輸出品ノ輸出ニ關  
シ取締上必要アリト認ムルトキハ當該  
官吏ヲシテ保稅地域内ニ於テ又ハ店  
舗、倉庫、工場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ  
物品、帳簿其ノ他ノ條件ヲ検査セシム  
ルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ當該官吏第二條又ハ  
第三條ノ規定ニ違反シテ重要輸出品ノ  
輸出ヲ爲シ又ハ輸出ヲ爲サントシタル  
者アリト認ムルトキハ被疑者若ハ参考  
人ヲ尋問シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スペ  
キ物件ヲ押収シ若ハ之ガ差押ヲ爲スコ  
トヲ得

第九條 重要輸出品ノ検査ニ關シ第二條  
ノ命令ノ規定ニ依リ之ニ附シタル検査  
機關ノ印章、記號又ハ證票ハ正當ノ理  
由ナクシテ之ヲ抹消シ、除却シ又ハ隱  
蔽スルコトヲ得ズ

前項ノ印章、記號又ハ證票ヲ抹消シ、  
除却シ又ハ隱蔽シタル重要輸出品ハ之  
ヲ輸出スルコトヲ得ズ

第十條 前條ノ記號若ハ證票ヲ不正ニ使  
用シタル者、行使ノ目的ヲ以テ記號若  
ハ證票ヲ偽造シ若ハ變造シタル者又ハ  
偽造若ハ變造ノ記號若ハ證票ヲ使用シ  
タル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下  
ノ罰金ニ處ス

前項ニ掲ゲタル罪ハ刑法第三條ノ例ニ  
從フ

第十一條 檢査機關ノ役員又ハ検査員其  
ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要  
求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲  
役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相  
當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ  
懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之  
ヲ沒收ス若ハ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收  
スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追  
徴ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之  
ヲ沒收ス若ハ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收  
スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追  
徴ス

第十二條 前條第一項ニ掲ゲタル者ニ對  
シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者  
ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰  
金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキ  
ハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得  
トヲ得

第十三條 第二條、第三條又ハ第九條第  
二項ノ規定ニ違反シテ重要輸出品ノ輸  
出ヲ爲シ又ハ輸出ヲ爲サントシタル者  
ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ  
所持スル重要輸出品ヲ沒收スルコトヲ  
得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコ  
ト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スル  
コトヲ得

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ  
五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 正當ノ理由ナクシテ第八條ノ規定  
ニ依ル當該官吏ノ臨檢、検査、搜索  
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
本法施行ノ際現ニ重要輸出品取締規則ニ  
依リ認可ヲ受ケ検査ヲ行フ工業組合、工  
業組合聯合會、重要物產同業組合、重要  
物產同業組合聯合會又ハ公益法人ニシテ

第十五條 重要輸出品ニ關スル業ヲ爲ス  
者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、  
雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ  
ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要  
求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲  
役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相  
當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ  
懲役ニ處ス

第十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル  
命令ニ依リ適用スペキ罰則ハ其ノ者ガ  
法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ  
法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年  
者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代  
理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年  
者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付  
テハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 左ノ場合ニ於テハ検査機關ノ  
役員ヲ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處  
ス

一 本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ク  
ベキ事項ヲ認可ヲ受ケズシテ爲シタ  
ルトキ

二 本法ニ依ル主務大臣ノ命令又ハ處  
分ニ從ハザルトキ

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百  
八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第十八條 輸出ノ目的ヲ以テ爲ス重要輸  
出品ノ移出ニ付テハ勅令ノ定ム所ニ  
依リ本法ノ全部又ハ一部ヲ準用スルコ  
トヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
本法施行ノ際現ニ重要輸出品取締規則ニ  
依リ認可ヲ受ケ検査ヲ行フ工業組合、工  
業組合聯合會、重要物產同業組合、重要  
物產同業組合聯合會又ハ公益法人ニシテ

前項ノ場合ニ於テ當該官吏第一條又ハ  
第一條ノ二ノ規定ニ違反シテ輸出絹織  
物ヲ輸出シ又輸出セントシタル者アリ  
ト認ムルトキハ被疑者若ハ参考人ヲ尋  
問シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スペキ物件  
ヲ搜索シ若ハ之ガ差押ヲ爲スコトヲ得

臨檢、尋問、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法ヲ準用ス  
第八條第一號中「又ハ前條第二項」ヲ「、第一條ノ二又ハ前條第二項」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項第一號ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ヘ所持スル輸出絹織物ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

第九條中「臨檢検査」ヲ「臨檢、検査、搜索若ハ差押」ニ改ム

第十一條ノ二 輸出ノ目的ヲ以テ爲ス輸出絹織物ノ移出ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法ノ一部ヲ準用スルコトヲ得

#### 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第一條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ輸出絹織物又ヘ輸出人造絹織物ノ輸出ニ付關稅法第三十一條ノ免許ヲ受けて之ヲ爲ス輸出セントシタル者アリト認ムルトキハ被疑者若ハ参考人ヲ尋問シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スペキ物件ヲ搜査シ若ハ之ガ差押ヲ爲スコトヲ得

臨檢、尋問、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法ヲ準用ス

第一條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ輸出絹織物又ヘ輸出人造絹織物ノ輸出ヲ爲サントスル場合ニハ之ヲ適用セズ

第三十八條 第九條ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタル者又ハ第九條ノ二ノ規定ニ違反シテ商品ノ輸出ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス第九條ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令又ハ第九條ノ二ノ規定ニ違反シテ商品ノ輸出ヲ爲サントシタル者亦同ジ

○國務大臣(小川郷太郎君) 先づ第一ニ重

要輸出品取締法案提案ノ理由ヲ御説明申上

輸出ニ付關稅法第三十一條ノ免許ヲ受ケタル者ガ其ノ商品ノ輸出ヲ爲サントスル場合ニハ之ヲ適用セズ

(國務大臣小川郷太郎君登壇)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第九條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ商品ノ輸出ニ付關稅法第三十一條ノ免許ヲ受ケタル者ガ其ノ商品ノ輸出ヲ爲サントスル場合ニハ之ヲ適用セズ

○國務大臣(小川郷太郎君) 先づ第一ニ重

要輸出品取締法案提案ノ理由ヲ御説明申上  
ゲマス、御承知ノ通り本邦輸出貿易ハ最近著シキ發達ヲ遂ゲマシテ、其輸出額ハ年ト共ニ増進シツ、アリマスガ、之ニ伴ヒマンテ本邦中小産業ノ宿弊トシテ、動モスレバ粗製濫造ノ弊ニ陷リ、品質ノ低下ヲ來シ、此弊ニテ不評ノ聲ヲ聞クコトガ少クナイノデアリマス、仍テ政府ハ重要輸出品ニ付、昭和三年以來重要輸出品取締規則ニ依リ、工業組合、重要物產同業組合、其他ノ團體ラシテ輸出検査ヲ施行セシメ、粗製輸出組合法中改正法律案提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、最近海外諸國ニ於キマシテ頻リニ採用スル種々ノ輸入制限策ニ對處シ、又ハ賣込競争ニ因ル弊害ヲ防止スル爲メ、輸出ノ統制ヲ確保スルコトハ、輸出貿易ノ健全ナル發達ヲ圖ル上ニ於テ緊要ノコトデアリマスノテ、輸出組合法ヲ改正シ、統制命令ニ依リ輸出統制ヲ行フ場合ニ於テ、重要輸出品取締法案ニ於ケル場合ト同様ノ輸出取締ヲ行ハントスルモノデアリマス、以上方重要輸出品取締法案外二法案ヲ提案致シマシテ理由デアリマス、何卒十分御審議ノ上御協賛ヲ與ヘラレントコトヲ希望致シマス

品ノ検査制度ヲ設ケ、更ニ其輸出ノ取締ヲ行ヒ、以テ海外市場ニ於ケル本邦重要輸出

品ノ聲價ノ維持向上ヲ圖リ、本邦輸出貿易ノ健全ナル發達ヲ圖ラントスル次第デアリマスニ付、昭和三年以來重要輸出品取締規則ニ依リ、工業組合、重要物產同業組合、其他ノ團體ラシテ輸出検査ヲ施行セシメ、粗製輸出組合法中改正法律案提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、最近海外諸國ニ於キマシテ頻リニ採用スル種々ノ輸入制限策ニ對處シ、又ハ賣込競争ニ因ル弊害ヲ防止スル爲メ、輸出ノ統制ヲ確保スルコトハ、輸出貿易ノ健全ナル發達ヲ圖ル上ニ於テ緊要ノコトデアリマスノテ、輸出組合法ヲ改正シ、統制命令ニ依リ輸出統制ヲ行フ場合ニ於テ、重要輸出品取締法案ニ於ケル場合ト同様ノ輸出取締ヲ行ハントスルモノデアリマス、以上方重要輸出品取締法案外二法案ヲ提案致シマシテ理由デアリマス、何卒十分御審議ノ上御協賛ヲ與ヘラレントコトヲ希望致シマス

マス、之ヲ許シマス——加藤鎌五郎君

(加藤鎌五郎君登壇)

○加藤鎌五郎君 私へ此場合極メテ簡単ニ  
我が輸出貿易ノ極ク大綱ニ付テ政府ノ所信  
ヲ質シタイン存ジマス、昨年ノ議會ニ於キ  
マシテ、我ガ輸出貿易ノ躍進ノ狀況ハ近ク  
鈍化萎縮スルモノデアラウ、仍テ政府へ是  
ガ爲ニ善處努力スペキコトヲ申シタノデゴ  
ザイマスルガ、不幸ニ致シマシテ、我ガ貿  
易ノ情勢ハ本年ニ入りマシテカラ、萎縮停  
頓ノ狀態ニ相成ツタノデアリマス、世間ニ  
ハ之ヲ一時の現象ナリト輕ク視ル者モゴ  
ザイマスルガ、私共ト致シマシテハ左様ニ  
看過スペキモノデナカラウト存ズルノデ  
ゴザイマス、何ガ爲ニ斯ノ如ク輸出ノ情  
勢が停頓スルニ至ツカト申シマスレバ、  
是ハ申スマデモナク舊市場ニ於テ幾多ノ排  
斥ヲ食ッタ結果デアルノデゴザイマシテ、世  
間又之ニ對シテ新市場ヲ開拓スレバ舊市場  
ノ防遏排斥、左様ニ恐ル、ニ足ラヌモノデ  
ハナカラウカト申ス者モナイコトハアリマ  
セヌケレドモ、併ナガラ新市場へ御承知ノ  
如ク僅ニ二割デアリマシテ、舊新市場ノ如ク  
彈力アルモノデハナインデアリマス、仍テ  
此場合我ガ政府ト致シマシテハ、全力ヲ盡  
シテ舊市場ノ排斥ヲ除去シ、何トカシテ此  
方面ノ開拓ニ更ニ努力シナケレバナラスト  
信ジマスルガ故ニ、私へ停頓シテ居ル會商  
ノ四五ノ問題ニ對シマシテ、商工大臣、外  
務大臣ノ率直簡明ナル御答辯ヲ煩ハシタイ  
ト存ズルノデゴザイマス、隨テ私へ數字ナ  
ドヲ擧ゲテ細カク申スノデハゴザイマセ  
ヌ、極ク大綱ニ付テ申スノデゴザイマスカ  
ラ、御答辯モ適當ナ機會ニ詳細ニ承リタイ  
ト思ヒマス、極ク大綱ダケデ宜シウゴザイ  
マスガ故ニ、率直ニ御答辯ヲ煩ハシタイン

思ヒマス

第一ニ御尋致シタインハ、日埃及ノ會商ノ  
結果ガドウナツデ居ルカト云フコトデアリ  
マス、昨年秋「エジプト」ハ我國トノ通商條約  
ヲ破棄致シマシタ、我ガ政府ハ笠間代表ヲ派  
遣致シタノデゴザイマス、當時我ガ政府ト  
致シマシテハ、之ニ依シテ何等カ進展解決ス  
ルガ如キ、例ニ依シテ吹聴ガゴザイマシタ  
ガ、爾來半歲餘何等曙光ヲ見出サザルノミ  
ナラズ、今ヤ決裂ノ狀態デアツテ新聞紙ノ  
報ズル所ニ依リマスレバ、我ガ代表ニ最早  
引揚ヲ命ジタガ如キヤニ承ツテ居ルノデア  
リマスガ、私ノ此場合彼此レ事情話、經過ヲ  
此場ニ於テ承ラントスルモノデハアリマセ  
ヌ、唯此結果ガドウナツテ居ルノデアルカ、  
從來ノ如ク唯成行ヲ其儘拱手傍観ノ態度デ  
行クノデアルカ、自然ノ推移ニ委シテ置ク  
ノデアルカ、對策アリヤト云フコトヲ承リ  
タインデアリマス

ノ如ク七割五分ト云フ輸入權ヲ持ツテ、我ガ

邦人ニハ漸ク二割五分ノ輸入權シカ與ヘテ  
居ラヌノデアル、殊ニ或ヘ制限令ヲ出シ、  
壓迫干渉、手モ足モ出ナイヤウナ狀態デア  
ルノデアル、我ガ在留同胞七千人ノ小賣業  
者及ビ鉅賣業者ハ、今ヤ引揚ゲルニモ引揚  
ゲルコトガ出來ナイヤウナ狀態ニナツデ居  
ル、最早此儘デハ唯向フニ於テ餓死スル狀態  
ニナツテ居ルト云フ、此事實デアルノデアル、  
之ニ對シテ政府ハドウサレルノデアリマス  
カ、私ガ通商擁護法ノ委員會ニ於テ餓死スル狀態  
年此問題ヲ質問致シマシタ時ニ、當時ノ通商  
局長ハ左様ナ御議論ガアルケレドモ、至極  
平穩デアリマスト云フ御答辯デアツタ、是ハ  
一時ノ胡麻化シデナクシテ、左様ニ信ジラ  
レテ居ルモノデアルト私ハ思フノデアリマ  
スルガ、成程聲ハ二年前程ハ立タナイノデ  
アリマス、立タナイノデアルカ、日本ニ歸ツ  
テ外務省ニ懇ヘルト、オ前達ガ喧シク言フ  
カラ出來ナインデアル、黙ツテ居レト云フ譯  
スルガ、叱咤來ル、彼此レ言フト始終巡查ガ尾イ  
アリマス、立タナイノデアルカ、日本ニ歸ツ  
テ來ル、刑事ガ尾行シテ居ル、蘭印ニ於テ  
此聲ヲ立テルト、蘭印ノ政府ノ壓迫干渉ガ  
加ヘシテ來ル、彼等ヘ聲スラ今立テ能ハザル  
デ叱咤來ル、彼此レ言フト始終巡查ガ尾イ  
問題デアリマス、昨年此問題ヲ質問致シマ  
シタ當時ニ於テ、外務大臣ハ近ク何等カ通  
商條約ガ締結サレルデアラウト云フ御答辯  
デアリマシタ、當時ハ左様ナ狀態デゴザイ  
マシタガ、其後背後ノ英國ノ力ニ依リマシ  
テ、昨今ハ惡化ノ極ニ達シマシテ、我ガ綿  
布、人絹織物ニ對シマシテ、或ヘ制限、或  
ハ高率ノ關稅ヲ課ケテ、之ヲ全ク排除シ去  
ラントスル情勢デアルノデアリマス、此濠  
洲コソ私が彼此レ申ス迄モナク、我國ト致  
シマシテハ輸入超過——彼ハ漸ク我國ノ品  
物ヲ七千何百万圓シカ買ハナイノニ對シ、  
我國へ彼ノ羊毛、小麥ヲ二億三千餘萬圓モ  
買シテ居ルト云フ有様デアルノデアル、此武  
器ヲ持ツテ、サウシテ齧弄サレテ、一體政府  
ハ之ヲドウスルノデゴザイマスカ、是ハ第  
十二ノ通商擁護法ノ議案ノ場合ニ質問致ス  
ノガ妥當デアルカモ知レマセヌガ、此場合

ノ如ク七割五分ト云フ輸入權ヲ持ツテ、我ガ

ヤ商權ノ確保ニ力ヲ注グ、新市場ノ開拓  
ニ全力ヲ注グト言ハレルノデアリマス  
ガ、既ニ得タル、此三四年ノ血ト汗ヲ  
破棄致シマシタ、我ガ政府ハ笠間代表ヲ派  
遣致シタノデゴザイマス、當時我ガ政府ト  
致シマシテハ、之ニ依シテ何等カ進展解決ス  
ルガ如キ、例ニ依シテ吹聴ガゴザイマシタ  
ガ、爾來半歲餘何等曙光ヲ見出サザルノミ  
ナラズ、今ヤ決裂ノ狀態デアツテ新聞紙ノ  
報ズル所ニ依リマスレバ、我ガ代表ニ最早  
引揚ヲ命ジタガ如キヤニ承ツテ居ルノデア  
リマスガ、私ノ此場合彼此レ事情話、經過ヲ  
此場ニ於テ承ラントスルモノデハアリマセ  
ヌ、唯此結果ガドウナツテ居ルノデアルカ、  
從來ノ如ク唯成行ヲ其儘拱手傍観ノ態度デ  
行クノデアルカ、自然ノ推移ニ委シテ置ク  
ノデアルカ、對策アリヤト云フコトヲ承リ  
タインデアリマス

ノ如ク七割五分ト云フ輸入權ヲ持ツテ、我ガ

邦人ニハ漸ク二割五分ノ輸入權シカ與ヘテ  
居ラヌノデアル、殊ニ或ヘ制限令ヲ出シ、  
壓迫干渉、手モ足モ出ナイヤウナ狀態デア  
ルノデアル、我ガ在留同胞七千人ノ小賣業  
者及ビ鉅賣業者ハ、今ヤ引揚ゲルニモ引揚  
ゲルコトガ出來ナイヤウナ狀態ニナツデ居  
ル、最早此儘デハ唯向フニ於テ餓死スル狀態  
ニナツテ居ルト云フ、此事實デアルノデアル、  
之ニ對シテ政府ハドウサレルノデアリマス  
カ、私ガ通商擁護法ノ委員會ニ於テ餓死スル狀態  
年此問題ヲ質問致シマシタ時ニ、當時ノ通商  
局長ハ左様ナ御議論ガアルケレドモ、至極  
平穩デアリマスト云フ御答辯デアツタ、是ハ  
一時ノ胡麻化シデナクシテ、左様ニ信ジラ  
レテ居ルモノデアルト私ハ思フノデアリマ  
スルガ、成程聲ハ二年前程ハ立タナイノデ  
アリマス、立タナイノデアルカ、日本ニ歸ツ  
テ來ル、刑事ガ尾行シテ居ル、蘭印ニ於テ  
此聲ヲ立テルト、蘭印ノ政府ノ壓迫干渉ガ  
加ヘシテ來ル、彼此レ言フト始終巡查ガ尾イ  
アリマス、立タナイノデアルカ、日本ニ歸ツ  
テ來ル、刑事ガ尾行シテ居ル、蘭印ニ於テ  
此聲ヲ立テルト、蘭印ノ政府ノ壓迫干渉ガ  
加ヘシテ來ル、彼等ヘ聲スラ今立テ能ハザル  
デ叱咤來ル、彼此レ言フト始終巡查ガ尾イ  
問題デアリマス、昨年此問題ヲ質問致シマ  
シタ當時ニ於テ、外務大臣ハ近ク何等カ通  
商條約ガ締結サレルデアラウト云フ御答辯  
デアリマシタ、當時ハ左様ナ狀態デゴザイ  
マシタガ、其後背後ノ英國ノ力ニ依リマシ  
テ、昨今ハ惡化ノ極ニ達シマシテ、我ガ綿  
布、人絹織物ニ對シマシテ、或ヘ制限、或  
ハ高率ノ關稅ヲ課ケテ、之ヲ全ク排除シ去  
ラントスル情勢デアルノデアリマス、此濠  
洲コソ私が彼此レ申ス迄モナク、我國ト致  
シマシテハ輸入超過——彼ハ漸ク我國ノ品  
物ヲ七千何百万圓シカ買ハナイノニ對シ、  
我國へ彼ノ羊毛、小麥ヲ二億三千餘萬圓モ  
買シテ居ルト云フ有様デアルノデアル、此武  
器ヲ持ツテ、サウシテ齧弄サレテ、一體政府  
ハ之ヲドウスルノデゴザイマスカ、是ハ第  
十二ノ通商擁護法ノ議案ノ場合ニ質問致ス  
ノガ妥當デアルカモ知レマセヌガ、此場合

ニ併セテ私へ政府ノ所見ヲ質シタイト云フ  
ノヘ、既ニ通商擁護法ガアルノデアル、之ヲ發動スルノ意ガアルカ否カ、此頃外務大臣及ビ總理大臣ハ、適當な場合ニ於テ政府ニ於テモ何トカ考ヘナケレバナラヌト云フ意味ノ、所謂通商擁護法ヲ發動スル片鱗ヲ示サレタノデアリマスルガ、私ハ此場合ニ政府ノ所見ヲ一層質シタイト思フ、此法律ノ發動ニ依リマシテ、昨年ノ秋加奈陀政府ニ對シテ反省ヲ求メテ、御承知ノ如ク加奈陀ノ内閣ガ是ガ爲ニ更迭セラレ、遂ニ新内閣ハ我國ノ希望スル如ク關稅ヲ下ゲタコトヘ御承知ノ通リデアリマス、私ハ之ニ對シテ商工大臣、外務大臣ハドンナ打合セラサレタノデアルカ、我ガ輸出業者モ相當硬化致シテ居ルノデアリマス、私ハ政府ノ決意ヲ促ス、政府ハ如何ナル之ニ對スル所見及ビ決心アリヤト云フ御答辯ヲ伺ヒタインデアリマス

更ニ伺ヒタイコトヘ、米國ニ對スル綿布ノ制限ガ、我國ノ綿布商ガ自發的ニ制限ヲスルト云フコトガ、今日ノ新聞ニ出テ居ツタノデアル、我ガ齋藤大使ハ亞米利加政府ト折衝致シテ、我ガ晒綿布三千噸、其他ノ綿布約六百万平方呎ダケ、是ダケニシテ亞米利加ニ輸出致シタイガ故ニ、ソレデ綿布ノ高關稅ダケハ宥シテ貰ヒタイ、斯ウ云フ態度ヲ以テ米國政府ト折衝中デアルト云フコトヲ新聞デ見タノデアリマスガ、是ナドハ何ゾ卑屈ノ甚シキヤト私ハ言ヘナケレバナラヌノデアル、米國ト我國トノ貿易狀態ハドウデアルカ、之ヲ數字ヲ申シマスルナラバ、我國ガ米國ヨリ買フノヘ約八億何千万圓ト云フ、頗ル多額ニ上ツテ居ルノデアリマスルガ、米國ガ我國ノ品物ヲ買フノヘ五億何千万圓、實ニ二億七八千万圓モ我國ハ米國

ノ品物ヲ多ク買フノデアリマス、而シテ其最モ多ク買フノヘ棉花デアルノデアリマシテ、實ニ三億七千万圓、四億ニ近キ米國ノ輸出スル棉花ノ三分ノ一以上モ、我國ガ之ヲ買ヅテ居ルノデアリマシテ、米國ノ棉花栽培業者カラ申セバ、我國ハ大御得意デアルノデアリマス、其米國ノ棉花ヲ買ツテ、之ヲ加工シテ輸出スル綿布ヲ、斯様ニ制限スルトハ何事デアリマス、殊ニ是ダケハ數字ヲ舉ゲマスナラバ、私ノ調ベタ所ニ依リマスト、米國ノ國內ニ於テ一年ノ綿布ノ消費高ハ七十億平方呎、ソコデ餘所ノ國カラ入ツテ來ル所ノ綿布ハドレダケデアルカト云フトベマスト、七千万ト云フモノハ百分ノ一デアルノデアリマス、米國ニ於テ消費スル所ノ綿布ハ七十億デアッテ、其百分ノ一ダケ外國カラ入ツテ來ルノデアリマシテ、只今齋藤大使ノ折衝ハ百分ノ一ノ半分デアリマス、スルト云フコト云フコト、是ガ無カツタナラバ我國ノ輸出ノ權利ヲ伸張スルコトハ出來ナイト思フ、

更ニ私ハ輸出組合法ガ斯ノ如ク色々出来マスルガ、輸入組合法ヲ制定スル意思ナキカト云フコト、是ガ無カツタナラバ我國ノ輸出ノ權利ヲ伸張スルコトハ出來ナイト思フ、

玉置君ヨリシテ、後刻詳細ニ政府ニ所見ヲ付キマシテ、政府ノ率直簡明ナル御答辯ヲ煩シタイト思フ者デゴザイマスル(拍手)

○國務大臣(有田八郎君登壇)  
ニ自主的外交ト申サレルノデアリマスルガ、以上質サレルノデアラウト思ヒマスルガ、以上日埃、日蘭、日米、日暹ノ諸問題ニ付キマシテ、政府ノ率直簡明ナル御答辯ヲ

次ニ日蘭交渉ニ付テデアリマスガ、是モ政府ト致シマシテハ、決シテ自然ノ成行ヲ致シマシテハ、努力ヲ此上トモ繼續致ス覺悟デアリマス

次ニ日蘭交渉ニ付テデアリマスガ、是モ政府ト致シマシテハ、決シテ自然ノ成行ヲ致シテ居ラナイ次第デアリマス、政府ト定ガ出来ル筈デアリマス、同地ニ於ケル同胞ノ窮状ハ洵ニ同情ニ堪ヘナインデアリマスルガ、是ニハ一般不景氣等ノ影響モアル

ノデアリマス、政府ト致シマシテハ、其問題モ十分考慮ヲ致シテ居ルノデアリマス

又日濠交渉ニ付キマシテハ、成程日本ハ濠洲カラ多額ノ羊毛ヲ買ッテ居ルノデアリマス、此日本品ニ對スル制限ノ問題ニ付キマシテハ十分日本トシテハ主張スペキ理由ガアルノデアリマスカラシテ、決心ヲ以テ交渉ニ臨ム積リデアリマス、通商擁護法發動云々ノ點ニ付キマシテハ、更ニ交渉ノ經過ヲ見マシタ上デ、必要ガアレバ關稅調查委員會其他適當ノ機關ニ諮リマシタ上デ、遺憾ノナイ處置ヲ講ズル積リデアリマス

第四ニ米國ノ綿布制限ニ關スル問題ニアリマスガ、成程御話ノ通り日本カラ輸出スルヨリモ、亞米利加カラ多額ノ物ヲ買ッテ居ルノデアリマスガ、併ナカラ唯其點ノミヲ考慮ニ置ク譯ニハ行カナイノデアリマス、亞米利加ト日本トノ貿易全體色々ノ狀況ヲ考へマシテ、目下交渉中デアルノデアリマス

最後ニ「シャム」ノ關稅問題ニ付テノ御質問デアリマスガ、「シャム」ニ於キマシテハ、最近支那ノ品物等ノ密輸入ノ爲ニ、關稅收入ガ減少致シテ居ルノデアリマス、從來ノ從價稅ヲ從量稅ニ改正致シマシタ結果、關稅ノ引上トナツタモノモ、引下ニナツタモノモアルノデアリマシテ、關稅引上トナツタモノデ、日本品ニ影響アルモノハ、先程御話ノ陶磁器デアルノデアリマスガ、此分ニ對シテハ日本品ノ輸入ガ出來ルヤウニ、目下「シャム」政府ト交渉中デアルノデアリマス、以上御答ヲ致シマス

(國務大臣小川郷太郎君登壇)  
○國務大臣(小川郷太郎君)　加藤君ノ御質問ノ中デ、初メノ方ハ只今有田外務大臣カラ御答ニナツテ居リマスカラ、最後ノ御質疑

ニ對シマシテ私カラ御答致シマス、政府ハ輸出貿易ニ關シマシテ、各種ノ輸出統制ヲ行シテ居リマス所、將來ハ輸入貿易ニ付キマシテモ、相當統制ヲ加ヘル必要ガアルト考ヘテ居リマス、其事ハ他ノ機會ニモ私申上ゲテ置イタコトモアリマス、ソレガ爲ニ輸出組合ヲ設ケルカドウカ、是モツツノ問題トシテ考究スベキ必要ガアルト考ヘテ居リマスガ、未ダ其具體的案ヲ申述べルマデニ達シテ居リマセヌ、御趣旨ハ全然同感デアリマスガ

○加藤錄五郎君　簡單デアリマスカラ此席カラ……

○議長(富田幸次郎君)　許可致シマス  
○加藤錄五郎君　私ハ外務大臣ノ率直簡明ナル御答辯ヲ要求致シタノデアリマスガ、其成行ヲ見テ居ルト云フヨリ途ガナイガ如ク私ハ感スルノデアリマシテ、至極遺憾ト致ス次第デアリマス、商工大臣ハ唯輸入組合ヲ制定セラレル意思アリヤナキヤト云フコトヲ私ハ諒察タノデハナイ、ソレハ後刻同僚ヨリ御尋致スコトデアリマスガ、唯日本會商、日英會商、其他ノ問題ニ付テ、最も直接ノ折衝ノ任ニ當ルベキ、直接ノ影響ヲ持ツモノハ商工大臣デアルノデアリマスルガ故ニ、私ハ商工大臣ヨリシテ外務大臣ヲ通ジテ、ドウ云フコトヲドウシツ、アルカ、ドウ云フ所信ヲ持テ居ルカ、ドウ云フ决心ガアルカ、之ヲ私ハ伺ヒタイノデアッタノデゴザイマスルガ、此問題ハ私モ極ク大綱ヲ述ベタダケデゴザイマスガ故ニ、何レ適當ノ機會ニ於キマシテ、詳細ニ私モ愚見ヲ述べテ、以テ政府ノ意見ヲ質シタイト存ジマスルガ故ニ、之ヲ以テ本日ノ質問ハ終リト致シマス

○議長(富田幸次郎君)　玉置吉之郎君  
(玉置吉之郎君登壇)  
○玉置吉之郎君　私ハ只今政府カラ御提案ニナリマシタ三法案ニ付キマシテ、極メテ簡單ニ其二三ノ要項ヲ御尋致シタイト考ヘルノデアリマス、其中ニ主トシテ輸出組合法ハ固ヨリ我國ノ輸出品ノ粗製濫造ヲ防グ考ヲ以テ立法サレタト云フコトハ、論ヲ俟タナイ次第デアリマス、果シテ然リトスレバ、政府ハ本法ヲ我國ノ外地、即チ朝鮮、臺灣ニ之ヲ施行スルノ用意アリヤ否ヤ、此點ヲ伺ヒタノイデアリマス、私共ハ常ニ我國ノ商品ガ外地ヲ經テ外ニ出ルモノノ中ニ、極メテ粗惡ナルモノガアツテ、其影響ヲ蒙ムルコト極メテ甚大ナルモノアルト云フコト只今ノ御答辯ハ、唯從來ノ如ク漫然トシテ其成行ヲ見テ居ルト云フヨリ途ガナイガ如ク私ハ感スルノデアリマシテ、至極遺憾ト致ス次第デアリマス、商工大臣ハ唯輸入組合ヲ制定セラレル意思アリヤナキヤト云フコトヲ私ハ諒察タノデハナイ、ソレハ後刻同僚ヨリ御尋致スコトデアリマスガ、唯日本會商、日英會商、其他ノ問題ニ付テ、最も直接ノ折衝ノ任ニ當ルベキ、直接ノ影響ヲ持ツモノハ商工大臣デアルノデアリマスルガ故ニ、私ハ商工大臣ヨリシテ外務大臣ヲ通ジテ、ドウ云フコトヲドウシツ、アルカ、ドウ云フ所信ヲ持テ居ルカ、ドウ云フ决心ガアルカ、之ヲ私ハ伺ヒタイノデアッタノデゴザイマスルガ、此問題ハ私モ極ク大綱ヲ述ベタダケデゴザイマスガ故ニ、何レ適當ノ機會ニ於キマシテ、詳細ニ私モ愚見ヲ述べテ、以テ政府ノ意見ヲ質シタイト存ジマスルガ故ニ、之ヲ以テ本日ノ質問ハ終リト致シマス

○御提出ニナツタ以上ハ、司法當局トノ間ニ於テ相當ナル諒解ヲ得テ居ルカドウカ、此點ニ付テ明確ナル御答辯ヲ得タインデアリマス、尙ほ本法ヲ施行スルノ上ニ於キマシテハ稅關其他ニ於テ、大藏省ノ役人デアル所ノ稅關官吏及ビ收稅官吏ノ手ニ依ヅテ、是等ノ品物ノ検査ヲ受ケナケレバナラヌト云フ事實ガアル、然ルニ今日ノ大藏省ハ、總テ豫算ノ上ニ從來執リ來タル方針ハ、各省ニ向ツテ緊縮方針ノ範ヲ示スガ如キ立前ノ上カラ考ニ付キマシテハ、重要產業統制ヲ行フ法上ニ於テ、政府ハ外地ヲ度外視スルト云フコトハ、私ハ此統制ノ徹底ヲ期スルト云此點ニ付キマシテハ、重要產業統制ヲ行フ法上ニ於テ、常ニ遺憾ニ考ヘテ居ルモノデアリマス、此點ニ付テ政府ノ明確ナル御答辨ヲ得タトイト考ヘルノデアリマス  
○議長(富田幸次郎君)　玉置吉之郎君  
(玉置吉之郎君登壇)  
○玉置吉之郎君　私ハ只今政府カラ御提案ニナリマシタ三法案ニ付キマシテ、極メテ簡單ニ其二三ノ要項ヲ御尋致シタイト考ヘルノデアリマス、其中ニ主トシテ輸出組合法ハ固ヨリ我國ノ輸出品ノ粗製濫造ヲ防グ考ヲ以テ立法サレタト云フコトハ、論ヲ俟タナイ次第デアリマス、果シテ然リトスレバ、政府ハ本法ヲ我國ノ外地、即チ朝鮮、臺灣ニ之ヲ施行スルノ用意アリヤ否ヤ、此點ヲ伺ヒタノイデアリマス、私共ハ常ニ我國ノ商品ガ外地ヲ經テ外ニ出ルモノノ中ニ、極メテ粗惡ナルモノガアツテ、其影響ヲ蒙ムルコト極メテ甚大ナルモノアルト云フコト只今ノ御答辯ハ、唯從來ノ如ク漫然トシテ其成行ヲ見テ居ルト云フヨリ途ガナイガ如ク私ハ感スルノデアリマシテ、至極遺憾ト致ス次第デアリマス、商工大臣ハ唯輸入組合ヲ制定セラレル意思アリヤナキヤト云フコトヲ私ハ諒察タノデハナイ、ソレハ後刻同僚ヨリ御尋致スコトデアリマスガ、唯日本會商、日英會商、其他ノ問題ニ付テ、最も直接ノ折衝ノ任ニ當ルベキ、直接ノ影響ヲ持ツモノハ商工大臣デアルノデアリマスルガ故ニ、私ハ商工大臣ヨリシテ外務大臣ヲ通ジテ、ドウ云フコトヲドウシツ、アルカ、ドウ云フ所信ヲ持テ居ルカ、ドウ云フ决心ガアルカ、之ヲ私ハ伺ヒタイノデアッタノデゴザイマスルガ、此問題ハ私モ極ク大綱ヲ述ベタダケデゴザイマスガ故ニ、何レ相當ノ機會ニ於キマシテ、詳細ニ私モ愚見ヲ述べテ、以テ政府ノ意見ヲ質シタイト存ジマスルガ故ニ、之ヲ以テ本日ノ質問ハ終リト致シマス

次ニ私ハ先刻同僚加藤君ヨリ御尋ニ相成  
リマシタ、現下ノ我國ノ對外貿易ノ實際ニ  
鑑ミテ、輸入組合ノ必要ノアルコトヲ痛感  
致シマス者デアリマスガ、之ニ付キマシテ  
此際政府ノ所信ヲ伺ヒタイト思フノデアリ  
マス、政府ハ本輸出組合法ノ改正ノミヲ以  
テ、貿易ノ改善ヲ圖リ、輸出ノ振興ヲ期ス  
ルコトガ出來得ルト御考ヘニナツテ居リマ  
スカ、我國ノ貿易ノ構成内容ナルモノハ、  
原料ノ輸入、製品ノ輸出ト云フ、極メテ典  
型的工業國タルコトハ今更論ヲ俟タヌ次第  
デアリマス、隨テ其貿易政策ハ輸出入ノ兩  
方面ニ適切ナル考慮ヲ拂ハレテ然ルベキト  
存ジマス、然ルニ輸出促進ニノミ努力セラ  
レ、輸入ニ對シテハ殆ド等閑ニ付シテ居ッタ  
傾向ガアルト云フコトハ、極メテ私共ノ遺  
憾ニ存ズル次第デアリマス、現下ノ情勢ハ  
諸外國ガ我國ニ對シテ執リツ、アル通商貿  
易上ニ於ケル狀態ハ如何ナルモノデアリマ  
セウ、本年ノ四月ノ現在ニ於キマシテ、我  
國ノ綿業ニ對スル輸入防遏國ノ狀況ヲ見マ  
シテモ、貿易ノ相手國ガ百一十七箇國デアッ  
テ、尤モ其中自由港ヲ含ミマス、其中デ無  
差別待遇ヲ爲シテ居ル國ガ七十六箇國  
アルノデアリマス、中、差別關稅制度ヲ採  
用致シテ居ル國ガ三十三箇國、輸入割當制  
度ヲ布イテ居ル國ガ四十三箇國デアリマス、  
斯ノ如キ狀態ヲ考ヘマスル時ニハ、我國ト  
シテハ此場合積極的ナル方策ヲ立テナケレ  
バナラヌ必要ヲ痛感スル者デアリマス  
殊ニ昨年度ニ於ケル我對外貿易ノ内容  
ヲ見マスルト、貿易ノ相手國百四箇國デア  
リマシテ、其中我國ヨリノ出超相手國ハ七  
十八箇國デ、入超相手國ハ二十六箇國デア  
リマスガ、是等ノ我國ヨリノ出超國七十八

箇國ガ、皆一樣ニ求償的貿易政策ヲ採用シ、  
又採用セント致シテ居ル事實ガアルノデア  
リマス、今日ノ情勢ニ鑑ミマシテ、積極的  
輸出入貿易ノ調節ヲ圖ルニアラズンバ、  
ルコトガ出來得ルト御考ヘニナツテ居リマ  
スカ、我國ノ貿易ノ構成内容ナルモノハ、  
原料ノ輸入、製品ノ輸出ト云フ、極メテ典  
型的工業國タルコトハ今更論ヲ俟タヌ次第  
デアリマス、隨テ其貿易政策ハ輸出入ノ兩  
方面ニ適切ナル考慮ヲ拂ハレテ然ルベキト  
存ジマス、然ルニ輸出促進ニノミ努力セラ  
レ、輸入ニ對シテハ殆ド等閑ニ付シテ居ッタ  
傾向ガアルト云フコトハ、極メテ私共ノ遺  
憾ニ存ズル次第デアリマス、現下ノ情勢ハ  
諸外國ガ我國ニ對シテ執リツ、アル通商貿  
易上ニ於ケル狀態ハ如何ナルモノデアリマ  
セウ、本年ノ四月ノ現在ニ於キマシテ、我  
國ノ綿業ニ對スル輸入防遏國ノ狀況ヲ見マ  
シテモ、貿易ノ相手國ガ百一十七箇國デアッ  
テ、尤モ其中自由港ヲ含ミマス、其中デ無  
差別待遇ヲ爲シテ居ル國ガ七十六箇國  
アルノデアリマス、中、差別關稅制度ヲ採  
用致シテ居ル國ガ三十三箇國、輸入割當制  
度ヲ布イテ居ル國ガ四十三箇國デアリマス、  
斯ノ如キ狀態ヲ考ヘマスル時ニハ、我國ト  
シテハ此場合積極的ナル方策ヲ立テナケレ  
バナラヌ必要ヲ痛感スル者デアリマス  
殊ニ昨年度ニ於ケル我對外貿易ノ内容  
ヲ見マスルト、貿易ノ相手國百四箇國デア  
リマシテ、其中我國ヨリノ出超相手國ハ七  
十八箇國デ、入超相手國ハ二十六箇國デア  
リマスガ、是等ノ我國ヨリノ出超國七十八

箇國ガ、皆一樣ニ求償的貿易政策ヲ採用シ、  
又採用セント致シテ居ル事實ガアルノデア  
リマス、今日ノ情勢ニ鑑ミマシテ、積極的  
輸出入貿易ノ調節ヲ圖ルニアラズンバ、  
ルコトガ出來得ルト御考ヘニナツテ居リマ  
スカ、我國ノ貿易ノ構成内容ナルモノハ、  
原料ノ輸入、製品ノ輸出ト云フ、極メテ典  
型的工業國タルコトハ今更論ヲ俟タヌ次第  
デアリマス、隨テ其貿易政策ハ輸出入ノ兩  
方面ニ適切ナル考慮ヲ拂ハレテ然ルベキト  
存ジマス、然ルニ輸出促進ニノミ努力セラ  
レ、輸入ニ對シテハ殆ド等閑ニ付シテ居ッタ  
傾向ガアルト云フコトハ、極メテ私共ノ遺  
憾ニ存ズル次第デアリマス、現下ノ情勢ハ  
諸外國ガ我國ニ對シテ執リツ、アル通商貿  
易上ニ於ケル狀態ハ如何ナルモノデアリマ  
セウ、本年ノ四月ノ現在ニ於キマシテ、我  
國ノ綿業ニ對スル輸入防遏國ノ狀況ヲ見マ  
シテモ、貿易ノ相手國ガ百一十七箇國デアッ  
テ、尤モ其中自由港ヲ含ミマス、其中デ無  
差別待遇ヲ爲シテ居ル國ガ七十六箇國  
アルノデアリマス、中、差別關稅制度ヲ採  
用致シテ居ル國ガ三十三箇國、輸入割當制  
度ヲ布イテ居ル國ガ四十三箇國デアリマス、  
斯ノ如キ狀態ヲ考ヘマスル時ニハ、我國ト  
シテハ此場合積極的ナル方策ヲ立テナケレ  
バナラヌ必要ヲ痛感スル者デアリマス  
殊ニ昨年度ニ於ケル我對外貿易ノ内容  
ヲ見マスルト、貿易ノ相手國百四箇國デア  
リマシテ、其中我國ヨリノ出超相手國ハ七  
十八箇國デ、入超相手國ハ二十六箇國デア  
リマスガ、是等ノ我國ヨリノ出超國七十八

箇國ガ、皆一樣ニ求償的貿易政策ヲ採用シ、  
又採用セント致シテ居ル事實ガアルノデア  
リマス、今日ノ情勢ニ鑑ミマシテ、積極的  
輸出入貿易ノ調節ヲ圖ルニアラズンバ、  
ルコトガ出來得ルト御考ヘニナツテ居リマ  
スカ、我國ノ貿易ノ構成内容ナルモノハ、  
原料ノ輸入、製品ノ輸出ト云フ、極メテ典  
型的工業國タルコトハ今更論ヲ俟タヌ次第  
デアリマス、隨テ其貿易政策ハ輸出入ノ兩  
方面ニ適切ナル考慮ヲ拂ハレテ然ルベキト  
存ジマス、然ルニ輸出促進ニノミ努力セラ  
レ、輸入ニ對シテハ殆ド等閑ニ付シテ居ッタ  
傾向ガアルト云フコトハ、極メテ私共ノ遺  
憾ニ存ズル次第デアリマス、現下ノ情勢ハ  
諸外國ガ我國ニ對シテ執リツ、アル通商貿  
易上ニ於ケル狀態ハ如何ナルモノデアリマ  
セウ、本年ノ四月ノ現在ニ於キマシテ、我  
國ノ綿業ニ對スル輸入防遏國ノ狀況ヲ見マ  
シテモ、貿易ノ相手國ガ百一十七箇國デアッ  
テ、尤モ其中自由港ヲ含ミマス、其中デ無  
差別待遇ヲ爲シテ居ル國ガ七十六箇國  
アルノデアリマス、中、差別關稅制度ヲ採  
用致シテ居ル國ガ三十三箇國、輸入割當制  
度ヲ布イテ居ル國ガ四十三箇國デアリマス、  
斯ノ如キ狀態ヲ考ヘマスル時ニハ、我國ト  
シテハ此場合積極的ナル方策ヲ立テナケレ  
バナラヌ必要ヲ痛感スル者デアリマス  
殊ニ昨年度ニ於ケル我對外貿易ノ内容  
ヲ見マスルト、貿易ノ相手國百四箇國デア  
リマシテ、其中我國ヨリノ出超相手國ハ七  
十八箇國デ、入超相手國ハ二十六箇國デア  
リマスガ、是等ノ我國ヨリノ出超國七十八

箇國ガ、皆一樣ニ求償的貿易政策ヲ採用シ、  
又採用セント致シテ居ル事實ガアルノデア  
リマス、今日ノ情勢ニ鑑ミマシテ、積極的  
輸出入貿易ノ調節ヲ圖ルニアラズンバ、  
ルコトガ出來得ルト御考ヘニナツテ居リマ  
スカ、我國ノ貿易ノ構成内容ナルモノハ、  
原料ノ輸入、製品ノ輸出ト云フ、極メテ典  
型的工業國タルコトハ今更論ヲ俟タヌ次第  
デアリマス、隨テ其貿易政策ハ輸出入ノ兩  
方面ニ適切ナル考慮ヲ拂ハレテ然ルベキト  
存ジマス、然ルニ輸出促進ニノミ努力セラ  
レ、輸入ニ對シテハ殆ド等閑ニ付シテ居ッタ  
傾向ガアルト云フコトハ、極メテ私共ノ遺  
憾ニ存ズル次第デアリマス、現下ノ情勢ハ  
諸外國ガ我國ニ對シテ執リツ、アル通商貿  
易上ニ於ケル狀態ハ如何ナルモノデアリマ  
セウ、本年ノ四月ノ現在ニ於キマシテ、我  
國ノ綿業ニ對スル輸入防遏國ノ狀況ヲ見マ  
シテモ、貿易ノ相手國ガ百一十七箇國デアッ  
テ、尤モ其中自由港ヲ含ミマス、其中デ無  
差別待遇ヲ爲シテ居ル國ガ七十六箇國  
アルノデアリマス、中、差別關稅制度ヲ採  
用致シテ居ル國ガ三十三箇國、輸入割當制  
度ヲ布イテ居ル國ガ四十三箇國デアリマス、  
斯ノ如キ狀態ヲ考ヘマスル時ニハ、我國ト  
シテハ此場合積極的ナル方策ヲ立テナケレ  
バナラヌ必要ヲ痛感スル者デアリマス  
殊ニ昨年度ニ於ケル我對外貿易ノ内容  
ヲ見マスルト、貿易ノ相手國百四箇國デア  
リマシテ、其中我國ヨリノ出超相手國ハ七  
十八箇國デ、入超相手國ハ二十六箇國デア  
リマスガ、是等ノ我國ヨリノ出超國七十八

シテ増員ヲ致シマシテ、検査官ガ三人、判任官ガ三十六人、合計三十九人ノ増員ヲ致シマシテ、此輸出品ニ對シマスル檢閲ニ付キマシテ、事務上萬遺憾ナキヲ期スル積リデアリマスカラ、ドウカ御安心下サイ(拍手)○玉置吉之丞君 簡單デアリマスカラ、此席カラ發言ノ御許ヲ願ヒマス

○議長(富田幸次郎君) 許可致シマス

○玉置吉之丞君 只今商工大臣カラ御答辯ヲ戴イタノデアリマスガ、最後ノ輸入組合ノ問題ニ付キマシテ、モウ一ツ私ハ明確ナル御答辯ヲ得ラヌコトヲ遺憾ニ考ヘルノデアリマスルガ、唯意見ヲ尊重シテ大イニ考究スル斯ウ云フコトデアリマスカラ、私ノ質問ハ他ノ機會ニ於テ致スコトト致シマス、之ヲ以テ一應質問ヲ打切ルコトト致シ

○議長(富田幸次郎君) 宮本雄一郎君  
(宮本雄一郎君登壇)

○宮本雄一郎君 只今日程ニ上リマシタ重要輸出品取締法案ニ關シマシテ、法案ノ總括的質問ヲ提出致シマス、私ノ質問ヲ致シマス事項ハ、第一此法律ニ依リマスル検査執行ノ主體ニ關スル件デアリマス、第二ハ本法ノ附則ニ依ル既設團體ニ關スル件、第三へ外國人ガ本邦ニ參リマシテ、輸出商品ヲ取扱フ關係者ト、本法ノ施行トノ關係デアリマス、第四ハ海外市場ニ於キマシテ、本邦ノ輸出品ニ對シテ、輸入検査ヲ執行シ、不格ニナツタ場合ニ於キマシテ、如何ナル處置ヲ講ズルカト云フ問題デアリマス、以上ノ四ツノ問題ニ對シマシテ、極メテ簡單ニ質問ノ要旨ヲ申述べマス

検査機關ノ問題ニ付キマシテヘ、本法ニ依リマシテ組合又ヘ其聯合會、又ヘ公益法ノ現ニ執行セラレ居ル檢査ヲ認メテ居ル人ノ現ニ執行セラレ居ル檢査ヲ認メテ居ル

ノデアリマス、本法ノ適用ニ依リマシテ、是等ハ何レモ検査執行ニ依リマシテ、經費ノ増額ヲ來スコトニナラウト考ヘマス、勿論法ノ執行ニ付キマシテヘ、検査料ノ徵收等ノ方法モ施行規則ニ織込マレルコト、考ヘルノデアリマスガ、多額ナル検査費ヲ要スル場合ニ於キマシテハ、其検査ノ遂行ニ甚ダ不安ヲ感ズルノデアリマス、尙又周到ナル検査ヲ執行スルニ付キマシテヘ、是等ノ既設團體ニ付キマシテ、關係者ノ負擔増加等ノ心配モアルノデアリマス、本案ノ提出ノ理由ニ依ル本法重要輸出品ノ検査制度ヲ設ケ、其輸出ノ取締ヲ行ヒ、以テ海外市場ニ於ケル其聲價ノ維持向上ヲ圖ラントスルト云フ趣意ニ於キマシテヘ、勿論検査ノ周到ヲ期セナケレバナラヌノデアリマス、是等ノ意味ヨリ致シマスレバ、其検査主體へ政府ガ進ンデ之ヲ爲スベキデヘナイカト考ヘルノデアリマス、尙ホ此法案ノ實施ニ付キマシテ、何レノ團體ヲ主體ト致シマシテ、此検査ヲ遂行セラレル御考デアリマスカ、尙又此主體ニ關シマシテ、現在府縣ニ於テ執行致シテ居ル検査ノ輸出重要品ガアリマス、是等ニ關シマシテ、此法律執行ト同シテ置キタイト存ジマス、此法律ハ第六十六議會ニ其改正ガ提出致サレマシテ、其一部分ガ改正セラレタノデアリマス、其當時ノ政府提案ノ理由ハ、此法律ヲ改正致シマシテ、其法律ノ目的ヲ強化シ、而シテ輸出ノ統制ヲ圖ルト云フコトガ、此改正ノ目的デアツクノデアリマス、此結果商工省ハ統制課ヲ新設致シマシテ、輸出組合ガ此法律ニ依リマシテ輸出品ノ統制ヲスル場合ニヘ、此附則トノ關係ヲ如何ニ御考ヘデアリマスカ、此點ヲ御伺致シマス

次ノ問題ハ本法附則ニ依ル既設團體ニ關スル件デアリマス、此法律ニ依ル検査機關ヘ、本法ノ附則ニ依リマシテ、本法施行ノ際ニ於テ、組合又ヘ其組合聯合會、又ヘ公會ヲ組織シ、現ニ府縣ノ區域ニ於キマシテ、中央會ガ検査ヲ執行シ居ルモノニ付キマシテ、此附則トノ關係ヲ如何ニ御考ヘデアリマスカ、此點ヲ御伺致シマス

次ニ外國人輸出業者ト本法施行ニ關スル件デアリマス、我國ニ多年店舗ヲ有シ、重要輸出品ノ輸出ヲ業ト爲シテ居ル者ニ付キマシテ、本法施行ニ關シマシテ考慮セラレ等ノ方法モ施行規則ニ織込マレルコト、考テ居ル點ガアリマシタナラバ、此點ニ對シテ御答辯ヲ願ヒタイト存ジマス

次ニ海外市場ニ對シマシテ、我國ノ重要輸出品ニ對シ検査ヲ執行スル重要輸出品ガアリマス、若シ此法律ニ依リマシテ組合其他ノ検査執行機關ガ検査ヲ爲シ、其輸出品ニ對シマシテ、海外市場ノ輸入検査ニ不合格ヲ致シタ等ノ場合ニ於キマシテヘ、從來此検査執行機關ニ對シテ、輸出業者ハ損害要求等ノ問題ガ起リマシタ場合モアツタノデアリマス、是等ノ場合ニ於キマシテ、此法ノ執行ニ對シマシテ、ドウ云フ御考ヲ持ツテ居ラレルノデアリマスカ、或ヘ海外市場ニ於キマシテノ輸入検査ニ比較致シマス、尙ホ日程ニ上ッテ居リマス輸出組合法ノ施行ニ關シマシテ、商工大臣ノ御決意ヲ御針ガアルヤ否ヤ、私共ノ此法律ニ關スル質問ハ以上ノ四點デアリマス

○國務大臣(小川鄉太郎君) 只今ノ御質疑ニ對シマシテ、御答致シマス、第一ヘ検査主體ニ關スル御質疑デアリマス、國營検査ト同シテ置キタイト存ジマス、此法律執行ト同シテ置キタイト存ジマス、此法律ハ第六十六議會ニ其改正ガ提出致サレマシテ、其部分ガ改正セラレタノデアリマス、其當時ノ政府提案ノ理由ハ、此法律ヲ改正致シマシテ、其法律ノ目的ヲ強化シ、而シテ輸出ノ統制ヲ圖ルト云フコトガ、此改正ノ目的デアツクノデアリマス、此結果商工省ハ統制課ヲ新設致シマシテ、輸出組合ガ此法律ニ依リマシテ、輸出組合ガ此法律ニ於ケル輸入検査ニ關シテノ御質疑デアリマシタガ、現ニ中央會ニ關シテ御質疑ニ之ヲ行ハシメル、サウシテ右當業者ノ検査ニ依ツテ、其目的ヲ達シ得ナイヤウナ場合ニ於テ、國營検査ノ執行ニ付テ考慮スル、斯ウ云フコトガ妥當ダト考ヘテ居ルノデアリマス、第二ニハ中央會ニ關シテノ御質疑デアリマシタガ、現ニ中央會ニ關シテ御質疑ニナリマシテモ、是ハドウモ本案ノ關係スルモノハアリマセヌ、ソレカラ次ニ外國ニシテ、ソレハ外國ガ輸入検査ヲシテ不合格スガ、ソレハ外國ガ輸入検査ヲシテ不合格シヨウト云フ譯ニハ参リマセヌ、最後ニ事務ノ取扱方ニ付テ御話ガアリマシタガ、出ル所デナインデアリマンテ、本案デ如何ニシヨウト云フ譯ニハ参リマセヌ、最後ニ事務ノ取扱方ニ付テ御話ガアリマシタガ、出来ルダケ事務ノ敏活ニ努力致シマシテ、此法律ガ巧ク運用セラレルヤウニ努メタイト

○宮本雄一郎君 極メテ簡単デアリマスカラ、此席ヨリ御許ヲ願ヒマス……只今商工大臣ノ御答辯ハ、私ノ質問ノ要旨ガ十分御分リニナラナイト存ジマス、尙ホ詳細ニ御致シタイノデアリマスガ、議事進行ノコトヲ考ヘマシテ、他ノ機會ニ譲リマシテ、此程度デ止メルコトニ致マシス

○議長(富田幸次郎君) 筧井重治君  
 (笠井重治君登壇)

○笠井重治君 本日へ重要輸出品取締法案  
 ○笠井重治君登壇)

在日本ノ海外貿易ハ非常ナ躍進ヲ致シテ居リマス、併ナガラ其半面ニ於テハ非常ニ不安ガアルノデアリマス、其不安ハ何デアルカト云フナラバ、今將ニ發展セントスル日本ノ海外貿易ヲ、列國ハ高イ關稅障壁ヲ作ッテ之ヲ阻礙セントシテ居ル、本員ガ言ハントテ居リマス、即チ日埃或ヘ日蘭、或ヘ日濠、日本遙關係、日加關係等デアツテ我國外國貿易ノ前途ハ益々多難デアリマス、併ナガラ其半面ニ他ノ一つノ不安ガ横ツテ居ル、ソレハ即チ此三法案ニ依ツテ取締ラントスル所ノ、我國ニ於ケル粗製濫造デアツテ、是ガ將來日本製品ノ聲價ヲ墜ス原因デハナイカト心配シテ居ル、政府ハ之ヲ取締ラントシテ此法案ヲ提出シテ居ルノデアルト思フ

現在ノ我ガ日本ノ貿易ハ如何ニ進展シテ居ルカ、世界ノ列強ハ我ガ日本ノ貿易ノ進展ヲ防遏セントシテ之ニ對シテ種々ナ障碍ヲ興ヘントスル排日政策ヲ執ツテ居リマス、然ルニ我ガ日本ノ貿易ハ、或ヘ東亞弗利加ノ方面、或ヘ西亞弗利加、或ヘ「イラン」「トルコ」アジヤ各國ニ發展シテ居ル、一方ニ於テハ中米方面即チ「ベネズエラ」「ニカラ

ガ」「ボンヂュラス」ト云フヤウナ方面ニモ發展シテ居ル、サウシテ南米ニ於テハ「ペル」「チリ」「ブラジル」「アルゼンチン」等ニ及ンデ居ル、所デ是等ノ方面ニ於テハ米合衆國ノ勢力ト拮抗シテ居ル、故ニ北米合衆國ノ貿易業者ハ日本ノ貿易ノ進展ヲ阻碍セントスル方策ヲ執ツテ居ル、米國ハ南北各國ニ於ケル銀行ノ金融及ビ通信機關等ヲ有シテ居ル、歐洲戰爭前ニ於テハ、南米貿易ハ英吉利ノ倫敦ニ於テ決済サレテ居ツタ、併ナガラ歐洲戰後ニ於ケル南米貿易ノ進展ハ、北米合衆國ノ貿易業者ニ依ツテ殆ド獨占セラレタ狀態デアル、サウシテ南米貿易ハ凡テ紐育ヲ通ジテ決済ヲサレテ居リマス、斯様ナ結果トシテ、一方ニ於テハ將ニアリノデアリマス、一方ニ於テハ將ニアリマス、ソコデ私ガ希望スルコトハ外務、商工、大藏當局提携協力デアリマス又ハ貿易等ニ付テモ遺憾ノ點ガ多イノデアヌカドウカラ、中島君デモ結構デアリマスガ、大藏省ハ如何ナル考ヲ此問題ニ關シテ持タレテ居ルカ、即チ我ガ外國貿易ノ進展ニ關スル政府ノ所信ト抱負經綸ヲ御同シタイト思ヒマス(拍手)

(政府委員池田秀雄君登壇)

○政府委員(池田秀雄君) 今商工大臣ガ派遣シテ、十分ニ調査研究セラレテ居ル、其一千萬圓掛ル、其一千萬圓ヲ海外貿易ノ進展ノ方面ニ費シタナラバ、相當ニ我國外國貿易ノ進展ノ爲ニ效果ヲ擧ゲルコトハ信ジテ疑ヘナイノデアル、私ハ此點ニ付テ外務大臣、商工大臣ノ御考ヲ御尋致シタイノデアル、尙ホ大藏大臣ハ居リマセヌカラ、中島君デモ結構デアリマスガ、大藏省ハ如何ナル考ヲ此問題ニ關シテ持タレテ居ルカ、即チ我ガ外國貿易ノ進展ニ關スル政府ノ所信ト抱負經綸ヲ御同シタイト思ヒマス(拍手)

第一ニ外務大臣ニ御尋シタイノハ、モウ少シ商務官ノ制度ヲ確立シテ領事及ビ外交官ヲ補佐セシメ貿易ノ進展ヲ計ラレタイ、サウシテ外相ハ商務官ヲ御殖シニナル御考ハナイカドウカラ、御尋致シタイ

第二ニハ私ガ去ル五月七日ノ本會議ノ質疑ニ於テハ南米方面ニ向ツテ新販路ヲ開拓テ蒙ツテ居ルノデアル

此際ニ於テ外務大臣、商工大臣及ビ大藏大臣ニ御尋シタイノデアル、政府ハ是等ノ外國ノ壓迫ニ對シテ、如何ニシテ我國貿易業ノ進展ヲ期セムトシテ居ルノデアルカ、内ニアツテハ粗製濫造ヲ阻止シテ製品ノ統一ヲ期スルト共ニ、外ニ對シテハ我國ノ經濟參謀本部トモ稱スルモノヲ作ツテ海外發展ヲ期セラレタイ、商工省ノ貿易局ノ狀態ヲ見テモ、甚ダ遺憾ノ點ガアル、外務省ニ於テ、通商局ヲ通シテ非常ナ進展ヲ爲シ且ツ活躍ヲセラレテ居ルノデアツテ、外務大臣ニ要ヲ痛感スルノデアルカラ、大藏省ヨリ感謝シタイト思フ、然ルニ今日マデ日本貿易ノ海外發展ニ對シテ政府ガ十分ノ力ヲ與ヘテ居ラナイコトハ遺憾千萬デアル、英吉利及ビ亞米利加、獨逸、佛蘭西等ノ歐米各國ノ政府ハ世界各國ニ外交官以外ニ商務官ヲ

シテ、豫算ニモ相當現シテアル積リデアリ  
マス

(政府委員猪野毛利榮君登壇)

○政府委員猪野毛利榮君 外務大臣ガ他ノ委員會ニ出席致シテ居リマスルカラ、私ヨリ只今ノ點ニ付テ御答辯ヲ致シマス、躍進日本ガ海外ニ於ケル通商貿易ノ進展ハ、笠井君ノ仰シヤル如ク、外務省トシテモ非常ニ悅ンデ居ルノデアリマス、ソレ故ニ今年ノ通商局ノ豫算ニ於キマシテモ、一寸金額ハ茲ニ細カイコトヲ記憶シテ居リマセヌケレドモ、御手許ニ配付シテアリマスル豫算面ニ現ハレテ居ル通り、相當ノ増額ヲ致シテ、商務官其他増員ニナツテ居ル次第デアリマス、笠井君ノ御希望ニ副フヤウニ、セイゼイ大藏省カラ豫算ヲ取ッテ、サウンテ我ガ通商貿易ノ益、發達スルヤウニ、今後一層ノ努力ヲ致シタイト考ヘテ居ルノデアリマス(拍手)

○笠井重治君 只今ノ商政務次官、大藏政務次官、外務政務次官ノ答辯ニハ、非常ニ不満ナ點ガアリマスルガ、同僚デアリマスカラ此位デ止メテ置キマス

○議長(富田幸次郎君) 水谷長三郎君

(水谷長三郎君登壇)

○水谷長三郎君 私ハ本案ニ對シマシテ大體簡單ニ三ツノ點ニ付テ、商工當局ノ御答辯ヲ煩シタイト思フ次第デゴザイマス、第一點ハ統制強化ニ依ル所ノ國內關係業者ノ損失ニ對スル補償問題デアリマス、第二點ハ小輸出商ニ對スル補償問題デアル、サウシテ第三點ハ、大資本ニ依ル海外輸出貿易ノ獨占ニ付テ聽キタイト思フ次第デゴザイマス

第一點ニ付キマシテ聊カ説明ヲ加ヘマスレバ、本邦輸出品ハ其六割乃至七割ガ、中

ト說明ヲ要シナインデゴザイマス、果シテ然ラバ現在我國人輸出品ノ大部分ガ、斯ノレル所ノ輸出検査ノ強制ト強化トハ、斯ル中小工業家ニ大キナ打撃ヲ與ヘルコトハ、火災賠償ルヨリモ明デアルト思フノデゴザイマス、例ヘバ茲ニ一例ヲ取ッテ申シマスレバ、昭和十一年三月、陶磁器工業界ニ於キマシテ、對米珈琲碗皿價格統制ヲバ、一打ニ付キ一圓カラ一圓二十五錢ニ強化シタ爲ニ、輸出組合ト工業組合トノ間ニ紛争ヲ生ジマシテ、政府ハ其間ニ處シ、輸出組合カラ五萬圓ヲ工業組合ニ釀出セシメマシテ、同組合ノ共同施設事業費ニ充テタト云フ事實ガ如ク統制ヲ強化シタ爲ニ、此様ナ工業組合ガ、ドノ位ノ損害ヲ被ッタカト云フコトヲバ數字ヲ以テ示シマスレバ、岐阜縣西南部陶磁器工業組合ハ斯ノ如キ施設ノ爲ニ、言葉ヲ換ヘテ申シマスレバ、上繪附完成施設ノ爲ニ、工費トシテ五万八千圓ヲ投ジ、同岐阜縣ノ妻木陶磁器工業組合ハ製土工場設置ノ爲ニ二万五千圓ヲ投ジ、同岐阜縣ノ土岐津陶磁工業組合ハ釉藥工場設置ノ爲ニ八千圓ヲ投ジ、合計三ツノ工業組合デ九万一千圓ノ設置費ヲ投ジテ居タノデゴザイマスルガ、併ナガラ唯是ダケデ足ツテ居ルノデハゴザイマセヌ、問題ノ對米珈琲關係工業組合デアル所ノ瀬戸陶磁器工業組合、或ハ又上繪附工業組合ヲ加算致シマスレバ、優ニ十万圓ヲ突破致シマシテ、到底輸出組合ハゴザイマセス、例ヘバ茲ニ一例トシテ三井物産株式會社ノ例ヲ取リマスレバ、會社ニ於キマシテハ、昭和六年ノ下半期ノ利益ハ僅ニ五百萬圓ニ過ギナカツタノデゴザイマスルガ、昭和十年ノ上半年期ニハ七百五十萬圓ヲ突破シ、更ニ下半期ニハ七百三十萬圓ヲ突破シ、更ニ昭和八年ノ如キハ多クノ配當ノ上

ノ場合ニ、斯ノ如キ多クノ金額ヲ要シ、而モ其補償ガサレナイ場合、起ルノハ何デアルカト申シマスレバ、ソレハ言フマデモナク然ラバ現在我國人輸出品ノ大部分ガ、斯ノレル所ノ輸出検査ノ強制ト強化トハ、斯ル中小工業家ニ大キナ打撃ヲ與ヘルコトハ、火災賠償ルヨリ外ニ途ガナインデゴザイマス、例ヘバ茲ニ一例ヲ取ッテ申シマスレバ、昭和十一年三月、陶磁器工業界ニ於キマシテ、對米珈琲碗皿價格統制ヲバ、一打ニ付キ一圓カラ一圓二十五錢ニ強化シタ爲ニ、輸出組合ト工業組合トノ間ニ紛争ヲ生ジマシテ、政府ハ其間ニ處シ、輸出組合カラ五萬圓ヲ工業組合ニ釀出セシメマシテ、同組合ノ共同施設事業費ニ充テタト云フ事實ガ如ク統制ヲ強化シタ爲ニ、此様ナ工業組合ガ、ドノ位ノ損害ヲ被ッタカト云フコトヲバ數字ヲ以テ示シマスレバ、岐阜縣西南部陶磁器工業組合ハ斯ノ如キ施設ノ爲ニ、言葉ヲ換ヘテ申シマスレバ、上繪附完成施設ノ爲ニ、工費トシテ五万八千圓ヲ投ジ、同岐阜縣ノ妻木陶磁器工業組合ハ製土工場設置ノ爲ニ二万五千圓ヲ投ジ、同岐阜縣ノ土岐津陶磁工業組合ハ釉藥工場設置ノ爲ニ八千圓ヲ投ジ、合計三ツノ工業組合デ九万一千圓ノ設置費ヲ投ジテ居タノデゴザイマスルガ、併ナガラ唯是ダケデ足ツテ居ルノデハゴザイマセヌ、問題ノ對米珈琲關係工業組合デアル所ノ瀬戸陶磁器工業組合、或ハ又上繪附工業組合ヲ加算致シマスレバ、優ニ十万圓ヲ突破致シマシテ、到底輸出組合ハゴザイマセス、例ヘバ茲ニ一例トシテ三井物産株式會社ノ例ヲ取リマスレバ、會社ニ於キマシテハ、昭和六年ノ下半期ノ利益ハ僅ニ五百萬圓ニ過ギナカツタノデゴザイマスルガ、昭和十年ノ上半年期ニハ七百五十萬圓ヲ突破シ、更ニ下半期ニハ七百三十萬圓ヲ突破シ、更ニ昭和八年ノ如キハ多クノ配當ノ上ノ場合ニ、斯ノ如キ多クノ金額ヲ要シ、而モ其補償ガサレナイ場合、起ルノハ何デアルカト申シマスレバ、是亦僅ニ資本金百万圓ノ會社ニ過ギナインデアリマスルガ、昭和六年ノ上半年期ノ利益ハ僅ニ一万圓、同ジク下半期ハ僅ニ一万圓ニ過ギナカツタノデゴザイマスルガ、昭和十年ノ上半年期ニハソレハ五万圓ヲ突破シ、又下半期ニハ十八万圓ヲ突破シテ居ルト云フヤウナ好況ヲ示シテ居ルノデアリマス、更ニ斯ウ云フヤウナ統計ノ關シマシテ吾々ガ茲ニ考ヘナクテハナラヌノハ、斯ウ云フヤウナ數量ト輸出價額ノ關聯ニ付テ吾々ガ考ヘマスル時ニハ、價額ノ增加ハ數量ノ增加率ヲ越エテ發展シテ居リマス、又逆ニ價額ノ減少ハ數量ノ減退率ニ及バナイヤウナ狀態ニナツテ居ル、是ハ何ニ意味スルカト申シマスレバ、實際輸出品ガ段々高級品ニ轉化シテ居ルト云フコトヲ示シテ居ルノデアル、然ラバスウ云フ輸出品ノ高級品ハドウ云フ資本ノ手ニ依ツテ生産サレルカト言ヘバ、ソレハ言フマデモナク大キナ資本ノ手ニ依ツテ生産サレルト云フコトハ、茲ニ説明ヲ要セナイ事實デアルト思フノデゴザイマス、而モ此法案ニ盛ラレタ所ノ斯ウ云フ輸出検査ノ統制強化ト云フコトハ、益、此大資本ノ生産ニ係ル高級品ノ輸出ヲ確保シ、彼等ノ利益ヲ守リ、小サイ輸出業ノ從來ノ開拓市場ヲバ荒ス結果トナルコトハ、火ヲ堵ルヨリモ明カデアラウト思フノデゴザイマス、現ニ吾々ハ之ヲ本年三井物産ガ蘭印地方ニ於キ實例ニ依ツテ知ルノデゴザイマスルガ、其地方ニ於キマシテハ所謂三井物産ノ支店ガ、其蘭印地方ノ相手方ノ商賣人ト、現金デナシニ、信用ノ取引デ賣買ヲヤル、而モ非常ニ安ク「ダンビング」ヲヤリマシテ、其

地方ニ於ケル所ノ從來ノ小サイ所ノ内地ノ中小貿易家ト云フモノハ、殆ド軒ヲ竪ベテ沒落シタノデアル「ソシヤル・ダンピング」ト云フ言葉ハ、外國カラ我國ニ投ゲラレタル所ノ言葉ト轉化致シテ居ルヤウナ次第デゴザイマス、斯ウ云フ事實ニ關シマシテ、斯ウ云フ大資本ノ下ニ壓迫ヲ蒙テ居ル所ノ而モ此法案ニ依ツテ其壓迫ガ益、倍加サレルデアラウト云フヤウナ狀態ニ直面致シマシテ、政府ハ果シテ小サイ輸出貿易商ヲ補償スル所ノ責任アリ、又其意圖ガアルカト云フコトヲ御聽シタイト思フノデゴザイマス更ニ吾々ハ第三點ト致シマシテ、一點二點ノ説明ニ依ツテ明カデゴザイマスルガ、其第三トシテ當然吾々ガ考ヘナクテハナラヌノハ、斯ノ如キ法案ノ統制強化ト云フコトハ、結局大資本ニ依ル所ノ海外貿易ノ獨占事業ヲバ、益、倍加スル所ノ結果トナル、言葉ヲ換ヘテ申シマスレバ、三井物産ヲ助ケル以外、何モノデモナイト云フコトニナカル結果ヲ吾々ハ惧レルノデゴザイマス、例人物ヲバ第二線ニ引イテ「カモフラージュ」ハ致シマシタケレドモ、唯人物ノ上ニ於テ變更ヲ見マシタケレドモ、其ヤリ口ハ相モ變ラズ或ハ雜貨其他ノ貿易ニ於テ、販路ガ確定シナイ間、販路ガ不安定ノ間ハ小サイ所ノ商賣人、小サイ所ノ貿易者ニ血路ヲ開カシテ、サウシテ愈、統計上是ハスウ云フ商賣ガ貿易トシテ十分利益ヲ舉ゲルト云フ時ニハ、直チニ三井物産ノ各地ノ支店ヲ總動員シテ、サウシテサウ云フ貿易者、サウ云フ小サイ或ハ中流

ノ貿易者ヲ叩キ壞シテ、三井物産ガ段々大火ヲ睹ルヨリモ明カデアル、現ニ大阪ニ行ッテ御覽ナサイ、大阪ノ貿易業者、大阪ノ小サイ、或ハ中流貿易者ガ如何ニ本案ヲ憂ヘ、本案ニ依ツテ益、三井物産ノ横暴ガ倍加スルデアラウト云フコトヲ非常ニ呪ツテ居ル、是等ノ點ニ關シマシテ、政府ハドウ云フ御考ヲ持テ居ルカト云フ、以上三點ニ付テ、池田サンデハ不滿デゴザイマスガ、明確ニ御答ヲ願ヒタイト思フノデゴザイマス（政府委員池田秀雄君登壇）○政府委員（池田秀雄君）只今水谷君ノ御質問ニ御不滿デモゴザイマセウケレドモ御答ヲ致シマス（笑聲）統制強化ニ對シテ、中小商工業者ガ打撃ヲ受ケルカラ、ソレニ對シテ政府ハ補償スル考ハナイカト云フコトガ、第一點ノ御質問ノヤウニ承ッタノデアリマス、唯此點ニ付キマシテ申上ゲテ見タリマス、唯此點ニ付キマシテ、輸出組合若クハ工業組合等ガ、利益ヲ均霑スルヤウナ方向ニ向フコトニ極力指導努力ヲシツ、アルノデゴザイマス、隨テ是ヘ今此統制強化、検査ヲ嚴シクスルト云フコトニ付キマシテ、補償ヲスルト云フコトハ考ヘテ居リマセス、唯吾々ハ組合ノ指導ニ依リマシテ、不検査品等ガ成組合ヲ作ツテ居ルカト申シマスレバ、是ハ只云フヤウナ御尋ニ付キマシタガ、只今申上ゲマシタ論旨ト略、一致ヲ致シマスルガ、

外貿易ヲスルコトハ出來ナイ状態ニアリマシタカラ、中小商工業者ニ、輸出組合若クハ工業組合等ヲ作ラシテ、サウシテ海外貿易ニモ發展セシメヨデゴザイマシテ、段々輸出組合カラ直輸出等ヲ盛ニスルヤウニナシテ來テ居ルノデゴザイマス、ソレデ此點ニ付キマシテ、私物産等ヲ援助スルモノデハナイカト云フヤ考ヘテハ居リマセス、第三ニ、此法ハ三井

ハ中小商工業者ニ打撃ヲ與フルト云フコトハ、法ノ目的ニモ反スルノミナラズ、何事實ニモ私ハ如何デアラウカト考ヘテ居ルヤウナコトハ、是ハ免レザルコトデゴザリニヘ、工業組合ヲ作ラシタ結果アノ陶磁器ノ製作ガ殆ド絶滅セントスルヤウナ狀態シテ、只今御話ニナッタ瀬戸若クハ多治見邊りニヘ、工業組合ヲ作ラシタ結果アノ陶磁器ノ製作ガ殆ド絶滅セントスルヤウナ狀態シテ、只今御話ニナッタ瀬戸若クハ多治見邊谷サンモ御承知ノコトデアラウト思フノデアリマス、唯斯ウ盛ニナシテ參リマシテ、輸出等ニ手ヲ出シマシテ、工業組合若クハ輸出組合トノ間に争ラ生ジタコトモ是ハ事實デゴザイマス、斯ノ如キコトハ私共ハ非常ニ遺憾ニ存ジテ居リマス、併シ其點ニ付キマシテ、輸出組合若クハ工業組合等ガ、利益ヲ均霑スルヤウナ方向ニ向フコトニ極力指導努力ヲシツ、アルノデゴザイマス、隨テ是ヘ今此統制強化、検査ヲ嚴シクスルト云フコトニ付キマシテ、補償ヲスルト云フコトハ考ヘテ居リマセス、唯吾々ハ組合ノ指導ニ依リマシテ、不検査品等ガ成組合ヲ作ラシテ居ルカト申シマスレバ、是ハ只云フヤウナ御尋ニ付キマシタガ、只今申上ゲマシタ論旨ト略、一致ヲ致シマスルガ、

○議長（富田幸次郎君）許可致シマス○水谷長三郎君只今ノ御答辯ハ議論ノ基礎事實ヲバ等閑ニシタ常識論ニ過ギナインデゴザイマスガ、何レ詳細ハ事實ニ即シテ、委員會ニ於テ申上ゲマスカラ、是レ以上池田サンヲ追究スルコトハ止メマス○議長（富田幸次郎君）是ニテ質疑ハ終局致シマシタ、各案ノ審査ヲ付託スベキ委員会選舉ニ付テ御諮リ致シマス○松永東君日程第五乃至第七ノ三案ハ一括シテ政府提出、商工組合中央金庫法案委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス○議長（富田幸次郎君）松永君ノ動議ニ御異議アリマセヌか（「異議ナシ」と呼フ者アリ）○議長（富田幸次郎君）御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第八、朝鮮事業公債法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——大藏政務次官中島彌園次君

朝鮮事業公債法中改正法律案  
第一條中「六億千五百八十萬圓」ヲ「六億九千六百二十萬圓」ニ改ム

## 附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(政府委員中島彌園次君登壇)

○政府委員(中島彌園次君) 只今議題トナ

リマシタ朝鮮事業公債法中改正法律案提出ノ理由ヲ説明致シマス、朝鮮總督府特別會計ニ於テ、昭和十一年度以降ノ繼續費トシテ計上致シマシタ鐵道建設及ビ改良費ノ追加額ノ一部、八千百餘万圓、竝ニ港灣修築改良費追加額ノ一部、六百餘万圓ハ、同特別會計ノ現狀ニ鑑ミマシテ、是ガ財源ハ公債ニ依ルコトヲ適當ト認メタノデ、朝鮮事業公債法ノ法定額ヲ増加スルノ必要ガアリマシテ、本法律案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上速ニ御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望スル次第デアリマス

○議長(富田幸次郎君) 本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮詢致シマス

○松永東君 本案ハ議長指名十八名ノ委員

第一項中「辯護士法第二條第二號」ヲ「辯護士法第三條」ニ「辯護士タルコトヲ得」ヲ「辯護士試補タルコトヲ得」ニ改ム

○議長(富田幸次郎君) 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○松永東君 本案ハ議長指名十八名ノ委員

ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 松永君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(富田幸次郎君) 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○松永東君 本案ハ議長指名十八名ノ委員

ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 松永君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(富田幸次郎君) 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○松永東君 本案ハ議長指名十八名ノ委員

ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 松永君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○松永東君 日程第九ハ後廻シトセラレン

○議長(富田幸次郎君) 松永君提出ノ動議

コトヲ望ミス  
ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

士法ニ於テハ、同法施行ノ際、現ニ從前ノ規定ニ依ツテ辯護士タルノ資格ヲ有スル者ハ、同法施行後ト雖モ尙ホ其資格ヲ有スル旨ノ、廣汎ナル規定ヲ設ケマシタガ爲ニ、

スル件 (政府提出、貴族院送付)

第一讀會

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第九ハ後廻シトセラレン

第十三 國稅徵收法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——司法大臣林頼三郎君

第十四 日本銀行特別融通及損失補償法中改正法律案 (政府提出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第十五 貯蓄銀行法中改正法律案 (政府提出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第十六 國稅徵收法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——司法大臣林頼三郎君

第十七 貯蓄銀行法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第十八 日本銀行特別融通及損失補償法中改正法律案 (政府提出、貴族院送付)

第一讀會

正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——司法大臣林頼三郎君

第十九 貯蓄銀行法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第二十 貯蓄銀行法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第二十一 國稅徵收法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第二十二 國稅徵收法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第二十三 國稅徵收法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第二十四 國稅徵收法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第二十五 國稅徵收法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第二十六 國稅徵收法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第二十七 國稅徵收法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第二十八 國稅徵收法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第二十九 國稅徵收法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第三十 國稅徵收法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第三十一 國稅徵收法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第三十二 國稅徵收法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第三十三 國稅徵收法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第三十四 國稅徵收法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第三十五 國稅徵收法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第三十六 國稅徵收法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第三十七 國稅徵收法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第三十八 國稅徵收法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第三十九 國稅徵收法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第四十 國稅徵收法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

第四十一 國稅徵收法中改正法律案 (政

府提出、貴族院送付)

第一讀會

改正法律案ニ付キマシテ御説明申上ゲマス、現行貯蓄銀行法ニ於キマシテハ、其投資シ得ル有價證券ハ、我國ノモノノミニ限定セラレ、又其取引モ漸次多キヲ加ヘントスル時ニ當リマシテ、我國ト満洲國トノ特殊關係ニ顧ミ、貯蓄銀行法ヲ改正シ、貯蓄銀行シテ満洲國有價證券ニ投資シ得ルノ途ヲ開クヲ適當ト認ヌタノデアリマス、速ニ御審議ノ上御協賛アランコトヲ希望致シマス。昭和九年法律第四十五號中改正法律案ニ付キマシテ御説明申上ゲマス、昭和九年法律第四十五號ト申シマスノハ、御承知ノ通リ貿易調節及ビ通商擁護ニ關スル法律デアリマス、政府ハ曩ニ各國ノ通商政策ノ現状ニ鑑ミ、各國ノ執リ又ハ執ラントスル措置ニ對應シテ、我方ニ於テモ機ニ臨ミ變ニ應ジ、勅令ヲ以テ輸入税ヲ増減シ、又ハ貨物ノ輸出入ノ禁止若ハ制限ヲ行フト云フガ如キ手段ヲ執ルノ必要ガ、或ハ生ズルカモ知レナイト考ヘマシテ、第六十五議會ニ右ノ法律ヲ提案シ、御協賛ヲ經ク次第アルノデアリマス、然ルニ本法ハ施行後三年間ヲ限リ效力ヲ有スルコトニナツテ居リマスルノデ、來ル昭和十二年五月一日ヨリ其效力ヲ失フノデアリマスルガ、諸外國中依然トシテ自國本位ノ政策ヲ執リ、本邦品ニ對スル輸入防遏の措置ニ出ヅルモノ多キヲ見ル現狀ニアリマスノデ、此際我國トシテモ本法ノ有效期間ヲ三年間延長シ、以テ我ガ貿易ノ調節及ビ通商ノ擁護ニ資スルノ必要アリト認ムルノデアリマス、右ノ趣旨ニ基キマシテ、本改正法律案ヲ提出致シタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上速ニ御協賛ヲ與ヘラレントコトヲ希望致シマス

國稅徵收法中改正法律案ニ付キマシテ御説明申上ゲマス、現行ノ我國國稅徵收法ニ得ル有價證券ガ、我國市場ニ於テ發行セシテ滿洲國有價證券ニ投資シ得ルノ途ヲ開クヲ適當ト認ヌタノデアリマス、速ニ御審議ノ上御協賛アランコトヲ希望致シマス。昭和九年法律第四十五號中改正法律案ニ付キマシテ御説明申上ゲマス、昭和九年法律第四十五號ト申シマスノハ、御承知ノ通リ貿易調節及ビ通商擁護ニ關スル法律デアリマスカ、交付金ノ支給標準ヲ改正致シマシテ、市町村ニ對シ是ガ配分ヲ調整セントスル次第デアリマス、而シテ交付金ノ支給標準ハ、將來ニ於テモ可ナリ實情ニ即シマシテ、速ニ改正スルヲ適當ト致シマスノデ、是等ノ點ヲ考慮シ、之ヲ勅令ニ讓ルコトト致シマシタ次第デアリマス、支給標準率ノ大綱ハ、何レ他ノ機會ニ御説明致シタイト存ジマス、何卒御審議ノ上速ニ御協賛アランコトヲ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 松永君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ

○松永東君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際政府提出、東北興業株式會社法案及ビ東北振興電力株式會社法案ヲ一括議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 松永君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ

一東北振興電力株式會社法案(政府提出)  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諸致シマス

○松永東君 日程第十一及ビ第十四ノ兩案  
ハ、一括シテ政府提出、昭和十一年度一般  
會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關ス  
ル法律案委員ニ、日程第十二ハ政府提出、  
商工組合中央金庫法案委員ニ、又日程第十  
三ハ政府提出、土地貸賃價格改訂法案委員  
ニ各併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 松永君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ

○添田敬一郎君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際政府提出、東北興業株式會社法案ニ付キマシテ、委員會ハ去ル十二日ヨリ本日マデ三日間ニ互リマシテ、各委員ノ諸君が慎重審議ヲ重ねラレ、政府ニ於キマシテモ、總理大臣、遞信大臣、内務大臣等ノ御出席ガアリマシテ、政府委員共ニ懇切丁寧ニ説明ヲ致サレマシタ、政府ノ此兩案ニ付スル説明ノ要旨ヲ大略申上ゲマスルト、東北地方振興ノ根本方策ニ付テハ、東北振興調査會ヲ設ケテ銳意考究中デアリマスルガ、其一端トシテ同調查會ガ、殖產工業及ビ電力ニ關スル特殊會社ノ設立ニ付テ答申ヲ致シマシタノデ、政府ハ之ニ基イテ此兩法案ヲ提出ラシタノデアリマス、即チ東北地方ノ深刻ナル窮乏ノ徹底的打開ヲ期スルガ爲ニ、殖產工業ヲ目的トスル特殊ノ興業會社ヲ設定セシメ、之ヲシテ政府ノ施設ト相俟ツテ、各種產業ニ亘茲統一的方針ノ下ニ、資源ノ開發ヲ圖ラ

東北興業株式會社法案(政府提出)  
第一讀會ノ續(委員長報告)

東北振興電力株式會社法案(政府提出)  
第一讀會ノ續(委員長報告)

シムルモノニアリマス、又各種產業ノ發達ヲ圖ル爲ニヘ、低廉ニシテ豊富デアル電力ヲ供給スルコトガ必要デアリマスガ故ニ、同地方ニ特殊ノ電力會社ヲ設立セシメテ、以之ヲシテ有利ナル水力地點ヲ開發シテ、以テ低廉豊富ナル電力ヲ供給セントスルモノデアルト云フノデアリマス、今此兩法案ニ關スル質疑應答ノ主ナルモノヲ申上ゲマスルト、凡ソ次ノ如キ趣意デアリマシタ  
第一ニ、東北地方ハ兩會社ノ設立ニ依ツテ如何ナル利益ヲ受ケルノデアルカ、之ニ對シテ政府ノ答ト致シマシテハ、兩會社ノ設立ニ依ツテ東北地方ノ受ケル利益ノ主ナルモノヲ舉ゲレバ左ノ通リデアル、即チ第一ニ、兩會社ハ主トシテ東北住民ノ出資ニ依ルモノデアリマス、故ニ其企業利潤ハ東北住民ニ歸スルコトニナルト云フコト、第二ニヘ、東北住民ハ會社事業ニ依ツテ就勞ノ機會、即チ勞働ニ從事スルノ機會ヲ得ルコトニナルコト、第三ニヘ、會社ノ事業ニ伴ヒマシテ、東北地方ニ於ケル原料ニ對シ、新ナル需要ヲ喚起スルコトニナルコト、次ニ東北地方ノ必需品タル肥料、其他會社製造品ヲ從來ニ比シ安價ヲ供給ヲ受ケ得ルコトニナルコト、次ニ低廉豊富ナル電力ノ供給ヲ受ケルコトガ出來マスルカラ、東北地方ニ於ケル各種企業ノ勃興ガ促進セラレマスルト共ニ、他ノ地方ヨリ各種工業ガ誘致セラル、コトニナルコトデアルト云フ答辯デアリマシタ、次ニ兩會社ノ資本金額竝補給金額ハ、其額が過少ナリト認メルガ、政府ハ之ヲ増大スル所ノ意思ガアルカナイカ、之ニ對シマシテ、兩會社ノ資本金額竝補給金額ハ、現在ノ見込ニ於テハ大體十分ト思ヒマスルガ、將來必要ノアル場合ニ於テハ、之ヲ増加スルニ付テ適當ノ考慮ヲスルモノデアル

ト云フ答辯デアッタノデアリマス、第三ニ、東北振興ニ關スル施設費トシテ、追加豫算ニ現ヘレタル一千万圓ハ餘リニ過少ニ過ぐル感ガアルガ、政府ハ十二年度以降ニ於テ、綜合的計畫トシテ如何ナル考ヲ持ツテ居ラレルカト云フ質問デアリマス、之ニ對シテ——是ハ總理大臣カラデアリマスルガ、十二年度ハ僅ニ振興方策ノ一端ニ過ぎナインデアッテ、十二年度以降ニハ綜合的、根本的施設ヲ立テ、之ヲ實行セントスル非常ナル決意ヲ有シテ居ルト云フ意味ノ回答ガアッタノデアリマス(拍手)第四ニヘ、兩會社ノ總裁及ビ社長以下役員ノ選任ニ付テハ周到ナル注意ヲ用ヒテ、會社ヲシテ役人ノ逃げ場所デアルカノ如キコトノナカラシムルコトヲ要スルガ、政府ハ此點ニ關シテ十分ノ用意ヲ持ツテ居ルヤ否ヤ、之ニ對スル答ト致シマシテハ、會社ノ運營宜シキヲ制シマシテ、能ク所期ノ目的ヲ達成スルノニヘ、其首腦ニ適材ヲ得ルコトガ最モ必要デアリマス、就キマシテハ廣々各方面ヨリ、公共的精神ニ富ミ、而モ企業的能力ノ優レタル人物ヲ求メマシテ、會社設立ノ趣旨ヲ暢達スルノニ、遺憾ナカラシメンコトヲ期スルト云フ答ガアッタノデアリマス、

第五ニ、東北振興電力株式會社ノ設置ニ依リ、既設電氣業者ハ其經營上ニ影響ヲ受クルコトガナキヤ否ヤ、政府ノ答辯ト致シテ、本會社ノ電力ノ約半分ハ東北興業株式會社ニ供給スル計畫デアッテ、殘餘ハ主トシテ既設電力會社ニ對シテ供給スルモノデアリマスカラ、本會社ハ既設電力會社ト競争ノ地位ニ立ツモノデハナク、隨テ之ヲ直接ニ民衆ニ供給スルト云フバカリデナク、雷ニ會社ニ供給スルノ方法ヲ講ジテ、低廉ナル供給ノ出來ルヤウニシテ貴ヒタイト云フ希望モ出タノデアリマス、但シ本會社ヨリ既設電力會社ニ供給スル場合ニ於テ、低利資金ノ融通ヲシテ貴ヒタイ、或ハ電力ノ供給ヲ努力ヲシテ貴ヒタイ、或ハ民間ノ產業組合等ガ株ノ負擔ヲスル場合ニ於テ、低利資金ノデアルカラ、興業會社モ、電力會社モ、其希望ノ一つシテハ、本案ニハ贊成デアルガ、其目的ガ東北全體ノ幸福増進ニアルノデアルカラ、其目的ガ東北全體ノ幸福増進ニアルガ、其目的ガ東北全體ノ幸福増進ニアルマシテ、種々ノ希望ガ發言致サレマシタ、  
○松永東君 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決セラレントコトヲ望ミマス  
○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(富田幸次郎君) 開クニ御異議ヘアリマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ニ致シマス  
○松永東君 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決セラレントコトヲ望ミマス  
○議長(富田幸次郎君) 松永君ノ動議ニ御異議ヘアリマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ニ致シマス  
○議長(富田幸次郎君) 東北興業株式會社法案 第二讀會(確定議)  
○議長(富田幸次郎君) 東北振興電力株式會社法案 第二讀會(確定議)  
○議長(富田幸次郎君) 别ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、兩案共委員長報告通り可決確定致シマシタ  
〔拍手起ル〕  
○松永東君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際政府提出、鐵道敷設法中改正法律案、政府提出、岩手輕便鐵道株式會社所屬鐵道外三鐵道及兼業ニ屬スル資產買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案、政府提出、江當軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法



シタモノノデアッテ、之ヲソレ以上ニ延長スルコトニ付テハ、更ニ調査ノ上デ決定シタイト云フコトデアリマス、次ハ別表百四十二號ノ次ニ「十勝國御影附近ヨリ日高國右左府ヲ經テ贍振國邊富内ニ至ル鐵道」ヲ加フト云フノデゴザイマスガ、之ニ付キマシテハ、此起點ノ御影附近ヲ清水又ハ新得ニスル方ガ宜クハナイカト云フヤウナ質疑ガアリマシタガ、政府ハ之ニ對シテ本鐵道ノ使命ヘ、帶廣、釧路ノ鐵道ト室蘭函館ヲ連絡スルノデアルカラ、建設費、地勢等ノ關係カラ、御影附近ニ連絡スルト云フ答辯デアリマント、是カラ日勝線ノ建設ニ伴ヒマシテ、北海道鐵道ヲ買收ノ必要ガアルト思フガ、政ノ一部又ハ全部ヲ買收スルト云フ答辯デアリマシタ、又北海道ハ非常ニ鐵道ノ改良ナドニ於テ、本州ヨリ遅レテ居ルヤウナ氣ガスルガ、先ヅ函館停車場竝ニ札幌停車場ノ改築、竝ニ北海道ノ全線ニ瓦ル線路ノ改良、青函連絡ノ運賃ノ低落ナドニ付テ、ドウ云フ考ヲ持ツテ居ルカト云フヤウナ質問ガシリマシタガ、之ニ對シマテハ、政府ハ函館停車場ハ目下改築ノ設計中デアル、札幌ニ付テハ尙ホ調査中デアルト云フコトデアリマシタ、線路及ビ鐵道運轉ノ改良ニ付キマシテハ、著々トシテ之ヲ行フ積リデアルト云フコトデアリマス、又青函運賃ノ低減ニ付テモ、調査中デアルト云フコトデアリマシテ、ソレカラ岩手輕便鐵道株式會社所屬鐵道外三鐵道及兼業ニ屬スル資產買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案之ニ付キマシテハ、云フコトデアリマスル所ノ阿南鐵道ノ買收ニ關聯致シテ、委員ヨリ四國循環線ハ何時頃ニ著居リマスル所ノ阿南鐵道ノ買收ニ關聯致シテ、委員ヨリ四國循環線ハ何時頃ニ著

手シテ、何時頃ニ完成スル豫定デアルカト云フコトモ質問ガゴザイマシタガ、之ニ付テハ著々ト工事ヲ進メテ、一日モ早ク完成度ナドニ付テハ確定シテ居ルケレドモ、マダ其年致シタイト思ツテ居ルケレドモ、マダ其年云フコトノ質問ガゴザイマス、又後免、室戸間ノ鐵道ノ建設ニ付キマシテ、線路ヲ室戸岬ノ成ベク先キマデ延長致シテ、同岬ノ探勝客竝ニ四國靈場巡錫者ノ利便ト誘致ヲ圖ッテ吳レト云フコトノ希望ガアリマシテ、之ニ對シマシテモ政府ハ、此線路ハ四國循環線ノ一部デアルカラシテ、其使命ノ下ニ於テ、實測ノ上成ベク希望ニ副フヤウニシタイト云フコトデアリマシタ、ソレカラ佐世保鐵道株式會社ノ所屬鐵道買收ニ付キマシテ、之ヲ買收スルニ付テハ、更ニ北九州鐵道ヲ買收致シテ、博多ヨリ唐津、伊萬里ヲ經テ佐世保ニ向ツテ連絡スルヤウニスル意思ハナイカト云フ質疑ガアリマシタガ、之ニ對シマシテモ政府ハ目下調査中デアルト云フコトデアリマシタ、尙ホ省營自動車ノ運行ニ付キマシテ、今日民間自動車業者ガ多年苦心經營ノ結果、漸クニシテ其經營力緒ニ就イタモノヲ鐵道省ガ其線路ニ省營「バス」ヲ運行政シテ、民業ヲ壓迫スルノ嫌ヒガアル、而モ其補償ノ如キ非常ニ少額デアッテ、民間ノ業者ハ是ガ爲ニ生業ヲ失ツテ困ツテ居ル状況デアル、之ニ對シテ政府ハドウ云フ御考デアルカト云フ質疑ガアリマシタガ、之付キマシテ、政府ハ省營「バス」ノ運行ニ付テハ、決シテ民間ノ營業ヲ壓迫ラスルノ意思ハナカ、即チ其地方ノ利便ヲ満足セシメルダケノ私設乗合自動車ガアルナラバ、更ニ其處ニ對シテ政府ガ省營「バス」ヲ運行スルト云フヤウナ考ハ持ツテ居ナイケレドモ、唯地方ノ私設乗合自動車ガ設備不完全

ニアッテ、交通ノ利便ヲ満足スルコトガ出來ナイ、而モ地方デ省營自動車ノ運行ノ要望ガ熱烈ナル土地ニ對シテハ、其希望ヲ容れアルト云フ答辯デアリマシタ、又今日私設鐵道ノ一部ノ者ハ經營困難ニ陥ツテ居ルモ出来ズ、地方民ハ非常ニ不便ヲ感ジテ居ル、之ニ付テハ政府ガ之ヲ買收致シテ、良モ出來ズ、斯クシテ質疑ヲ終了致シマシテ、討論ニ入リマシタガ、各會派ヨリ何レモ賛成ノ意見ヲ述ベラマシテ、採決ニ入リマシタ所、滿場一致ヲ以テ三案トモ原案通り可決セラレマシタ、此段御報告申上ゲマス(拍手)

**○議長(富田幸次郎君)** 別ニ御發議モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ、三案共委員會及兼業ニ屬スル資產買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案

**○議長(富田幸次郎君)** 别ニ御發議モアリマセス、即チ此際政府提出、商工組合中央金庫法案ヲ議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

**○議長(富田幸次郎君)** 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際政府提出、商工組合中央金庫法案ヲ議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

**○議長(富田幸次郎君)** 別ニ御發議モアリマセス、即チ此際政府提出、商工組合中央金庫法案ヲ議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

**○議長(富田幸次郎君)** 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際政府提出、商工組合中央金庫法案ヲ議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

**○議長(富田幸次郎君)** 松永君ノ勳議ニ御異議アリマセヌカ  
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

**○議長(富田幸次郎君)** 松永君ノ勳議ニ御異議アリマセヌカ  
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

商工組合中央金庫法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

一商工組合中央金庫法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十一年五月十三日

委員長 増田 義一

〔異議ナシ」と呼フ者アリ〕

衆議院議長富田幸次郎殿

(増田義一君登壇)

○増田義一君 只今上程ニナリマシタ商工組合中央金庫法案ノ委員會ノ經過茲ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、委員會ハ十二日、十日御質問ガアリ、商工大臣、大藏大臣、政府委員ハ懇切ナル御答辯ガアリマシテ、委員諸君モ大體ニ於テ満足サレマシタノデアリマス、本案ハ今回ノ特別議會ニ於ケル重要法案ノ一ツデ、多年中小商工業者ノ疲弊困難ヲ叫バレテ居ルノヲ、救濟スル意味ヲ以テ政府ヨリ提出サレタダケニ、委員會ハ熱心ニ慎重審議シマシタ、質疑應答ノ主ナル要點ダケヲ簡單ニ申上ゲマスルト、本案ハ資本金一千万圓デ、其中五百万圓ハ政府ガ出資シ、他ノ五百万圓ハ商業組合、工業組合及び輸出組合ガ出資スルノデアルガ、此位ナモノデ資金ガ十分デアルカ、殊ニ創立當初ハ政府ガ二百万圓出資シ、後ノ三百萬圓ハ爾後三箇年ニ亘ツテ支出スルノデアリ、又他ノ組合カラ出資スル分ハ百万圓デ、後ノ四百万圓ハ十箇年ニ出資スルノデアルカラ、最初ハ三百万圓シカナイガ餘リニ資本ハ少イデハナイカトノ質問ニ對シ、政府委員ハ法文ニモ示ス如ク、拂込ノ十倍ヲ直チニ債券發行出來マスルカラ、最初ヨリ三千万圓ノ債券ガ發行出來ルコトニナッテ居リ、尙ほ漸次拂込ニ從ツテ債券發行ガ出来ルシ、又増資モ自由ニ出來ルカラ、最初ヘ先づ差支ナイト思フト云フ答辯ニアリマシタ、ソレカラ此貸付ノ方法、殊ニ本案ノ運用上ニ付テ種々ナル質問ガ出マシテ、或へ畫ニ描イタ牡丹餅ニ終リハシナイカト云フ御質問モ出タ位デアリマスガ、此運用ノ方法ハ組合ニ對シテ無擔保デ貸スノデアッ

テ、中央金庫トシテハ個人ニハ絶對ニ融通シナイノデアル、組合ハ責任ヲ以テ借りテ行ツテ適當ニ貸出スノデアルカラ、決シテ心配ハナイト答ヘラレ、又從來動モスレバ貸出ニ對シテ時ガ掛リ手數ガ掛ル、面倒デ借リル方ノ目的ヲ圓滑ニ出來ナイコトガアルガドウデアルカトノ質問ニ對シ、ソレハ十分ナル注意監視業務ハ致サヌ、内容ヲ能ク調べテ、確實分注意監督シテ遺憾ナク本案ノ目的ヲ達成スルヤウニ努メルト云フ答辯デアリマシタ、尙ホ此法案デ中小商工業者ノ金融問題ガ救濟サレルカトノ質問ニ對シ、大藏大臣モ、商工大臣モ、此一本筋デ中小商工業者ノ金融困難ガ救ヘレントヘ思ヘナイ、色々ナ方法ニ依ツテ他ノ金融機關ヲモ鞭撻シテ、出來ルダケ中小商工業者ノ金融ノ便宜ヲ與ヘルヤウニ監督モシ注意モスルト云フ答辯デアリマシタ、又此中央金庫法ヲ運用スル場合ニ、理事長一名、理事三名以上、監事二名以上デアルガ、動モスルト官吏ノ古手バカリガ天降リシテ來ルコトガアルガ、其點ヘドウデアルカトノ質問ニ對シ、其點ニ付テモ質問サレル諸君ノ御意向ノ如キ、左様ナ範圍ノ狭イ考ハ決シテ持ツテ居ラナイト答ヘラレ、又評議員ト云フモノガ二十名アッテ、其評議員ガ理事長ノ諸問ニ應ジテ貸出等ニ參畫スルコトニナルガ、其人選ハドウスルカラトノ質問ニ對シ、是ハ組合關係者ノ中カラ半數以上任命スルコトニナルガ、人格識見或ヒ信用其他ヲ能ク調べテ、先づ適當ナ人ヲ選任スル、決シテ或者ノ爲ニ利用サレルト云フヤウナ人物ヲ任命スル心配ヘナイト思フト答ヘラレ、ソレカラ國家ノ特別補助ハ何デアルカト云フト、政府ノ出資當ナ人ヲ選任スル、決シテ或者ノ爲ニ利用成ラシタノデアリマスガ、併ナガラ茲ニ私共ノ主張ヲ述べテ政府當局ノ深甚ナル御考案デアリマスカラ、私共ハ不満ヲ忍ンデ贊同スルコトガ出來ナイコトヲ信ジテ居ルノデアリマス、固ヨリ岡田内閣當時ノ政府ノ案ハ五百万圓デアツタノデアリマスカラ、是ガ現内閣ノ手ニ依ツテ倍額ニ増加シテ提案サレタコトハ諒ト致シマスルガ、併ナガラ普通ノ一銀行ノ運用資金スラモ、五億圓十億圓ニ上ツテ居リマスル今日ノ經濟規模ニ於テ、僅ニ一千万圓ノ資金、ソレモ只今委員長カラ御報告アリマシタ通りニ、直チニ全額拂込スルノデヘアリマセヌノデゴザイマシテ、來年度ニ於キマシテハ僅ニ三百万圓ノ拂込ニ過ギヌノデアリマス、規定ニ基キマシテ其十倍ノ商工債券ヲ發行致スル中小商工業者ノ救濟更正ノ爲ニ、適切シマシテモ、三千万圓餘リノ資金ニ過ギヌノデアリマスルガ、之ヲ以テ厖大ナル中小

保證業務ヲ爲スト云フコトニナッテ居ル、即チ地方ノ商業組合、工業組合及ビ輸出組合行ツテ適當ニ貸出スノデアルカト、決シテ心配ハナイト答ヘラレ、又從來動モスレバ貸出ニ對シテ時ガ掛リ手數ガ掛ル、面倒デ借リル方ノ目的ヲ圓滑ニ出來ナイコトガアルガ、此保證業務ニ對シテハ十分ナル注意監督ヲ要スルヂヤナイカト云フコトニ對シテモ、ソレハ當局者トシテハ決シテ無闇ナ保證業務ハ致サヌ、内容ヲ能ク調べテ、確實分注意監督シテ遺憾ナク本案ノ目的ヲ達成スルヤウニ努メルト云フ答辯デアリマシタ、尙ホ此法案デ中小商工業者ノ金融問題ガ救濟サレルカトノ質問ニ對シ、大藏大臣モ、商工大臣モ、此一本筋デ中小商工業者ノ金融困難ガ救ヘレントヘ思ヘナイ、色々ナ方法ニ依ツテ他ノ金融機關ヲモ鞭撻シテ、出來ルダケ中小商工業者ノ金融ノ便宜ヲ與ヘルヤウニ監督モシ注意モスルト云フ答辯デアリマシタ、又此中央金庫法ヲ運用スル場合ニ、理事長一名、理事三名以上、監事二名以上デアルガ、動モスルト官吏ノ古手バカリガ天降リシテ來ルコトガアルガ、其點ヘドウデアルカトノ質問ニ對シ、其點ニ付テモ質問サレル諸君ノ御意向ノ如キ、左様ナ範圍ノ狭イ考ハ決シテ持ツテ居ラナイト答ヘラレ、又評議員ト云フモノガ二十名アッテ、其評議員ガ理事長ノ諸問ニ應ジテ貸出等ニ參畫スルコトニナルガ、其人選ハドウスルカラトノ質問ニ對シ、是ハ組合關係者ノ中カラ半數以上任命スルコトニナルガ、人格識見或ヒ信用其他ヲ能ク調べテ、先づ適當ナ人ヲ選任スル、決シテ或者ノ爲ニ利用サレルト云フヤウナ人物ヲ任命スル心配ヘナイト思フト答ヘラレ、ソレカラ國家ノ特權補助ハ何デアルカト云フト、政府ノ出資當ナ人ヲ選任スル、決シテ或者ノ爲ニ利用成ラシタノデアリマスガ、併ナガラ茲ニ私共ノ主張ヲ述べテ政府當局ノ深甚ナル御考案デアリマスカラ、私共ハ不満ヲ忍ンデ贊同スルコトガ出來ナイコトヲ信ジテ居ルノデアリマス、固ヨリ岡田内閣當時ノ政府ノ案ハ五百万圓デアツタノデアリマスカラ、是ガ現内閣ノ手ニ依ツテ倍額ニ増加シテ提案サレタコトハ諒ト致シマスルガ、併ナガラ普通ノ一銀行ノ運用資金スラモ、五億圓十億圓ニ上ツテ居リマスル今日ノ經濟規模ニ於テ、僅ニ一千万圓ノ資金、ソレモ只今委員長カラ御報告アリマシタ通りニ、直チニ全額拂込スルノデヘアリマセヌノデゴザイマシテ、來年度ニ於キマシテハ僅ニ三百万圓ノ拂込ニ過ギヌノデアリマス、規定ニ基キマシテ其十倍ノ商工債券ヲ發行致スル中小商工業者ノ救濟更正ノ爲ニ、適切シマシテモ、三千万圓餘リノ資金ニ過ギヌノデアリマスルガ、之ヲ以テ厖大ナル中小

○議長(富田幸次郎君) 討論ニ入リマス

(大本貞太郎君登壇)

○大本貞太郎君 本案ハ非常ニ重要ナル法律案デアリ、又我黨多年ノ主張ガ具體化スルニ付テ、其評議員ガ理事長ノ諸問ニ應ジテ貸出等ニ參畫スルコトニナルガ、其人選ハドウスルカラトノ質問ニ對シ、是ハ組合關係者ノ中カラ半數以上任命スルコトニナルガ、人格識見或ヒ信用其他ヲ能ク調べテ、先づ適當ナ人ヲ選任スル、決シテ或者ノ爲ニ利用サレルト云フヤウナ人物ヲ任命スル心配ヘナイト思フト答ヘラレ、ソレカラ國家ノ特權補助ハ何デアルカト云フト、政府ノ出資當ナ人ヲ選任スル、決シテ或者ノ爲ニ利用成ラシタノデアリマスガ、併ナガラ茲ニ私共ノ主張ヲ述べテ政府當局ノ深甚ナル御考案デアリマスカラ、私共ハ不満ヲ忍ンデ贊同スルコトガ出來ナイコトヲ信ジテ居ルノデアリマス、固ヨリ岡田内閣當時ノ政府ノ案ハ五百万圓デアツタノデアリマスカラ、是ガ現内閣ノ手ニ依ツテ倍額ニ増加シテ提案サレタコトハ諒ト致シマスルガ、併ナガラ普通ノ一銀行ノ運用資金スラモ、五億圓十億圓ニ上ツテ居リマスル今日ノ經濟規模ニ於テ、僅ニ一千万圓ノ資金、ソレモ只今委員長カラ御報告アリマシタ通りニ、直チニ全額拂込スルノデヘアリマセヌノデゴザイマシテ、來年度ニ於キマシテハ僅ニ三百万圓ノ拂込ニ過ギヌノデアリマス、規定ニ基キマシテ其十倍ノ商工債券ヲ發行致スル中小商工業者ノ救濟更正ノ爲ニ、適切シマシテモ、三千万圓餘リノ資金ニ過ギヌノデアリマスルガ、之ヲ以テ厖大ナル中小

二二三

商工業者ノ救濟ニ當ラント致シマスルノ

ハ、恰モ二階カラ目藥ヲサスガ如キモノデ

アルコトヲ信ズルノデアリマス、併ナガラ

前段ニモ申上ゲマシタ通リニ、吾々ノ多年

ノ主張デアリ、又今日ノ疲弊困憊ノ極ニア

リマスル所ノ全國ノ中小商工業者ノ救濟

ハ、一日モ忽セニ致シマスルコトガ出來ナ

イコトヲ痛感致シテ居リマスルガ爲ニ、私

共ハ不満ヲ忍ンデ、此姑息ナル法案ニ贊成

ヲ致シマスルノデアリマスルガ、是非來年

度ニ於テハ吾々ノ多年主張シテ居リマスル

如ク、少クトモ其資金ハ三千万圓以上ト

シ、殊ニ此取扱ヲ興業銀行ニ一任スルガ如

キ、該ニ申シマスル通り、他人ノ廂ヲ借り

テヤルト云フヤウナ姑息ナル方法ヲ改メ

テ、本格的ノ執務機關ヲ設ケテ、更ニ

積極的ノ施設ヲ行ハレンコトヲ要望致シマ

シテ、私共ハ此案ニ賛成ヲ致シマスル次第

デアリマス、繰返シテ申上ゲマスルガ「簡単

簡單」ト呼フ者アリ)私共ガ之ヲ賛成致シマ

スルノハ、以上申ゲマシタヤウナ理由デ

アリマシテ、精神的ニハ一ツノ條件附テ贊

成致シマスルト云フコトヲ、御承知置キヲ

願ヒタイト考ヘル次第アリマス(拍手)

○議長(富田幸次郎君) 本案ノ第一讀會ヲ

開クニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第

一不穩文書等取締法案ノ第一讀會ヲ開キマ

ス——内務大臣潮惠之輔君

第一 不穩文書等取締法案(政府提出)  
○議長(富田幸次郎君) 松永君提出ノ動議  
ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○議長(富田幸次郎君) 松永君提出ノ動議  
ニ御異議アリマセヌカ  
程第一ヲ上程セラレンコトヲ望ミマス  
〔贊成ト呼フ者アリ〕  
○議長(富田幸次郎君) 松永君提出ノ動議  
ニ御異議アリマセヌカ  
松永東君 此際前ニ後廻シトナシタル日  
程第一ヲ上程セラレンコトヲ望ミマス

第三條 通信其ノ他何等ノ方法ヲ以テス  
ルヲ問ハズ出版以外ノ方法ニ依リ第一  
條第一項ノ目的ヲ以テ治安ヲ妨害スベ  
キ流言浮説ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ  
懲役又ハ禁錮ニ處ス

第四條 第一條乃至前條ノ未遂罪ハ之ヲ  
罰ス但シ印刷者印本引渡前ニ自首シタ  
ルトキハ其ノ刑ヲ免除ス  
第五條 発行ノ責任者ノ氏名及住所ノ記  
載ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ記載ヲ爲シタル  
モノト認ムル文書圖畫又ハ出版法若ハ新  
聞紙法ニ依ル納本ヲ爲サザル文書圖畫  
ニ付テハ眞實ノ記載ヲ爲シハ成規ノ  
納本ヲ爲ス迄地方長官(東京府ニ在リ  
テハ警視總監)ニ於テ其ノ頒布ヲ差止  
メ必要アリト認ムルトキハ其ノ印本及  
刻版ヲ差押フルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ頒布ヲ差止メラレタ  
ル文書圖畫ヲ頒布シタル者ハ三百圓以  
下ノ罰金ニ處ス

第一條 人心ヲ惑亂シ、軍秩ヲ紊亂シ又  
ハ財界ヲ攪亂スル目的ヲ以テ治安ヲ妨  
害スペキ事項ヲ掲載シタル文書圖畫ヲ  
出版シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者ハ  
三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

○松永東君 直チニ本案ノ第一讀會ヲ開

キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り  
可決セラレントヲ希望ミマス、仍テ本案ノ  
第一讀會ヲ開クニ決シマ

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ  
シタ  
○議長(富田幸次郎君) 本案ノ第一讀會ヲ  
開クニ御異議ハアリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

第一條 人心ヲ惑亂シ、軍秩ヲ紊亂シ又  
ハ虛偽ノ記載ヲ爲シ又ハ出版法若ハ新  
聞紙法ニ依ル納本ヲ爲サザルモノヲ出  
版シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者ハ五  
年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

○國務大臣(潮惠之輔君) 只今上程ニナリ  
マシタ不穩文書等取締法案ノ提案ノ理由ヲ  
御説明申上ゲマス、近時所謂怪文書等ノ横  
行ガ甚シク、其内容モ亦益々悪化スルノ傾  
向ガザイマシテ、之ガ爲ニ或ハ人心ヲ

亂シ、或ハ軍ノ秩序ヲ紊亂シ、或ハ財界ヲ  
攪亂スル等、治安維持上ニ支障ヲ生ゼシム  
ル事例ガ尠クナインデゴザイマス、斯ノ如  
キ事象ハ治安確保ノ爲ニハ到底之ヲ放置シ  
本ヲ爲サザルモノヲ出版シタル者又ハ  
頒布シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁  
錮ニ處ス

○議長(富田幸次郎君) 静肅ニ——  
○國務大臣(潮惠之輔君)(續) 著シク社會  
人心ノ不安ヲ惹起シ、治安維持上ニ重大ナ  
ル支障ヲ生ゼシムルガ如キ不穩ナル出版物  
等ヲ、嚴ニ取締ラントスルモノデゴザイマ  
ス、本法案ノ内容ノ主要ナル點ヲ申上ゲマ  
スト次ノ通りデゴザイマス  
第一 近時所謂怪文書ノ實情ニ徴シマス  
ルニ、或ハ人心ヲ惑亂シ、或ハ軍秩ヲ紊亂  
シ(言論ノ自由ヲ認メロ)「喧シイゾ」ト呼フ  
者アリ)或ハ財界ヲ攪亂スル目的ヲ以テ、治  
安維持上重大ナル支障ヲ生ゼシムルガ如キ  
事項ヲ掲載シタル文書ヲ、出版スルノ事例  
ガ多イノデアリマス、ソレ故スノ如キ悪性  
ナル目的ヲ以テ不穩ナル事項ヲ掲載シマシ  
タ文書圖畫ヲ出版シタル者、及ビ之ヲ頒布シ  
タル者ヲ處罰スル爲ニ、第一條第一項ノ規  
定ヲ設ケマシタノデアリマス  
第二ニハ右ノ如キ悪性ノ目的ヲ達成セん  
ガ爲メ、不穩文書ヲ發行セントスル場合ニ  
於キマシテ、或ハ文書圖畫ニ何等發行ノ責  
任者ノ氏名及ビ住所ノ記載ヲ爲サズ、又ハ  
假令之ヲ記載スルモ虛偽ノ記載ヲ爲シ、或  
ハ出版法若クハ新聞紙法ニ依リテ、定メラレ  
マシタ成規ノ納本ヲ爲サズシテ出版スルガ

如キ、祕密ノ手段ヲ弄スル者ニ至リマシテハ、其罪質最モ憎ムベク、治安維治確保ノ爲ニモ最モ取締ヲ嚴ニシナケレバナラナイト考ヘラレマスノデ、此種出版行爲ニ對シマシテハ、特ニ嚴罰ヲ課スルコトト致シタノデアリマス、第一條第二項ノ規定ヲ其爲ニ設ケタノデゴザイマス

第三ニ不穏文書ナルコトヲ知リテ之ヲ祕密ノ手段ニ依ツテ出版シ、又ハ之ヲ頒布スルガ如キ所爲モ、亦治安維持上ニ支障ヲ生ゼシムルコト勿論デアリマシテ、近時ノ怪文書横行ノ弊風ヲ防遏セントスル所期ノ目的ヲ達スルガ爲ニヘ、此種ノ祕密出版ヲ嚴ニ取締ルノ要又切ナルモノガアルト考ヘラレルノデアリマス、ソレ故此種ノ所爲ヲ處罰スル爲メ、第一條ノ規定ヲ設ケタ次第ゴザイマス

第四ニ所謂怪文書ニ依ル弊害ハ、出版物ニ依リ醸成セラル、場合ガ最モ多イノデアリマスガ、例ヘバ通信等出版以外ノ方法ニ依リ謠言ガ流布セラレマシテ、之ニ依ツテ治安確保ニ重大ナル支障ヲ生ゼシメラル、場合モ亦尠クナイノデアリマス、治安確保ノ爲ニハ是等ノ所爲モ亦之ヲ處罰スルノ必要ガアルト考ヘ、第三條ノ規定ヲ設ケマシテ、治安ヲ妨害スルガ如キ不穏ナル流言浮説、人心惑亂、軍秩紊亂又ハ財界攪亂ノ目的ヲノデゴザイマス

第五ニ所謂怪文書等ノ取締ハ、其徹底勦滅ヲ期セザレバ、所期ノ目的ヲ達シ難シト考ヘラレマスノデ、第四條ノ規定ヲ設ケテ、前述ノ各罪ニ付キ其未遂罪ヲモ亦之ヲ罰スルコトニ致シタノデアリマス、併シ出版物ニ依リ犯サル、罪ニ付テハ、圖畫文書等ノ

印刷ヲ依頼セラレマシタ印刷者ガ、印本ヲ依頼者ニ引渡ス前ニ自首シタ時ヘ、其刑ヲ免除スルコト致シタノデアリマス、是レ畢竟印刷者ヨリ自首スル場合ヲ多カラシメ以テ文書ノ流布ヲ未然ニ防止シ易カラシメントシタルニ外ナラナイノデアリマス

第六ニ祕密ノ手段ニ依リ出版セラル、モノト認メラル、出版物ニ付テハ、地方長官、東京府ニ在リテヘ警視總監ニ於キマシテ、直チニ當該出版物ノ發賣頒布ヲ差止メル必要ガアリマスト認メタナラバ、其印本及ビ刻版ヲ差押フルコトヲ得ルコトトシタノデアリマス、尤モ此差止及ビ差押ヘ、發行ノ責任者ニ付キ眞實記載又ハ成規納本アルモノノ一時の假處分ニ止マルモノデアリマスガ、之ニ依リ不穏文書ト認メラル、モノヲ早期ニ發見シテ、其流布ヲ未然ニ防止スルヲ得ルノ效果大ナルモノガアルト信ズルノデゴザイマス

○**升田憲元君(續)** 廣田總理大臣ハ組閣ノ當初ニ於キマシテ、新内閣ノ政綱トシテ發表セラレタル所ノ聲明ノ其一節ニ、確固タル決意ヲ以テ庶政ヲ「新」シ、以テ此難局ヲ打開セントスルト云フコトヲ仰セラレテ居ルノデアリマス、吾々政治ニ關與スル者ハ固ヨリ、國民一般トシマシテモ、此聲明ニ對シマシテ非常ナル期待ガ掛ケラレテアッタノデアリマス、其期待ヲ掛ケタ意味ハ、吾々ハノデアリマス、是ガ事制政治ニ逆轉スル場合ハ例外ト致シマシテ、凡ソ善政ヲ布互ツテ善政ヲ布クベント、常ニ叫ンデ居ツタコトト相一致シテ居ルモノト思ツテ、吾々ハ非常ニ喜ビ且ツ期待ヲシタ譯アリマス、ノデアリマス、其意味ガ違フノデハナイカト思ツテ居リマス、私ハ廣田首相ガ庶政一新ト云フコトヲコトト相一致シテ居ルモノト思ツテ、吾々ハ凡ソ維新ト云ヒ、革新ト云ヒ、或ハ革命ト云云フヤウナ場合ニ、是ガ專制政治ニ逆轉スル場合ハ例外ト致シマシテ、凡ソ善政ヲ布クコトヲ目的トスル場合ニ於キマシテハ、先以テ從來ノ秕政ヲ釐革スル爲ニ、總テノ全般ノ國政ニ互ツテ法律ヲ改正スルコト、就中國民ノ権利ヲ伸張シ、自由ヲ回復スルト云フヤウナ法規ノ改正ハ、先以テ國政革協贊アランコトヲ希望致シマス

○**升田憲元君(富田幸次郎君)** 質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許可致シマス——升田憲元君（升田憲元君登壇）

○**議長(富田幸次郎君)** 質疑ノ通告ガアリマスカラ、主管大臣ニ御尋ラスル前ニ、先ノ努力ヲ拂ツテ、此特別議會マデニ

（議長退席、副議長著席）

○升田憲元君 本案ハ重大ナル案件デアリ新ノ先驅トセナケレバナラスト思フノデアリマス、隨テ廣田内閣ハ其聲明ニアル庶政化ヲ來タサレタノデハナイカ、或ハ又何カ此法案ヲ御提案ニナルニ付テハ、他ノ主管大臣、其他ノ大臣カラ強要セラレテ、已ムナク御提案ニナツタノデハナイカ、或ハ又是

ナリト信ジテ斷乎トシテ此提案ニ邁進セラレタノデハナイカ、廣田首相ハ其政綱聲明ノ中ニ斯ウ云フコトヲ言ツテ居ラレル「躁急事ヲ進ムルヲ戒ムト雖モ其是ナリト信ズル所ニ向ッテハ斷乎トシテ邁進シ敢テ」云々然ラバ之ヲ是ナリトシテ斷乎トシテ邁進サレ提案サレタノデアルカ、若シサウデアッテ、此案ガ非常ナ良案トスルナレバ、私ハ茲ニ御尋ラシナケレバナラナイ、ト云フノハ此政綱聲明中ニ「此故ニ鞏固ナル國體觀念ヲ愈、明徴ニスルハ政府ノ本務ニシテ」云云、或ヘ又「國民精神ヲ興スルト共ニ國體ト相容レザル思想ヲ芟除シ」云々、斯ウ云フヤウナコトヲ言ツテ、此國體擁護ニ關スルコトヲ強調セラレ、更ニ又其聲明ニ「大イニ吏道ヲ振肅シ行政機構ノ更新ヲ必要トスルニ至リ」ト云フヤウナコトヲ述ベテ居ラレル、然ラバ此提案ノ中ニ國體ノ擁護、吏道ノ刷新ニ付テ何カ御規定ニナッテ居ル筈デアリマスガ、本提案ノ第一條ニハサウ云フモノハ全然見當ラナイノデアリマス、斯ノ如ク種々ノ疑點ガアリマスルガ、總理大臣ハ組閣後日尙ホ淺クシテ、實際ニ於テハ十分ニ研究スル遑ガナカッタ、是ハ主管大臣ニ任セテ居ツテ、自分ノ方ハ兎ニ角忽卒ノ内ニ出シタト云フコトデアルナラバ、ソレナラサウト大膽率直ニ御答フ願ヒタイ、兎ニ角吾々ハ吾々ニ與ヘラレタ所ノ憲法第二十九條ノ言論、著作印行ノ自由ハ、吾々在野法曹トシテ、若クハ政治ニ關與スル所ノ人トシマシテハ、現在許サレテ居ル法律ノ範圍内ノ此自由ハ、吾々ノ最小限度ノモノデアッテ、吾々ノ最後ノ生命線トモ云フベキ範圍ノモノデアリマス(拍手)斯ノ如キ狀態デアリマスルガ、然ラバ本提案ノ全

體ニ付テ反対デアルカト云フト、サウヘ申サレヌノデアリマス(「反対ダ」ト呼フ者アリ)其一部ニ於テハ贊成スベキモノガアル、又反対スベキモノガアリマスルガ、大體私ノ茲ニ總理大臣ニ尋ねントスル所ハ、總理大臣ノ此提案ヲ出スニ至ツタ所ノ其心ガ、私ニ不審ヲ懷カシムル原因デアリマスルガ、ソレハ本案ノ内容デハナクテ、寧ロ此提案ヲ出ス所ノ時機及ビ形式ニ於テ、私ハ絶對ニ反対ヲ表明スル者デアリマス、其點ニ付キマシテハ、他ノ主管大臣ニモ續イテ御尋ラ致ス積リデアリマスガ、以上ノ諸點ニ付キマシテ總理大臣カラ明快ナル御答辯ヲ望ム考デアリマス  
ソレカラ次ニハ司法大臣及ビ内務大臣ニ御尋スルノデアリマスガ、兩大臣トモ私ハ職務上其他ノ關係デ色々御交際ヲ顧ッテ居ルノデアリマスカラ(笑聲)決シテ私ハ攻撃ヲスル譯デヤアリマセヌガ、惡カラズ御聽取ヲ願ヒタイ(餘計ナコトヲ言フナ)「止メスル所ノ、先ヅ第一ハ人心ノ惑亂ト云フコトデアル、第二ハ軍秩ヲ紊亂スルト云フコト、第三ハ財界ヲ攪亂スルト云フコトノ三點デアリマスガ、先づ私ハ初メニ此第二ニ掲ゲテアル所ノ軍秩ヲ紊亂スルト云フコトニ對應シテ、此案ニ何故ニ官秩ヲ紊亂スルモノヲ茲ニ掲ゲテナイカ、軍秩ヲ紊亂スルト共ニ官秩ヲ紊亂スルモノヲ取締ル必要ハナイカ、曩ニ二・二六事件ニ於キマシテハ、其責任ヲ引イテ待命若クハ豫備トナツテ居ラノデアリマス、然ルニ其當時吾々ガ新聞紙上ヲ通ジテ聞ク所ニ依ルト云フト、内務

省ノ少壯官吏中西園寺公ニ建白書ヲ提出シタト云フコトヲ聞イテ居ル、所ガ其建白書ヲ提出シタコトニ付テ、若シ是ガ陸軍若クヘ三年以上ノ禁錮ニ處ス」ト規定セラレテ「政治ニ關シ上書、建白其他請願ヲ爲シ又ハ演説若ハ文書ヲ以テ意見ヲ公ニシタル者ガ、私ニ不審ヲ懷カシムル原因デアリマスアルガ、ソレハ本案ノ内容デハナクテ、寧ロ此提案ヲ出ス所ノ時機及ビ形式ニ於テ、私ハ絶對ニ反対ヲ表明スル者デアリマス、其點ニ付キマシテハ、他ノ主管大臣ニモ續イテ御尋ラ致ス積リデアリマスガ、以上ノ諸點ニ付キマシテ總理大臣カラ明快ナル御答辯ヲ望ム考デアリマス  
ソレカラ次ニハ司法大臣及ビ内務大臣ニ御尋スルノデアリマスガ、兩大臣トモ私ハ職務上其他ノ關係デ色々御交際ヲ顧ッテ居ルノデアリマスカラ(笑聲)決シテ私ハ攻撃ヲスル譯デヤアリマセヌガ、惡カラズ御聽取ヲ願ヒタイ(餘計ナコトヲ言フナ)「止メスル所ノ、先ヅ第一ハ人心ノ惑亂ト云フコトデアル、第二ハ軍秩ヲ紊亂スルト云フコト、第三ハ財界ヲ攪亂スルト云フコトノ三點デアリマスガ、先づ私ハ初メニ此第二ニ掲ゲテアル所ノ軍秩ヲ紊亂スルモノヲ取締ル必要ハナイカ、曩ニ二・二六事件ニ於キマシテハ、其責任ヲ引イテ待命若クハ豫備トナツテ居ラノデアリマス、然ルニ其當時吾々ガ新聞紙上ヲ通ジテ聞ク所ニ依ルト云フト、内務

アリマス、殊ニ人心ノ惑亂ト云フヤウナコトハ、國體明徴ヲ叫ンデ居ル所ノ人々、特に陸海軍ノ將校ナドニ於テ、機關說問題ニ付テ非常ニ論議セラレタコトガアル、其一部デハ斯ウ云フコトヲ言ツテ居ル、此機關說ト云フモノハ、吾々ノ在郷將校トシテノ傳統的信念ニ背反シタモノデアルカラ、斯ウ云フ所ノ思想ガ軍部ノ一部ニ浸潤シタナラバ、將來恐ルベキ所ノ結果ヲ招來スルモノデアルト言ツテ、此機關說排撃ニ非常ニ努力シタノデアリマス、所ガ此在郷將校ノ意見ノデアル、然ルニ内務省ノ官吏へ、如何ナル理由ニ基クニセヨ、自分ノ上官ヲ經由シテ御尋ラ致ス積リデアリマスガ、以上ノ諸點ニ付キマシテ總理大臣カラ明快ナル御答辯ヲ望ム考デアリマス  
ソレカラ次ニハ司法大臣及ビ内務大臣ニ御尋スルノデアリマスガ、兩大臣トモ私ハ職務上其他ノ關係デ色々御交際ヲ顧ッテ居ルノデアリマスカラ(笑聲)決シテ私ハ攻撃ヲスル譯デヤアリマセヌガ、惡カラズ御聽取ヲ願ヒタイ(餘計ナコトヲ言フナ)「止メスル所ノ、先ヅ第一ハ人心ノ惑亂ト云フコトデアル、第二ハ軍秩ヲ紊亂スルト云フコト、第三ハ財界ヲ攪亂スルト云フコトノ三點デアリマスガ、先づ私ハ初メニ此第二ニ掲ゲテアル所ノ軍秩ヲ紊亂スルモノヲ取締ル必要ハナイカ、曩ニ二・二六事件ニ於キマシテハ、其責任ヲ引イテ待命若クハ豫備トナツテ居ラノデアリマス、然ルニ其當時吾々ガ新聞紙上ヲ通ジテ聞ク所ニ依ルト云フト、内務

ケタナラバ、將來恐ルベキ結果ヲ來スノデ  
ハナイカト思フ、是等ノ法律ト云フモノ  
ハ、既存ノ出版法、新聞紙法、取引所法、  
治安警察法等ヲ改正シテ、其運用宜シキヲ  
得マシタナラバ、決シテ斯ウ云フヤウナ特  
別法ヲ制定スル必要ハナイスウ私ハ考ヘテ  
居ルノデアリマス、殊ニ從來屢々政府委員ナ  
ドノ説明デモ御伺致シタノデアリマスルガ、  
今回ノ衆議院議員選舉法ニ付テ、種々ノ非  
難ガアリマシタコトニ付テモ、總テ法其モ  
ノガ惡イト云フヨリモ、寧ロ其運用宜シキ  
ヲ得ナイノデアルトカナイトカ云フコトガ  
アリマシタガ、併シナガラ私ノ考ヲ以テ見  
マスルト云フト、此選舉法ニ致シマシテモ、  
法其モノガ既ニ惡法デアツタ、ソレヲ、ウツカ  
リシテ議會ヲ通過サセテ、法律ト致シタノ  
デアリマスルカラ、此法律デモヤハリ同様  
ナ意味ニ於テ、此法律ヲ通過サセタナラ、  
再び後日ノ悔ヲ賄スコトニナルト思フ、殊  
ニ私ハ私ノ選舉區ニ付テダケ申シマスルガ、  
(脱線スルナ「ト呼ヒ其他發言スル者アリ」)  
是ハ諸君ノ中ニモ恐ラク贊成ノスル人ガア  
ラウト思フ、ト云フノハ、私ナドハ諸君ト  
同様ニ、全ク此肅正選舉ノ御蔭デ出タノデ  
アル、肅正選舉トハ何デアツカ、警察官ナ  
リ、檢事ガ不公平ナ處置フシテハ決シテ吾  
吾ハ出ラレル管ガナイ、全ク公平ニ其職務  
ナ法律ヲ豫メ作ラセヌコトニ努力スル方ガ  
宜イト思フ(「ソレハ贊成ダ」其他發言スル  
者アリ)

マダノ質問スベキコトガ澤山アリマス  
ルカラ、其中カラ選擇ヲシテ申シマス、何  
シロ交渉會ノ結果三十分ト限ラレテ居リマ  
スルカラ、成ベク之ヲ簡単ニ致シテ置キマ  
スルガ、其他此法案ニ付キマシテ、私ノ最  
治安警察法等ヲ改正シテ、其運用宜シキヲ  
得マシタナラバ、決シテ斯ウ云フヤウナ特  
別法ヲ制定スル必要ハナイスウ私ハ考ヘテ  
居ルノデアリマス、殊ニ從來屢々政府委員ナ  
ドノ説明デモ御伺致シタノデアリマスルガ、  
今回ノ衆議院議員選舉法ニ付テ、種々ノ非  
難ガアリマシタコトニ付テモ、總テ法其モ  
ノガ惡イト云フヨリモ、寧ロ其運用宜シキ  
ヲ得ナイノデアルトカナイトカ云フコトガ  
アリマシタガ、併シナガラ私ノ考ヲ以テ見  
マスルト云フト、此選舉法ニ致シマシテモ、  
法其モノガ既ニ惡法デアツタ、ソレヲ、ウツカ  
リシテ議會ヲ通過サセテ、法律ト致シタノ  
デアリマスルカラ、此法律デモヤハリ同様  
ナ意味ニ於テ、此法律ヲ通過サセタナラ、  
再び後日ノ悔ヲ賄スコトニナルト思フ、殊  
ニ私ハ私ノ選舉區ニ付テダケ申シマスルガ、  
(脱線スルナ「ト呼ヒ其他發言スル者アリ」)  
是ハ諸君ノ中ニモ恐ラク贊成ノスル人ガア  
ラウト思フ、ト云フノハ、私ナドハ諸君ト  
同様ニ、全ク此肅正選舉ノ御蔭デ出タノデ  
アル、肅正選舉トハ何デアツカ、警察官ナ  
リ、檢事ガ不公平ナ處置フシテハ決シテ吾  
吾ハ出ラレル管ガナイ、全ク公平ニ其職務  
ナ法律ヲ豫メ作ラセヌコトニ努力スル方ガ  
宜イト思フ(「ソレハ贊成ダ」其他發言スル  
者アリ)

マダノ質問スベキコトガ澤山アリマス  
ルカラ、其中カラ選擇ヲシテ申シマス、何  
シロ交渉會ノ結果三十分ト限ラレテ居リマ  
スルカラ、成ベク之ヲ簡単ニ致シテ置キマ  
スルガ、其他此法案ニ付キマシテ、私ノ最  
治安警察法等ヲ改正シテ、其運用宜シキヲ  
得マシタナラバ、決シテ斯ウ云フヤウナ特  
別法ヲ制定スル必要ハナイスウ私ハ考ヘテ  
居ルノデアリマス、殊ニ從來屢々政府委員ナ  
ドノ説明デモ御伺致シタノデアリマスルガ、  
今回ノ衆議院議員選舉法ニ付テ、種々ノ非  
難ガアリマシタコトニ付テモ、總テ法其モ  
ノガ惡イト云フヨリモ、寧ロ其運用宜シキ  
ヲ得ナイノデアルトカナイトカ云フコトガ  
アリマシタガ、併シナガラ私ノ考ヲ以テ見  
マスルト云フト、此選舉法ニ致シマシテモ、  
法其モノガ既ニ惡法デアツタ、ソレヲ、ウツカ  
リシテ議會ヲ通過サセテ、法律ト致シタノ  
デアリマスルカラ、此法律デモヤハリ同様  
ナ意味ニ於テ、此法律ヲ通過サセタナラ、  
再び後日ノ悔ヲ賄スコトニナルト思フ、殊  
ニ私ハ私ノ選舉區ニ付テダケ申シマスルガ、  
(脱線スルナ「ト呼ヒ其他發言スル者アリ」)  
是ハ諸君ノ中ニモ恐ラク贊成ノスル人ガア  
ラウト思フ、ト云フノハ、私ナドハ諸君ト  
同様ニ、全ク此肅正選舉ノ御蔭デ出タノデ  
アル、肅正選舉トハ何デアツカ、警察官ナ  
リ、檢事ガ不公平ナ處置フシテハ決シテ吾  
吾ハ出ラレル管ガナイ、全ク公平ニ其職務  
ナ法律ヲ豫メ作ラセヌコトニ努力スル方ガ  
宜イト思フ(「ソレハ贊成ダ」其他發言スル  
者アリ)

ノ如キハ、本法案ト如何ナル關係ヲ持ッテ居  
ルカラ、昨日デアリマシタカラ、陸軍大臣ノ豫  
算總會ニ於テノ西村君ノ問ニ對スル御答辯  
ノ中ニ、陸軍大臣ヲ輔佐スル意味ニ於テ、  
ス様ナル研究ヲシテ、其意見ヲ發表スル  
モ解スルコトノ出來ナイノハ、此第二條ハ  
是ハ第一條ノ如キ目的犯デハナイノデアリ  
マス、何ニモ目的ガナクシテ、唯此法案ノ  
如キ行爲ガアツト云フダケデ、是ダケノ重  
刑ヲ科セラレルト云フコトハ、他ノ出版法  
若ハ治安警察法ナドト比較シマシテ、非常  
ナル重刑デアルノミナラズ、理由ナキ惡法  
デアルト私ハ考ヘテ居ルガ、此點ニ對スル  
兩大臣ノ考ハドウデアリマスカ  
尙ホ此第三條及ビ第五條ニ付キマシテモ、  
色々ナ意見ガアリマスルガ、ソレハ省略シ  
テ他ノ諸君ニ譲ルコトト致シマシテ、續イ  
テハ陸軍大臣及ビ海軍大臣ニ御尋ヲ致スコ  
トニ致シマス、傳フル所ニ依ルト、本案提  
出ニ付キマシテハ、軍部大臣カラ總理大臣若  
ハ主管大臣、即チ司法大臣、或ハ内務大臣ニ  
過ギル(「其通りト呼フ者アリ」)出來我國ニ  
ハ特別法ニ踵グニ更ニ特別法ヲ以テスル、  
云フコトヲ聞キマシタガ、果シテ眞ナリヤ  
否ヤ、更ニ本法案ノ如キ刑罰法ヲ設ケナケ  
レバ、軍肅ノ目的ヲ達スルコトガ出來ナイ  
カドウカ、是ハ陸軍刑法、海軍刑法、陸軍  
懲罰令、海軍懲罰令ト云フヤウナモノヲ、  
今少シク改正致シマシタナラバ、其目的ヲ  
別法トシテ出ス、而モ庶政一新ノ聲ノ下ニ  
斯フ云フコトヲ出スト云フコトハ、甚ダ本  
員ノ遺憾トスル所デアリマスル、併ナガラ  
取締ヲセネバナラヌヤウナ、サウ云フ事實  
其趣意ニ御答ヲ致シマス、一般ノ官界ニ於  
ヘナイカト云フ御質問、一般官界ノ秩序ト  
云フ御趣旨ニアラウカト存ジテ居リマス、  
アリマス

(國務大臣潮恵之輔君登壇)  
○國務大臣(潮恵之輔君) 升田君ノ御尋ニ  
御答致シマス、升田君ハ軍秩ト云フ軍ノ秩  
序ニ關スル規定ガアルノニ、官秩ヲナゼ加  
ヘナイカト云フ御質問、一般官界ノ秩序ト  
云フ御趣旨ニアラウカト存ジテ居リマス、  
斯フ云フコトヲ出スト云フコトハ、甚ダ本  
員ノ遺憾トスル所デアリマスル、併ナガラ  
取締ヲセネバナラヌヤウナ、サウ云フ事實  
ハナイト思ヒマスカラ、之ニ類似シタヤウ  
ナコトハ必要ハゴザイマセヌ、御示シニナ  
リマシタ、内務省ノ少壯官吏ノ中カラ西園  
寺公ニ建白書ヲ致シタト云フコトニ付キマシテ、  
財界攪亂トカ云フコトニ付キマシテ、  
ハ一般ニ廣ク民心ニ衝動ヲ興ヘマシテ、  
寺公ニ建白書ヲ致シタト云フコトニ付キマシテ、  
公上ノ不安ヲ來シ、廣イ範囲ニ亘テ經濟上  
アリマス、此法案ヲ特別法ナドデ出シタ  
又出スベキ時機デモナカラト云フヤウニモ

仰シヤイマシタガ、洵ニ是ハ已ムヲ得ナイ  
社會情勢ト見テ出シタノデ、斯様ナコトデア  
無クテ濟ミマスレバ、洵ニ結構ナコトデア  
リマス、眞ニ已ムヲ得ヌ社會情勢ト見マシ  
テ、此法律ヲ提案シテ御審議ヲ願フノデア  
リマス、ナゼ特別法ニシタカ、コヘハ私共  
ハ深ク意ヲ用ヒタ考デアリマス、一般ノ新  
聞紙法、出版法等トヘ、此組立ハ違ヒマス  
コトヘ申スマデモナカ、アノ方ヘ申サバ形  
式犯デ、文字ガ安寧秩序ヲ害シ、治安妨害  
ナラバ、目的ハ問ヘズシテ處罰サレル、此  
方へ人心惑亂トカ、財界攪亂トカ、軍秩案  
亂トカ云フ、目今ノ一番大事ニ事項ヲ——  
目的ヲ三ツ拾ヒマシテ、之ヲ一般言論取締ノ  
方カラ拔出シタノアリマス、斯様ナ目的ノモ  
ノヲ一般法ニ入レルコトヘ却テ適當デナカ、  
斯様ニ考ヘマジテ、詰リ一般法カラ拔出シタ  
形ニナルノアリマス、是ガヤヘリ今日ノ  
情勢上已ムヲ得ナイト云フコトノ趣旨ヲ明  
ニシ、所謂怪文書ヲ取締ガ必要デアルト云フ  
コトノ趣旨ヲ、明瞭ニ致シタイト云フ所存  
デアルノアリマス、斯ウ致シテ置キマス  
レバ、萬々一取締ル場合ニ於キマシテモ、  
一般言論ノ取締ニ迷惑ヲ掛ケナイ、累ヲ及  
ボサナイト云フコトガ出來ルト思フ、一般  
ニ規定シテ置キマスルト、運用上或ヘ一般  
言論ニ禍ヲ掛ケルカモ知レヌ、左様ナ事ノ  
ナイヤウニモ用意ラシテ、特別法ニシタノ  
デゴザイマス、而シテ處罰ノ目的モ申上ゲ  
ルマデモナク、責任者ノ限定サレテ居ルコ  
ト、今ノ目的ヲ要セザルコト、斯ウ云フ點  
ガ此法律デヘ目的ヲ要シ、而シテ事實行爲  
者ヲ全部ニ向テ取締ルト云フ趣意ガ、全然  
違テ居ルト思ヒマス、以上大體ノ御答ヲ申  
シタ存ジマス

○國務大臣(林賴三郎君) 御尋ノ事柄ニ付  
テ御答ヲ申上ダマス、言論出版ノ自由ヲ尊  
重スペキコトヘ勿論デアリマスガ、併ナガ  
ラ其自由ニモ自ラ制限ガアルコトハ言フマ  
デモナカニ次第デアリマス、此案ニ規定シマ  
シタ事柄ヘ、記載シタ事柄自體ガ治安ヲ害  
スル不都合ナ事柄デアリマスノミナラズ、  
其目的ガ不法デアル、或ヘ其手段ガ陰險デ  
アル、サウ云フ悪性ノ場合ヲ、特ニ嚴重ナ條  
件ノ下ニ定メテ犯罪トシテ罰スルコトニナッ  
テ居リマス、此使ヒマシタ文字ナドモ、是マ  
デ法律語ニモ使シテアル文字ガアリマスシ、  
サウデナクトモ普通ニ使シテ居ル文字デア  
リマシテ、此法案ニ特別ノ意義ヲ附シテ居  
ルノデハナインデアリマス、解釋ノ上ニ於  
テモ格別疑問ノ起ルコトハナカラウト存ジ  
マス、左様御諒承ヲ願ヒマス  
○副議長(岡田忠彦君) 此際三宅君ト水谷  
君ニ注意シマス……私語ヲ慎ミナサイ、餘  
リ多過ギル……

○國務大臣(伯爵寺内壽一君) 只今ノ御質  
問ニ御答致シマス、軍ヘ政府ヲ強要シテ本案  
ヲ提出致シタノデヘナイカト云フ御問デアリ  
マシタガ、強要ヲシタコトヘナインデアリマ  
ス、現在ノ怪文書横行ノ現状ヘ、單ニ軍ノ  
ミナラズ一般社會ニモ極メテ大ナル害毒ヲ  
流シテ居ルト云フコトヘ、私ハ隱レナイ  
事實ト思ヒマス、特ニ軍ヘ此怪文書ノ爲  
ニ最モ大ナル被害ヲ蒙レルモノデアリマシ  
テ、最近數次ノ不祥事件ノ如キモ亦是等怪  
文書ニ依シテ、其動機原因ヲ醸釀シタモノト  
考ヘルノアリマス、隨テ軍ヘ此怪文書ノ  
絶滅ニ付テヘ、最モ熱烈ナル希望ヲ有シテ  
○久山知之君 私ヘ只今上程サレマシタ不

居ルモノデゴザイマス、偶、此希望ガ政府ニ  
容レラレマシテ、全政府ノ一致ノ意見トシテ  
茲ニ法案ガ提出セラレタモノト存ジマス  
テ御答ヲ申上ダマス、言論出版ノ自由ヲ尊  
重スペキコトヘ勿論デアリマスガ、併ナガ  
ラ其自由ニモ自ラ制限ガアルコトハ言フマ  
デモナカニ次第デアリマス、此案ニ規定シマ  
シタ事柄ヘ、記載シタ事柄自體ガ治安ヲ害  
スル不都合ナ事柄デアリマスノミナラズ、  
其目的ガ不法デアル、或ヘ其手段ガ陰險デ  
アル、サウ云フ悪性ノ場合ヲ、特ニ嚴重ナ條  
件ノ下ニ定メテ犯罪トシテ罰スルコトニナッ  
テ居リマス、此使ヒマシタ文字ナドモ、是マ  
デ法律語ニモ使シテアル文字ガアリマスシ、  
サウデナクトモ普通ニ使シテ居ル文字デア  
リマシテ、此法案ニ特別ノ意義ヲ附シテ居  
ルノデハナインデアリマス、解釋ノ上ニ於  
テモ格別疑問ノ起ルコトハナカラウト存ジ  
マス、左様御諒承ヲ願ヒマス  
○副議長(岡田忠彦君) 此際三宅君ト水谷  
君ニ注意シマス……私語ヲ慎ミナサイ、餘  
リ多過ギル……

○升田憲元君 海軍大臣ハヤヘリ陸軍大臣  
ト同ジ御意見ト伺シテ宜シウゴザイマスカ  
○國務大臣(永野修身君) 同様デアリマス  
○副議長(岡田忠彦君) 升田憲元君……

○升田憲元君 只今各大臣ヨリノ御答辯ニ  
依リマシテ大體諒解ヲ致シマシタガ、此立  
法上ノコトニ關シマシテ、更ニ委員會ニ於  
テ論戰ヲ開ク積リデアリマスカラ、此場ニ  
於キマシテ其方面ノ質問ハ打切リマス、併  
ナガラ尙ホ私ガ重ネテ申上ゲテ置キタイノ  
ハ、此重要法案ハ餘程慎重審議、研究シタ  
上デナクテヘ、容易ニ此通過ヲ圖ルト云フ  
コトガ出來ナイモノト存ジマスカラ、就キ  
マシテハ尙ホ一層各大臣ニ於カレマシテモ、  
ハ、即チ軍部カラ出タラシイ不穩文書ニア  
ル事實ヲ承知致シテ居ル(拍手)吾々民間ノ  
者ガ軍ノ統制ニ關シテ、或ヘ派閥抗争ノ問  
題ニ關シマシテ幾多ノ疑惑ヲ持シテ居ル點  
ル所ニ依ルト、遺憾ナガラ不穩文書ト言ヘ  
バ、悉ク其材料ヲ軍部ニ求メテ居ル、寧ロ  
軍ノ内部ニ於テ此文書ガ澤山發表サレテ居  
ル事實ヲ承知致シテ居ル(拍手)吾々民間ノ  
者ガ軍ノ統制ニ關シテ、或ヘ派閥抗争ノ問  
題ニ關シマシテ幾多ノ疑惑ヲ持シテ居ル點  
ト云フ可ナリ部厚ナル不穩文書ヲ拜見シタ  
コトガル、此蕭軍ニ關スル意見書ガニ・二六  
事件ノ根源ヲ成シタモノデハナイカトスラ  
考ヘテ居リマスガ、サウ云フ時代ニ於キマ

シテ軍部ノ諸君ガ、吾々國民ニ協力ヲ求メ  
ラレテ、軍ノ秩序ヲ守ル爲ニ、肅軍ノ實ヲ  
擧ゲル爲ニ、不穩文書ノ絶滅ヲ期シタイト  
云フ御意見ニ對シテヘ、決シテ反対スル者  
デハアリマセヌ、ケレドモソレハ軍部ノ所  
謂肅軍ガ徹底シタ時ニ於テ、始メテ不穩文  
書ノ絶滅ヲ期シ得ルノデアリマシテ、私ハ  
茲ニ熱烈ナル肅軍ノ實行者トシテ、一身ヲ  
君國ノ爲ニ捧ゲル意味ニ於テ御起チニナツ  
テ居ル、吾々ノ信賴スル寺内陸軍大臣ノオ  
アリニナル限り、斯ウ云フ法律ノ必要ヲ認  
メテ居リマセヌ（拍手）流言蜚語ガ何故起ル  
カ、此頃諸君モ能ク御承知アリマスガ、  
極端ナル言論ノ壓迫ガ行ヘレテ居ル、新聞  
社ニ對スル記事ノ差止ガ頻々トシテ行ハレ  
テ居ル、何デモニ・一・六事件ニ對シテノミ數  
ヘテ見マシテモ、十一件カノ記事差止ノ命  
令ガ出テ居ルカニ承ッテ居リマスガ、一方ニ  
ナイ（拍手）流言蜚語ヲ絶滅スル爲ニ内務大  
臣ガ御心配ニ相成ルノデアリマスレバ、何  
故モウ少し自由ナ、モウ少し吾々ニ對シテ  
自由ナ言論ヲ御認メニナラナイノデアルカ、  
諸君過グル五・一五事件當時以來、今日マデ  
吾々ハ無形ノ重壓ヲ受ケテ居リマス、政治  
家ガ思フコトモ言ヘナイ、思フコトモ書ケ  
ナイ時代ガ長ク續イテ來タ、之ヲ吾々ハ非  
常時ト稱シテ居ル、吾々ガ言論文書ニ對シ  
テ自由ヲ奪ハレテ居ルコトハ、一方ニ於テ  
流言蜚語ノ起ル本當ノ原因デハアルマイカ、  
若シ有ユル方面ニ於テ今少シ言論文書ノ自  
由ガ認メラレマシタラ、流言蜚語ナンカハ  
起リサウナ筈ハナイ、又起リマシテモ、誰

モ之ヲ相手ニスル者ヘナイ筈ナノデアル、此窟屈ナル時代ヲ誰ガ作ツタノデアリマスカ、國民ニ依ツテ此非常時ガ齎サレタノデアルカ、或ハ軍部ノ一角ニ於テ、若クハ官吏ノ諸君ノ中ニ、斯ウ云フ時代ヲ招來スルヤウナ人ガアツタノデハアルマイカ、斯様ニ私ハ考ヘル(拍手)財界ノ攪亂ニ對シマンシテモ私共ハ多大ナル疑問ヲ有ツテ居ル、輕率不謹慎ナル馬場大藏大臣ガ、此増稅ヲヤルト云フ新聞記事が發表サレルト、翌日ハ直チニ株界ニ大變動ガ來ル、内閣調査局ヤ、或ハ大藏省ノ役人諸君ガ何カ功名手柄ヲ立テタヤウナ積リデ、新聞記者ニ内部ノ問題ヲ漏洩致シマスルト、ソレガ新聞紙上ニ現ハレテ來ル、現ハレタル記事ニ依ツテ財界ガ攪亂サレルノデアル、若シ財界ノ攪亂ヲ心配サレル内務大臣ノ思召デアリマスルナラバ、アナタ方ノ仲間ヲ御取締ヲ願ヒタイ(拍手)

サレマス暁ニ於テヘ、幕末當時ノ隠密ノ政  
治ガ復活スル(拍手)前ニモ升田君ガ御述述べ  
ニナツテ居リマスヤウニ、吾々ハ憲法ノ保障ニ  
ニ依テ言論ノ自由ヲ持ツテ居ルケレドモ、  
其吾々ニ與ヘラレタル憲法上ノ保障ヘ、一  
方ニ於テ斯ノ如キ惡法ノ爲ニ蹂躪サレント  
スル危險ニ瀕シテ居ル、議會政治ヘ、既ニ  
閣僚諸公モ御承知ノ通り、民意ヲ代表スベ  
キ機關デアル、議會ニ於テ吾々ガ言論ノ自  
由ヲ有ツテ居ルコトヘ申上ゲルマデモアリ  
マセヌガ、院外ニ於キマシテモ吾々ガ公正  
ナル立場ニ於キマシテ、少クモ社會ヲ惑動  
シ、或ハ軍秩ヲ紊スガ如キ意圖ニ出デザル  
言論ニ對シテヘ、如何ニ内務大臣ト雖モ吾  
吾ヲ彈壓スルコトガ出來マイト思フ、併ナ  
ガラ此吾々ノ議論モ往々ニシテ不穩ノ言動  
ト見ラレル危險ガ伴ツテ居ル、一體吾々ノ言  
動ニ對シテ、ソレガ本法案ニ抵觸スルカ否  
カラ何人ガ判斷ヲシ、決定ヲスルノデアリ  
マスカ、恐ラク下級檢察官ノ手ニ依ッテ、是  
ガ先づ検討ヲサレルノデヘナイカト考ヘテ  
居リマスガ、吾々ハ選舉法ノ改正ニ依リマ  
シテ、眞面目ナル態度ノ下ニ國家國政ノ革  
新ヲ圖ルト云フ意味ニ於キマシテ、此法律  
案ニ翼賛致シマシタ、隨テ今日デモ改正サ  
レタ法律案ノ總テガ惡イトへ考ヘテ居ナイ、  
少クモ從來ニ比シマシテ、色々ノ點ニ於テ  
私ハ優レルモノアルコトヲ確信致シテ居リ  
マスガ、然ルニ此吾々ノ多大ナル期待ヲ持ツ  
テ居ツタ改正選舉法ニ依ッテ行ヘレタル選舉  
ガ、全國各地方ニ於テ澤山ノ違犯者ヲ出ス  
ヤウナ結果ヲ見テ居ル、法ニ觸レル人ヲ處  
コトヘ、私共モ之ヲ要求ラスル、希望ヲス

ル、ケレドモ今日ノ選舉違反ノ事件ノ中ニ  
ヘ、無辜ノ民ガ澤山縕繼ノ辱メヲ受ケテ居  
ル(拍手)警察署ニ一度勾引ヲサレマスルト、  
無事デヘ再ビ警察ヲ出テ來ラレナインガ今  
日ノ世情デアル(拍手)蟻地獄ニ蛾ガ落込シ  
ダヤウナ此ノ状態ヲ私共目擊致シマシテ、  
ソコニ何カ下級檢察官ノ思違ヒガアリハシ  
ナイカ、斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス、  
一體新シイ法律ガ生レテ參リマシテ、之ガ  
實施サレマスルト、檢察ノ立場ニ置カレ  
ル人達ヘ、非常ナ熱意ヲ以テ此法律ノ  
適用ニ當ルノガ過去ノ事實ニアリマス、  
内務大臣ハ選舉法ノ問題ニ對シマシテ  
モ、自分ノ部下ガ餘リ熱心ナ餘リ、或ヘ非  
常識ナル檢舉ヲ致シテ居ツタカモ知レナイ  
ト云フ意味ノ御説明ガアツタノデアリマスガ、  
私ヲシテ言ヘシムレバ、彼等ヘ唯ノ一人デ  
モ澤山ノ人ヲ捕縛ヲシテ、之ヲ罪ニ陷レルヨ  
トニ依ツテ將來ヲ約束サレル、茲ニ私へ大ナ  
ル間違ガアルノデヤナイカト思フ(拍手)今  
度ノ法律ト雖モ結果ニ於テヘ私ハ同様デアリ  
ラウト思フ(拍手)一體庶政一新ハ何ヲ意味  
スルカ、只今閣僚諸君ノ御答辯ヲ私ハ承リ  
マシテ大變失望致シタノデアリマスルガ、  
總理大臣ヘ此法律ノ實施ニ依ツテ人心ノ一  
新ヲ圖ルト言ヘレテ居ル、法律ニ依ツテ人心  
ノ一新ガ圖レマスカ(拍手)時局ノ重大ナル  
コトハ吾々へ能ク承知致シテ居ル、隨テ斯  
様ナ怪文書、不穩文書ノ發行ヲ阻止センガ  
爲ニヘ、協力ヲ決シテ惜ム者デハアリマセ  
ヌ、或ヘ出版法ノ改正ニ依ツテ、新聞紙法ノ  
改正ニ依ツテ、其目的ヲ遂ゲルコトヘ出來ヨ  
ウト思フ、此出版法、新聞紙法ノ改正ダケ  
デハ例ノ流言蜚語ヲ取締ルコトガ出來ナ  
イ、隨テ茲ニ新シイ法律ガ提案サレタノデ

アルト、斯様ニ私ハ考ヘテ居リマス、ソレガ危険ナノデアル、其新シイ法律ニ對シテ、内務大臣ガ御答ニナリマシタ、一向ニ此法律ガ出來テモ怪文書や不穩文書ヲ發行スル者以外ノ一般ノ人達ニ對シテハ、決シテ迷惑ヲ掛ケナイト仰セニナッテ居ル、ドウモ私ハ此點ガ甚ダ腑ニ落チナイ、一般ノ人ト雖モ不用意ノ中ニ、耳カラ傳ツテ來ル浮世話ヲスルカモ知レナベト云フ危險ハアルト私ハ考ヘテ居ル、此頃一・二六事件ニ對スル記事ガ嚴重ニ差止メラレテ居リマシテ、私共其内容ヲ窺ヒ知ルコトスラ出來ナイノデアリマスルガ、ケレドモ一般ノ國民ハ正式ニ軍部ガ御發表ニナラナイ以前ニ、誰某ガ如何ナル事由ニ依ッテ召喚ヲサレタ、誰某ハ其内情ニ對シテハ、ソレガ正鶴ヲ得テ居ルカ居ナイカハ別問題ト致シマシテ、頻々トシテ吾々ノ耳ニ入ツテ居ル之ヲ稱シテ流言ニ依ッテ斯ノ如キ取締ヲ受ケテ居ルト言フ、彼御述ヘニナッテ居リマスルガ、成程相澤中佐ノ事件、或ハ二・二六事件ガ其源ヲ怪文書ニ發シテ居ルト致シマスレバ、是程大キイ居ルカドウカ、陸軍大臣ハ、軍ハ怪文書ニ依ッテ最モ大ナル被害ヲ蒙ツテ居ル、斯様ニ被害ハ私ハアルマイト思フ、ケレドモ前ニ申上ゲマスルヤウニ、軍ノ統制ガ完全デアツテ、如何ナル怪文書ガ軍隊ニ舞込ンデ來テモ、何等心配ナイト云フ時代ニ於テハ、怪文書ナンカニ動カサレル人ハ一人モアルマイト思フ、此點ヲドウカ御考ヲ願ヒタイ、私ハ吾々ノ信賴スル陸軍ヲ敢テ非難攻击スル者デハアリマセヌガ、事ノ起リヲ攻撃スル者御考ヘ下サイマシタラ、本末顛倒ノ誤

リハ生ジテ來ナイト思フ(拍手)ソコデ私ハ内務大臣ニ對シマシテハ、不穩文書又へ流言蜚語ニ依ッテ社會ノ人心、或ハ軍部ノ統制財界ノ狀態ヲ惑亂スル行爲デアルカドウカラ如何ナル手續ト、如何ナル方法ニ依ッテ御認定ニナルノデアルカ、之ヲ一ツ御伺申上ゲテ置キタイ、司法大臣ニ對シマシテハ、前ニモ申上ゲマスルヤウニ、非違ヲ發キ、不正ヲ糾弾スルコトハ司法官ニ與ヘラレタル使命デアリマシテ、私ハ此點ニ關シテハ論議スル者デヤアリマセヌガ、此頃司法官「ファッショ」ト云フ言葉ガ頻ニ用ヒラレタリ、司法官ハ法律ニ依ッテ國家ノ革新ヲ圖ラント致シテ居ル、是ガ頗ル危險デアリマス、此司法官「ファッショ」ノ事實ヲ御認メニナッテ居ルカドウカ、以上申述ベマシタ私ノ質疑ニ對シマシテ、ドウカ總理大臣以下關係閣僚ハ、率直ナル御答辯ヲ御願申上ゲタク、サウシテ私ヲ始メ同僚諸君ニ對シテ安心ヲ與ヘラレルヤウナ明瞭ナル御答辯ヲ希望致シマシテ、私ノ質疑ヲ終リタイト考ヘル次第アリマス(拍手)

○國務大臣(廣田弘毅君登壇) 政府ト致シマシテ、今日マデノ時局ニ付テノ人心ノ不安ヲ除キ、再ビ斯ル時局ノ發生セナイヤウニ有ユル方法ヲ盡シタイト思デ居ルノデテハ、怪文書ナンカニ動カサレル人ハ一人モアルマイト思フ、此點ヲドウカ御考ヲ願ヒタイ、私ハ吾々ノ信賴スル陸軍ヲ敢テ非難攻击スル者デハアリマセヌガ、事ノ起リヲ攻撃スル者御考ヘ下サイマシタラ、本末顛倒ノ誤

アルト、斯様ニ私ハ考ヘテ居リマス、ソレガ危険ナノデアル、其新シイ法律ニ對シテ、内務大臣ガ御答ニナリマシタ、一向ニ此法律ガ出來テモ怪文書や不穩文書ヲ發行スル者以外ノ一般ノ人達ニ對シテハ、決シテ迷惑ヲ掛ケナイト仰セニナッテ居リマスルモ私ハ此點ガ甚ダ腑ニ落チナイ、一般ノ人ト雖モ不用意ノ中ニ、耳カラ傳ツテ來ル浮世話ヲスルカモ知レナベト云フ危險ハアルト私ハ考ヘテ居ル、此頃一・二六事件ニ對スル記事ガ嚴重ニ差止メラレテ居リマシテ、私共其内容ヲ窺ヒ知ルコトスラ出來ナイノデアリマスルガ、ケレドモ一般ノ國民ハ正式ニ軍部ガ御發表ニナラナイ以前ニ、誰某ガ如何ナル事由ニ依ッテ召喚ヲサレタ、誰某ハ其内情ニ對シテハ、ソレガ正鶴ヲ得テ居ルカ居ナイカハ別問題ト致シマシテ、頻々トシテ吾々ノ耳ニ入ツテ居ル之ヲ稱シテ流言ニ依ッテ斯ノ如キ取締ヲ受ケテ居ルト言フ、彼御述ヘニナッテ居リマスルガ、成程相澤中佐ノ事件、或ハ二・二六事件ガ其源ヲ怪文書ニ發シテ居ルト致シマスレバ、是程大キイ居ルカドウカ、陸軍大臣ハ、軍ハ怪文書ニ依ッテ最モ大ナル被害ヲ蒙ツテ居ル、斯様ニ被害ハ私ハアルマイト思フ、ケレドモ前ニ申上ゲマスルヤウニ、軍ノ統制ガ完全デアツテ、如何ナル怪文書ガ軍隊ニ舞込ンデ來テモ、何等心配ナイト云フ時代ニ於テハ、怪文書ナンカニ動カサレル人ハ一人モアルマイト思フ、此點ヲドウカ御考ヲ願ヒタイ、私ハ吾々ノ信賴スル陸軍ヲ敢テ非難攻击スル者デハアリマセヌガ、事ノ起リヲ攻撃スル者御考ヘ下サイマシタラ、本末顛倒ノ誤

リハ生ジテ來ナイト思フ(拍手)ソコデ私ハ内務大臣ニ對シマシテハ、不穩文書ヲ出サレタモノト認メテ居リマス「ノーノーノー」私内ノ御觀察ニ對シテハ、私ヘ茲ニ私ノ微力ヲ御明察フ願ヒタイト存ジマス(拍手)

○國務大臣(潮惠之輔君登壇)

○國務大臣(潮惠之輔君登壇) 言論ノ自由ニ關シマスル御說ハ、全ク御同感デゴザイマシテ、其自由ヲ尊重スベキコトハ固ヨリ言フト云フコトモ、是ハ實際トシテ眞ニ已ムヲ得ナイト思ヒマス、只今仰セニナリマシタヲ俟チマセヌ、併ナガラ社會ノ情勢上、其情勢ノ變化ニ應ジテ或ル制限ガ加ヘラレル

リマス、此司法官「ファッショ」ノ事實ヲ御認メニナッテ居ルカドウカ、以上申述ベマシタ私ノ質疑ニ對シマシテ、ドウカ總理大臣以下關係閣僚ハ、率直ナル御答辯ヲ御願申上ゲタク、サウシテ私ヲ始メ同僚諸君ニ對シテ安心ヲ與ヘラレルヤウナ明瞭ナル御答辯ヲ希望致シマシテ、私ノ質疑ヲ終リタイト考ヘル次第アリマス(拍手)

(國務大臣廣田弘毅君登壇)

○國務大臣(伯爵寺内壽一君登壇)

○久山知之君登壇)

○國務大臣(廣田弘毅君登壇) 言論ノ自由ニ關シマスル御說ハ、全ク御同感デゴザイマシテ、如何ナル事由ニ依ッテ召喚ヲサレタ、誰某ハ其内情ニ對シテハ、ソレガ正鶴ヲ得テ居ルカ居ナイカハ別問題ト致シマシテ、頻々トシテ吾々ノ耳ニ入ツテ居ル之ヲ稱シテ流言蜚語トシテ取締ル御方針ヲ御持チニナッテ居ルカドウカ、陸軍大臣ハ、軍ハ怪文書ニ依ッテ最モ大ナル被害ヲ蒙ツテ居ル、斯様ニ被害ハ私ハアルマイト思フ、ケレドモ前ニ申上ゲマスルヤウニ、軍ノ統制ガ完全デアツテ、如何ナル怪文書ガ軍隊ニ舞込ンデ來テモ、何等心配ナイト云フ時代ニ於テハ、怪文書ナンカニ動カサレル人ハ一人モアルマイト思フ、此點ヲドウカ御考ヲ願ヒタイ、私ハ吾々ノ信賴スル陸軍ヲ敢テ非難攻击スル者デハアリマセヌガ、事ノ起リヲ攻撃スル者御考ヘ下サイマシタラ、本末顛倒ノ誤

リハ生ジテ來ナイト思フ(拍手)ソコデ私ハ内務大臣ニ對シマシテハ、不穩文書ヲ出サレタモノト認メテ居リマス「ノーノーノー」私内ノ御觀察ニ對シテハ、私ヘ茲ニ私ノ微力ヲ御明察フ願ヒタイト存ジマス(拍手)

○國務大臣(林賴三郎君登壇)

○國務大臣(林賴三郎君登壇)

○國務大臣(伯爵寺内壽一君登壇)

○久山知之君登壇)

リハ生ジテ來ナイト思フ(拍手)ソコデ私ハ内務大臣ニ對シマシテハ、不穩文書ヲ出サレタモノト認メテ居リマス、私ハ希望トシテ單ニ承ツテ置クダケデアリマシテ、之ヲ以テ答辯ト認メル譯ニハ參リマセヌ、陸軍内ノ御觀察ニ對シテハ、私ヘ茲ニ私ノ微力ヲ御明察フ願ヒタイト存ジマス(拍手)

リハ生ジテ來ナイト思フ(拍手)ソコデ私ハ内務大臣ニ對シマシテ、之ヲ以テ答辯ト認メル譯ニハ參リマセヌ、陸軍内ノ御觀察ニ對シテハ、私ヘ茲ニ私ノ微力ヲ御明察フ願ヒタイト存ジマス(拍手)

リハ生ジテ來ナイト思フ(拍手)ソコデ私ハ内務大臣ニ對シマシテ、之ヲ以テ答辯ト認メル譯ニハ參リマセヌ、陸軍内ノ御觀察ニ對シテハ、私ヘ茲ニ私ノ微力ヲ御明察フ願ヒタイト存ジマス(拍手)

リハ生ジテ來ナイト思フ(拍手)ソコデ私ハ内務大臣ニ對シマシテ、之ヲ以テ答辯ト認メル譯ニハ參リマセヌ、陸軍内ノ御觀察ニ對シテハ、私ヘ茲ニ私ノ微力ヲ御明察フ願ヒタイト存ジマス(拍手)

リハ生ジテ來ナイト思フ(拍手)ソコデ私ハ内務大臣ニ對シマシテ、之ヲ以テ答辯ト認メル譯ニハ參リマセヌ、陸軍内ノ御觀察ニ對シテハ、私ヘ茲ニ私ノ微力ヲ御明察フ願ヒタイト存ジマス(拍手)

リハ生ジテ來ナイト思フ(拍手)ソコデ私ハ内務大臣ニ對シマシテ、之ヲ以テ答辯ト認メル譯ニハ參リマセヌ、陸軍内ノ御觀察ニ對シテハ、私ヘ茲ニ私ノ微力ヲ御明察フ願ヒタイト存ジマス(拍手)

リハ生ジテ來ナイト思フ(拍手)ソコデ私ハ内務大臣ニ對シマシテ、之ヲ以テ答辯ト認メル譯ニハ參リマセヌ、陸軍内ノ御觀察ニ對シテハ、私ヘ茲ニ私ノ微力ヲ御明察フ願ヒタイト存ジマス(拍手)

ガ、出版法ノ最大限ノ處罰へ六箇月ニナツ  
テ居ル、六箇月ヲ三箇年ニスル、或ヘ五箇  
年ニスル、斯ウシテ置ケバ不穏文書ナシカ  
ハ危ナクテ手が出マイナドト、御考ニナツ  
テ居ルト大變ナ間違デアル（ヒヤー）拍  
手）不穏文書ノ頻出スル時勢ヲ能ク御認識  
ヲ願ヒタイ、現代ニ何モノカノ缺陷ガアッ  
テ（サウダ）ト呼フ者アリソコニ國民ノ已  
ムニ已マレナ心持ガ、所謂不穏文書トナ  
リ流言蜚語トナツテ現ヘレルノデハアルマ  
イカ（ヒヤー）斯様ニ考ヘテ參リマスト  
云フト、法律ニ依ツテ人ヲ縛ルコトヲ御考  
ニナル以前ニ、アナタ方ノ足元ヲ能ク御注  
意願ヒタイ（拍手）現代ノ誤ツテ居ル政治上  
ノ缺陷ヲ御認識ヲ願ヒタイ、是ガ私ノ希望  
ニアリマス（確ニ名言ダ）ト呼フ者アリ）  
司法大臣ニ對シマシテヘ、司法官ガ熱心  
ニ職務ニ從事サレテ居ルト云フコトハ私モ  
認メマス、ケレドモ私ガ申上ゲマスルノハ、  
人ヲ殺スノガ法官ノ本當ノ職責デハアル  
マイト思フ、寧ロ人ヲ生カスノガ法律ノ目  
的デアル（ヒヤー）拍手）此點ヲ観味シテ  
戴ケレバ、選舉違反ニ對シマシテモ無理ナ  
檢舉ガ行ハレタリ、無實ノ罪ニ依ツテ或ヘ發  
狂シ、或ヘ自殺スル人ガ恐ラク一人モ現ハ  
レテ來マイト思フ、此點ヲ一つ御考ヘ置キ  
ヲ願ヒタイ、其他私ハ御伺ヒ申上ゲタイヤ  
ダ幾多ノ疑問ヲ持ツテ居リマスガ、他ニ同僚  
諸君ノ多數ノ質問通告ガアル場合ニアリマ  
スルカラ、先づ簡単ニ此程度ニ依ツテ私ノ  
質疑ヲ打切ラウト考ヘマス、ドウカ只今申  
述ベマシタ點ニ付キマシテ、關係閣僚諸君  
ノ明快ナル御答辯ヲ要求致ス次第ニアリマ  
ス（拍手）

○國務大臣（細恵之輔君）重ネテ御質問ヲ  
煩シマシテ洵ニ恐縮ニ存ジマス、御質問ノ  
不穏文書ヲ取締ル法律ヲ出サナケレバナラ  
テ（サウダ）ト呼フ者アリソコニ國民ノ已  
ムニ已マレナ心持ガ、所謂不穏文書トナ  
リ流言蜚語トナツテ現ヘレルノデハアルマ  
イカ（ヒヤー）斯様ニ考ヘテ參リマスト  
云フト、法律ニ依ツテ人ヲ縛ルコトヲ御考  
ニナル以前ニ、アナタ方ノ足元ヲ能ク御注  
意願ヒタイ（拍手）現代ノ誤ツテ居ル政治上  
ノ缺陷ヲ御認識ヲ願ヒタイ、是ガ私ノ希望  
ニアリマス（確ニ名言ダ）ト呼フ者アリ）  
司法大臣ニ對シマシテヘ、司法官ガ熱心  
ニ職務ニ從事サレテ居ルト云フコトハ私モ  
認メマス、ケレドモ私ガ申上ゲマスルノハ、  
人ヲ殺スノガ法官ノ本當ノ職責デハアル  
マイト思フ、寧ロ人ヲ生カスノガ法律ノ目  
的デアル（ヒヤー）拍手）此點ヲ観味シテ  
戴ケレバ、選舉違反ニ對シマシテモ無理ナ  
檢舉ガ行ハレタリ、無實ノ罪ニ依ツテ或ヘ發  
狂シ、或ヘ自殺スル人ガ恐ラク一人モ現ハ  
レテ來マイト思フ、此點ヲ一つ御考ヘ置キ  
ヲ願ヒタイ、其他私ハ御伺ヒ申上ゲタイヤ  
ダ幾多ノ疑問ヲ持ツテ居リマスガ、他ニ同僚  
諸君ノ多數ノ質問通告ガアル場合ニアリマ  
スルカラ、先づ簡単ニ此程度ニ依ツテ私ノ  
質疑ヲ打切ラウト考ヘマス、ドウカ只今申  
述ベマシタ點ニ付キマシテ、關係閣僚諸君  
ノ明快ナル御答辯ヲ要求致ス次第ニアリマ  
ス（拍手）

○椎尾辨匡君（岡田忠彦君）椎尾辨匡君  
（椎尾辨匡君登壇）  
○椎尾辨匡君 閣僚諸公ガ非常時局ニ善處  
セントセラル、コトヲ多トシテ居リマシテ、  
必ズヤ善政ヲ以テ解決ニ熱中セラル、コト  
ト期待シテ居タノデアリマス、然ルニ此法  
案ヲ見マシテ、非常ニ遺憾ヲ感ズル者デア  
リマス、更ニ今日先程來ノ御答辯ヲ聽キマ  
シテ、御熱心デアルガ、眞ニ非常時局ニ處  
スル政治要諦ヲ誤ツテ居ナサルト云フコト  
ヲ、非常ニ遺憾ニ思フ者デアリマス（拍手）  
固ヨリ前内閣ノ計畫シマシタ豫算、其他ヲ  
踏襲致シマスルコトヘ、此場合已ムヲ得ナ  
イコトト致シマシテモ、現内閣ノ特色トシ  
テ明瞭ニセラルベキ善政ヘ、即チ庶政一新  
ノ要點ヘ、幾多ノ束縛ヲ解除シテ人心ヲ活  
躍セシメ、自由ト發展トニ努力セシメルト  
（國務大臣潮惠之輔君登壇）

云フコトガ根本デナケレバナラヌノデアリ  
マス（拍手）申ス迄モナク日本ノ歴史ヲ顧ミ  
不穏文書ヲ取締ル法律ヲ出サナケレバナラ  
アリマスガ、實ヘ此事ハ私カラモ御聞キガ  
上ゲテ、此情勢ヲ御諒知願ヒタイト、コチ  
ラカラ希望シテ居ル譯デアリマス（笑聲）是  
ハ唯法律ヲ出シテモ、ソレデ世ノ中へ良ク  
ナラナイト云フ仰セハ、洵ニ左様デアリマ  
ス、（其内容ヲ聞カウ）ト呼フ者アリ）ダカ  
トシテ、法律モ出スコトヲ認メテ行カナケ  
レバナラヌト存ジマス  
○副議長（岡田忠彦君）椎尾辨匡君  
（椎尾辨匡君登壇）  
○椎尾辨匡君 閣僚諸公ガ非常時局ニ善處  
セントセラル、コトヲ多トシテ居リマシテ、  
必ズヤ善政ヲ以テ解決ニ熱中セラル、コト  
ト期待シテ居タノデアリマス、然ルニ此法  
案ヲ見マシテ、非常ニ遺憾ヲ感ズル者デア  
リマス、更ニ今日先程來ノ御答辯ヲ聽キマ  
シテ、御熱心デアルガ、眞ニ非常時局ニ處  
スル政治要諦ヲ誤ツテ居ナサルト云フコト  
ヲ、非常ニ遺憾ニ思フ者デアリマス（拍手）  
言論ヲ封鎖シテ、批政是レ事トセントスル  
ニ付キマシテ、少シ御尋ヲ致シタイト存ズ  
ルノデアリマス  
第一ニヘ、甚ダ畏イコトデアマリスルガ、  
又次ニヘ總理大臣ガ義ニ施政ノ演説ノ際  
ニ、國體明徴ノコトニ論及セラレマシテ、  
其答トシマシテ、教育勅語ノ「皇祖皇帝國  
ヲ肇ムルコト宏遠ニシテ德ヲ樹ツルコト深

厚ナリ」ト云フコトヲ以テ御答ニナリマシタ、固ヨリソレハ國體ノ本質トシテ明瞭ナコトデアリマスルガ、併シ國體ヲ明徴ニスルト云フコトハ、單ナル本質ノ問題デハナクシテ、世々其美ヲ濟シ來タル所ノ進歩發展ノ上ニ存スルモノデアリマシテ、此國體ヲ明徴ナル觀念ニ段々仕立て上げテ參リマルニハ、教育ナリ、政治ナリ、總テニ於テ行ハルベキモノデアリマス、若シ單ナル本質ニ付テナラバ、美濃部博士ナドガ全然間違ヘテ居ル筈ハナイノデアリマス、唯之ヲ明徴ニシテ參リマスルニハ、美濃部氏等ヲ以テモ尙ホ其宜シキヲ得ザルコトガ起ツテ來ルノデアリマスカラ、單ニ皇祖皇宗國ヲ肇メ給ヘル云々ヲ以テ盡スベキモノデハナイノデアリマシテ、内閣施設ガ如何ナル點ニ國體明徴、教學刷新、思想ノ善導ヲ圖ツテ行クカト云フコトニ付テハ、明瞭ナ立場ガナケレバナラヌノデアリマス、是ガハッキリシテ居リマセヌガ爲ニ、今日ノヤウナ言論文書ヲ封鎖スルヤウナコトヲ以テ、其道力ノヤウナ考ガ起ツテ來ルモノデアルト存ズルノデアリマス（拍手）然ラバ其次ニ御伺シタイコトハ、之ヲ正シクシテ、國體ヲ明徴ニシ、教學ヲ刷新シ、思想ヲ善導シテ參リマスルニハ、即チ問題ニナッテ居リマスルヤウナ不穩文書等ヲ絶滅致シマスルニハ、其根本何レニアルカト言ヘバ、必ズ思想ノ安定ヲ圖ルニアリマス、思想ノ安定ヲ圖リマスルニハ、生活ヲ安定スルコトト、信念ノ正當ト、政治ノ善良ナルコトヲ要スルノデアリマス（拍手）然ルニ現在ノ生活ヲ見レバ、農村ハ窮乏シ、中小商工業者ハ困憊シテ居ルバカリデナク、大資本家モ防禦「チヨッキ」ヤ色々ナ方法ヲ以テ、不安ヲ

感ジテ居ルヤウデアリマスルシ、更ニ官吏ハ屢々疑獄ノ起リマスル所ヲ見ルト、官吏ノ中ニモ腐敗アリ、政黨ノ中ニモ多クノ弊害困難ガアルコトヲ示シテ居ルノマルニハ、教育ナリ、政治ナリ、總テニ於テ行ハルベキモノデアリマシテ、此國體ヲ明徴ナル觀念ニ段々仕立て上げテ參リマルニハ、教育ナリ、政治ナリ、總テニ於テ行ハルベキモノデアリマス、若シ單ナル本質ニ付テナラバ、美濃部博士ナドガ全然間違ヘテ居ル筈ハナイノデアリマス、唯之ヲ明徴ニシテ參リマスルニハ、美濃部氏等ヲ以テモ尙ホ其宜シキヲ得ザルコトガ起ツテ來ルノデアリマスカラ、單ニ皇祖皇宗國ヲ肇メ給ヘル云々ヲ以テ盡スベキモノデハナイノデアリマシテ、内閣施設ガ如何ナル點ニ國體明徴、教學刷新、思想ノ善導ヲ圖ツテ行クカト云フコトニ付テハ、明瞭ナ立場ガナケレバナラヌノデアリマス、是ガハッキリシテ居リマセヌガ爲ニ、今日ノヤウナ言論文書ヲ封鎖スルヤウナコトヲ以テ、其道力ノヤウナ考ガ起ツテ來ルモノデアルト存ズルノデアリマス（拍手）然ラバ其次ニ御伺シタイコトハ、之ヲ正シクシテ、國體ヲ明徴ニシ、教學ヲ刷新シ、思想ヲ善導シテ參リマスルニハ、即チ問題ニナッテ居リマスルヤウナ不穩文書等ヲ絶滅致シマスルニハ、其根本何レニアルカト言ヘバ、必ズ思想ノ安定ヲ圖ルニアリマス、思想ノ安定ヲ圖リマスルニハ、生活ヲ安定スルコトト、信念ノ正當ト、政治ノ善良ナルコトヲ要スルノデアリマス（拍手）然ルニ現在ノ生活ヲ見レバ、農村ハ窮乏シ、中小商工業者ハ困憊シテ居ルバカリデナク、大資本家モ防禦「チヨッキ」ヤ色々ナ方法ヲ以テ、不安ヲ

感ジテ居ルヤウデアリマスルシ、更ニ官吏ハ屢々疑獄ノ起リマスル所ヲ見ルト、官吏ノ中ニモ腐敗アリ、政黨ノ中ニモ多クノ弊害困難ガアルコトヲ示シテ居ルノマルニハ、教育ナリ、政治ナリ、總テニ於テ行ハルベキモノデアリマス、若シ單ナル本質ニ付テナラバ、美濃部博士ナドガ全然間違ヘテ居ル筈ハナイノデアリマス、唯之ヲ明徴ニシテ參リマスルニハ、美濃部氏等ヲ以テモ尙ホ其宜シキヲ得ザルコトガ起ツテ來ルノデアリマスカラ、單ニ皇祖皇宗國ヲ肇メ給ヘル云々ヲ以テ盡スベキモノデハナイノデアリマシテ、内閣施設ガ如何ナル點ニ國體明徴、教學刷新、思想ノ善導ヲ圖ツテ行クカト云フコトニ付テハ、明瞭ナ立場ガナケレバナラヌノデアリマス、是ガハッキリシテ居リマセヌガ爲ニ、今日ノヤウナ言論文書ヲ封鎖スルヤウナコトヲ以テ、其道力ノヤウナ考ガ起ツテ來ルモノデアルト存ズルノデアリマス（拍手）然ラバ其次ニ御伺シタイコトハ、之ヲ正シクシテ、國體ヲ明徴ニシ、教學ヲ刷新シ、思想ヲ善導シテ參リマスルニハ、即チ問題ニナッテ居リマスルヤウナ不穩文書等ヲ絶滅致シマスルニハ、其根本何レニアルカト言ヘバ、必ズ思想ノ安定ヲ圖ルニアリマス、思想ノ安定ヲ圖リマスルニハ、生活ヲ安定スルコトト、信念ノ正當ト、政治ノ善良ナルコトヲ要スルノデアリマス（拍手）然ルニ現在ノ生活ヲ見レバ、農村ハ窮乏シ、中小商工業者ハ困憊シテ居ルバカリデナク、大資本家モ防禦「チヨッキ」ヤ色々ナ方法ヲ以テ、不安ヲ

感ジテ居ルヤウデアリマスルシ、更ニ官吏ハ屢々疑獄ノ起リマスル所ヲ見ルト、官吏ノ中ニモ腐敗アリ、政黨ノ中ニモ多クノ弊害困難ガアルコトヲ示シテ居ルノマルニハ、教育ナリ、政治ナリ、總テニ於テ行ハルベキモノデアリマス、若シ單ナル本質ニ付テナラバ、美濃部博士ナドガ全然間違ヘテ居ル筈ハナイノデアリマス、唯之ヲ明徴ニシテ參リマスルニハ、美濃部氏等ヲ以テモ尙ホ其宜シキヲ得ザルコトガ起ツテ來ルノデアリマスカラ、單ニ皇祖皇宗國ヲ肇メ給ヘル云々ヲ以テ盡スベキモノデハナイノデアリマシテ、内閣施設ガ如何ナル點ニ國體明徴、教學刷新、思想ノ善導ヲ圖ツテ行クカト云フコトニ付テハ、明瞭ナ立場ガナケレバナラヌノデアリマス、是ガハッキリシテ居リマセヌガ爲ニ、今日ノヤウナ言論文書ヲ封鎖スルヤウナコトヲ以テ、其道力ノヤウナ考ガ起ツテ來ルモノデアルト存ズルノデアリマス（拍手）然ラバ其次ニ御伺シタイコトハ、之ヲ正シクシテ、國體ヲ明徴ニシ、教學ヲ刷新シ、思想ヲ善導シテ參リマスルニハ、即チ問題ニナッテ居リマスルヤウナ不穩文書等ヲ絶滅致シマスルニハ、其根本何レニアルカト言ヘバ、必ズ思想ノ安定ヲ圖ルニアリマス、思想ノ安定ヲ圖リマスルニハ、生活ヲ安定スルコトト、信念ノ正當ト、政治ノ善良ナルコトヲ要スルノデアリマス（拍手）然ルニ現在ノ生活ヲ見レバ、農村ハ窮乏シ、中小商工業者ハ困憊シテ居ルバカリデナク、大資本家モ防禦「チヨッキ」ヤ色々ナ方法ヲ以テ、不安ヲ

感ジテ居ルヤウデアリマスルシ、更ニ官吏ハ屢々疑獄ノ起リマスル所ヲ見ルト、官吏ノ中ニモ腐敗アリ、政黨ノ中ニモ多クノ弊害困難ガアルコトヲ示シテ居ルノマルニハ、教育ナリ、政治ナリ、總テニ於テ行ハルベキモノデアリマス、若シ單ナル本質ニ付テナラバ、美濃部博士ナドガ全然間違ヘテ居ル筈ハナイノデアリマス、唯之ヲ明徴ニシテ參リマスルニハ、美濃部氏等ヲ以テモ専ホ其宜シキヲ得ザルコトガ起ツテ來ルノデアリマスカラ、單ニ皇祖皇宗國ヲ肇メ給ヘル云々ヲ以テ盡スベキモノデハナイノデアリマシテ、内閣施設ガ如何ナル點ニ國體明徴、教學刷新、思想ノ善導ヲ圖ツテ行クカト云フコトニ付テハ、明瞭ナ立場ガナケレバナラヌノデアリマス、是ガハッキリシテ居リマセヌガ爲ニ、今日ノヤウナ言論文書ヲ封鎖スルヤウナコトヲ以テ、其道力ノヤウナ考ガ起ツテ來ルモノデアルト存ズルノデアリマス（拍手）然ラバ其次ニ御伺シタイコトハ、之ヲ正シクシテ、國體ヲ明徴ニシ、教學ヲ刷新シ、思想ヲ善導シテ參リマスルニハ、即チ問題ニナッテ居リマスルヤウナ不穩文書等ヲ絶滅致シマスルニハ、其根本何レニアルカト言ヘバ、必ズ思想ノ安定ヲ圖ルニアリマス、思想ノ安定ヲ圖リマスルニハ、生活ヲ安定スルコトト、信念ノ正當ト、政治ノ善良ナルコトヲ要スルノデアリマス（拍手）然ルニ現在ノ生活ヲ見レバ、農村ハ窮乏シ、中小商工業者ハ困憊シテ居ルバカリデナク、大資本家モ防禦「チヨッキ」ヤ色々ナ方法ヲ以テ、不安ヲ

感ジテ居ルヤウデアリマスルシ、更ニ官吏ハ屢々疑獄ノ起リマスル所ヲ見ルト、官吏ノ中ニモ腐敗アリ、政黨ノ中ニモ多クノ弊害困難ガアルコトヲ示シテ居ルノマルニハ、教育ナリ、政治ナリ、總テニ於テ行ハルベキモノデアリマス、若シ單ナル本質ニ付テナラバ、美濃部博士ナドガ全然間違ヘテ居ル筈ハナイノデアリマス、唯之ヲ明徴ニシテ參リマスルニハ、美濃部氏等ヲ以テモ専ホ其宜シキヲ得ザルコトガ起ツテ來ルノデアリマスカラ、單ニ皇祖皇宗國ヲ肇メ給ヘル云々ヲ以テ盡スベキモノデハナイノデアリマシテ、内閣施設ガ如何ナル點ニ國體明徴、教學刷新、思想ノ善導ヲ圖ツテ行クカト云フコトニ付テハ、明瞭ナ立場ガナケレバナラヌノデアリマス、是ガハッキリシテ居リマセヌガ爲ニ、今日ノヤウナ言論文書ヲ封鎖スルヤウナコトヲ以テ、其道力ノヤウナ考ガ起ツテ來ルモノデアルト存ズルノデアリマス（拍手）然ラバ其次ニ御伺シタイコトハ、之ヲ正シクシテ、國體ヲ明徴ニシ、教學ヲ刷新シ、思想ヲ善導シテ參リマスルニハ、即チ問題ニナッテ居リマスルヤウナ不穩文書等ヲ絶滅致シマスルニハ、其根本何レニアルカト言ヘバ、必ズ思想ノ安定ヲ圖ルニアリマス、思想ノ安定ヲ圖リマスルニハ、生活ヲ安定スルコトト、信念ノ正當ト、政治ノ善良ナルコトヲ要スルノデアリマス（拍手）然ルニ現在ノ生活ヲ見レバ、農村ハ窮乏シ、中小商工業者ハ困憊シテ居ルバカリデナク、大資本家モ防禦「チヨッキ」ヤ色々ナ方法ヲ以テ、不安ヲ

アルト云フ考デ、軍秩紊亂ノコトヲ容喙シテ、之ヲ成立セシムルト云フヤウナ先程御答辯ヲ得テ、一層不安ヲ感ズル者デアリマス

更ニ最後ニ一ツ、此問題ヘドウシテモ政治ノ善處ニ依ラナケレバナラヌノデアリマスルガ、政治ノ善處モ種々アリマスルケレドモ、臺灣、朝鮮其他ノ領土ニ於キマスル政治ヲ見マスルト、色々弊害ガ現レテ居ッテ、其點ニ軍部ノ人々ガ非常ナ憤慨ヲ感ジラレタト云フコトヤ、及ビ軍部自體ノ中堅ノ人々ノ前途ニ對スル生活ノ不安ト云フヤセシムル因デアルカノヤウニ考ヘマスルノニ、斯様ナ法律ニノミ託セラレルト云フコトハ如何デアリマセウカ、更ニ其政治ノ不正ニ關シマシテハ、當然過去ノ幾多ノ機關ガ共ニ其過チヲ考ヘテ、自肅自彊スペキ時デアルト云フコトハ、言フ迄モナインデアリマスルガ、今日ノ問題ハ、此内閣全體トシテ一致シテアルモノデアルニ拘ラズ、政黨出身ノ大臣、政黨關係ヲ持テ居ラレル方面ハ、多ク反対デアルカノヤウデアッテ、政黨以外ノ人ノミガ其當面ノ對立デアルヤウニ、恰モ内閣ニ二ツノ派別ガアルヤニ見エルノハ如何ナモノデアルカ、是ハ政黨ノ過失デアルカ、政治機構ノ誤リデアルカ、其點モ併セテ御答辯ヲ願ヒタインデアリマス、之ヲ以テ簡單ナル要領ト致シテ置キマシテ、更ニ御答辯ヲ承リマシテカラ、其或ル部分ニ付テハ御伺スルカモ知レマセヌ（拍手）

○國務大臣（廣田弘毅君）只今ノ椎尾君ノ御質疑ニ御答致シタイト思ヒマス、政府ト

致シマシテハ、無論言論ノ自由ノ必要ナコトハ十分承知致シテ居リマス、唯現在ノ所萬已ムヲ得ザル事情ノ爲ニ、斯ウ云フ取締法案ヲ出スノデアリマシテ、斯ル法律ノ規定ニ依ヅテ、之ヲ取締ラナケレバナラヌト云フヤウナ事情ハ、甚ダ殘念ニ思ツテ居ルノデアリマス、尙ホ國體明徴ノ問題ハ、趣旨トシテハ政府ノ説明致シテ居ル點明カデアツテ、ソレガ寧ロ取締ニドウ云フ事ヲシテ居ルカト云フ御質問デアツヤウニ思ヒマスガ、大體國民ノ我ガ國體ニ對スル觀念ハ明徴デアルト存ズルノデアリマスガ、偶々之ヲ了解シナイ者ガ生ズルヤウナ場合ニ於キマシテハ、適當ノ方法ヲ以テ嚴重之ヲ取締リ、又將來サウ云フ誤解ヲ起ルコトナカラシムル爲ニ、教育其他ノ方法ニ依リマシテ、十分ニ戒メテ參ラナケレバナラヌト思フノデアリマス、尙ホ教育上ノ事、又ハ宗教上ノ情操ニ付テモ御尋ニナリマシタガ、是ハ主管ノ當局ヨリ御説明申シタ方ガ適當デアルト思ヒマス、最後ニ政黨ノ對立ノ事ニ付キマシテ、議場ノ情況等ニ付テ御述ベニナリマシタヤウデアリマスガ、是ハ私カラ彼此レ申スベキ事柄デヘナイト思フノデアリマス、尙ホ椎尾君ノ御質疑ニナリマシタ一ツノ事ハ、從來ノ慣例ノ通リニ、勅語ヲ官報ニ印刷シテ置イタト云フ點ニ付テ、不都合デアルト云フ御所見ノヤウデアリマシタガ、勅語ニ關シマスル手續ニ付キマシテ、

イト存ズル次第アリマス  
○副議長（岡田忠彦君）山口久吉君、發言アリマセヌカ——速ニ發言ナサイ  
○山口久吉君　ハイ……  
○副議長（岡田忠彦君）山口君、發言アリマセヌカ——速ニ發言ナサイ  
○山口久吉君　ハイ……  
○副議長（岡田忠彦君）ソレデハ更メテ宣告致シマス、先程椎尾君ガ發言ヲ求メルカドウカ暫ク見テ居ツタノデアリマスガ、發言ノ要求ガアリマセヌ、仍テ議長ハ次ノ山口君ノ發言ヲ許シタノデアリマスガ、椎尾君ニ於テ發言ガアルト云フコトデアレバ、更メテ之ヲ許スコトニ致シマス、其次ニ山口君ノ發言ヲ許スコトニ致シマスカラ、山口君ハ其後ニ於テ登壇セラレンコトヲ希望致シマス

〔「横暴々々」「再質問ヲ先ニヤラセロ」  
「議長、議事進行ニ付テ」ト呼ヒ其他發言スル者多ク議場騒然〕  
○副議長（岡田忠彦君）諸君ニ申上ゲマス——諸君ニ申上ゲマス、私ハ今ノ文部大臣ノ答辯ノ次ニ椎尾君ノ發言ヲ待ツテ居ツタケレドモ、發言ノ要求ガナカッタニ依リ、山口君ニ發言ヲ許シタノデアリマスガ、議長ハ強ヒテ椎尾君ノ發言ヲ阻止スル意思ハアリマセヌ、故ニ先以テ山口君ノ發言ヲ許シ、次ニ椎尾君ノ發言ヲ許スコトニ致シマス  
〔「横暴」「ソンナコトハイカヌ」「議長先生ヲ破ルナ」ト呼ヒ其他發言スル者多  
シ〕  
○副議長（岡田忠彦君）山口君、發言アリマセヌカ——速ニ發言ナサイ  
○山口久吉君　ハイ……  
○副議長（岡田忠彦君）ソレデハ更メテ宣告致シマス、先程椎尾君ガ發言ヲ求メルカドウカ暫ク見テ居ツタノデアリマスガ、發言ノ要求ガアリマセヌ、仍テ議長ハ次ノ山口君ノ發言ヲ許シタノデアリマスガ、椎尾君ニ於テ發言ガアルト云フコトデアレバ、更メテ之ヲ許スコトニ致シマス、其次ニ山口君ノ發言ヲ許スコトニ致シマスカラ、山口君ハ其後ニ於テ登壇セラレンコトヲ希望致シマス  
〔「椎尾辨匡君登壇」  
○國務大臣（平生鉄三郎君）只今椎尾君ノ御質疑ニ對シテ答辯ヲ致シマス、大體椎尾君

○副議長(岡田忠彦君) 今出席ヲ求メテ居リマス

〔早クヤレ「總理大臣ハドウシタ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(岡田忠彦君) 今來マス

○椎尾辨匡君 特ニ嚴肅ナル意味ヲ以テ御伺ヲ致シマシタ——事ハ勅語ニ關シマスルガ故ニ、特別ニ嚴肅ナル立場ヲ以テ嚴肅ナガ故ニ、特別ニ嚴肅ナル立場ヲ以テ嚴肅ナル御答辯ヲ願ツタノデアリマス、然ルニ唯總理大臣ガ差控ヘマスト言フダケデハ、此官報掲載ニ關シマスル解決方明カデナインオデアリマス、明瞭ナル御答辯ヲ重ねテ願ヒマス、更ニ根本ニ於キマシテ此法ハ一切ノ不穏ヲ杜絶シヨウト言フコトナラバ、思想言論ノ自由ヲ尊重シテ總テ解放センケレバナラヌノデアリマスカラ、治安警察法トカ、其他各種ノ從來無用ナリトセラル、所ノ拘束ヲ打破シテ、自由ヲ與ヘルコトヲ先ニセラル、ノガ内務大臣ノ當然ノ仕事デアルト考ヘマスノニ、解放ノ方ヲ先ニシナイデ、何故ニ斯様ナル束縛ノ方ヲ先ニセラレルノデアリマスカ、之ヲ朝内務大臣カラ明瞭ニ御答アランコトヲ願ヒマス

〔國務大臣廣田弘毅君登壇〕  
○國務大臣(廣田弘毅君) 只今椎尾君ヨリ重テ勅語ニ關スル御質問ニ相成ツタノデアリマスガ、私ハ先程申上ガマシタ通リニ、勅語ニ關シマスル事ニ付キマシテハ答辯ヲ差控ヘタイト存ズル次第アリマス

〔胡麻化シヲ言フナ〕「ソンナ話ガアルカ」其他發言スル者多シ

〔國務大臣潮恵之輔君〕 椎尾君ノ御質

問、人文ノ進化ノ爲ニ言論ヲ封鎖シテハイケナイ、洵ニ御意見トシテ御尤デゴザイマス、併ナガラ是モ時節ニ依ッテ絶對ノ自由ト云フコトハ、是ハ出來ルモノデハナイト思ヒマス、ヤハリ其時代ニ應ジテ或ハ緩急自ラ異ル所ガアルノデアリマス、今日ノ情勢トシテ何ト致シマシテモ、アノ惡性ナル目的、アノ不正ナル手段デ横行シテ居ル所謂怪文書ノ類ヲ取締ラナイ譯ニハ行カナイ、一面ニ言論ノ自由ヲ尊重スルト同時ニ、一面斯様ナモノニハ時勢ニ適應シタ方法ヲ講ズルヨリ外ゴザイマセヌ、私共決シテ此法律ノミヲ以テ全部解決スルトハ思ヒマセヌ、他ニ改善スペキ方法ハ、或ハ教育デアラウト、政治デアラウト、産業經濟デアラウト何デアラウト、改善スペキモノニ付テハ一面ニ於テ全力ヲ擧ゲナケレバナラヌ、ソレト相俟テ進マナケレバナラヌモノト思ッテ居リマス

〔椎尾辨匡君登壇〕  
○椎尾辨匡君 總理大臣ニ御尋ヲ致シマシタノハ、官報ニ掲載セラル、コトガ妥當デアルカドウカラ聽イタノデアリマシテ、從來ノ例デアルナラバ今後改メラル、カドウカラ伺ツタノデアリマス、尙ホ此點ニ關シマシテ陸軍大臣ハ彼ノヤウナ形ガ妥當デアルト御考ヘニナルカドウカラ、軍部ノ立場カラ承リタイノデアリマス

〔國務大臣伯爵寺内壽一君〕 先程ノ御意見ハ御意見トシテ承テ置キマス、ソレカラス、特ニ五月九日岩崎幸次郎君ノ質問ニ答ヘテドウ云フコトヲ言ハレテ居ルカ、將來ハ各種ノ問題ニ付テ憲法ノ條章ニ依ッテ改革スベキモノハ故革シテ、大ニ國政一新ノ實ヲ擧ゲナケレバナラヌト云フノガ、此内閣ノ根本精神ト致シテ居ルノデアルト云フコト

○山口久吉君 私ハ本案ニ對シマシテ總理大臣ト内務大臣ニ御質問ヲ致シマス、第一此法案ヲ實施スルニ付テハ、時代ノ認識トス、併ナガラ是モ時節ニ依ッテ絶對ノ自由ト云フコトハ、是ハ出來ルモノデハナイト思ヒマス、ヤハリ其時代ニ應ジテ或ハ緩急自ラ異ル所ガアルノデアリマス、今日ノ情勢トシテ何ト致シマシテモ、アノ惡性ナル目的、アノ不正ナル手段デ横行シテ居ル所謂怪文書ノ類ヲ取締ラナイ譯ニハ行カナイ、一面ニ言論ノ自由ヲ尊重スルト同時ニ、一面斯様ナモノニハ時勢ニ適應シタ方法ヲ講ズルヨリ外ゴザイマセヌ、私共決シテ此法律ノミヲ以テ全部解決スルトハ思ヒマセヌ、他ニ改善スペキ方法ハ、或ハ教育デアラウト、政治デアラウト、産業經濟デアラウト何デアラウト、改善スペキモノニ付テハ一面ニ於テ全力ヲ擧ゲナケレバナラヌ、ソレト相俟テ進マナケレバナラヌモノト思ッテ居リマス、世間ハ此法案ヲ稱シマシテ惡法デアルト言ツテ居ルノデアリマス、此法案ハ非常時局ナレバコソ、其必要ガアルト云フノデ一面認メラレテ居リマスケレドモ、一面ニ於テハ非常時局ナレバコソ、更ニ反對スル理由ガ強キ一面ノアルト云フコトヲ痛感サレテ居リマス、即チ廣田總理大臣ハ大命拜受ノ以後ニ於キマシテ、組閣ノ方針ヲ中外ニ聲明シテ居リマス、幾度カ此議會ニ於キマシテ施政ノ大道ヲ言明シテ居リマス、特ニ五月九日岩崎幸次郎君ノ質問ニ答ヘテドウ云フコトヲ言ハレテ居ルカ、將來アリマス、怪文書ノ發生スル餘地ハ、政府自ラガ作ッテ居ルノデハナカラウカト思フモット明瞭ニシナケレバナラヌ、アケスケニラト、意ニ介シナイヤウナ事象デスラ、故

ラニ祕密ト云フヤウナコトニ依ヅテ、祕密政治ノ跡ヲ襲ウテ居リマス、報道ノ自由ヲ許サズシテ徒ラニ事實ヲ隠蔽スル爲ニ、今日怪文書取締法案ノ如キ必要ヲ生ジタルモノデアラウト私ハ思フ、政府ニシテ此場合大悟一番致シマシテ、從來ノ方針ヲ改メタナラバ、明朗ノ政治ト云フモノハ自ラ出テ、ソコニ怪文書ト云フモノノ横行時代ト云フモノハ、一掃セラレルデアラウト思フノデアリマス、一方本法ニ對スル所ノ内務省當局ノ意向ト致シマシテ、傳へ聞ク所ニ依リマスルト、新聞紙法トカ、或ヘ出版法ノ改正法案ト云フ形式ヲ取ラズニ、單獨ノ法案トシテ提出セラレタコトハ、一般ノ言論ノ自由ヲ確保センガ爲デアルト云フヤウナコトヲ言ツテ居リマス、或ヘ同法案ト云フモノガ新聞紙法、出版法ノ如キ結果犯ヲ對象ニセズ、人心ヲ惑亂シ、軍秩ヲ紊亂シ、又財界ヲ攪亂スルノ目的ノ、目的犯ヲ對象トシテ起リシ此點ト云フモノハ、先程モ申シマシタケレドモ、一般ノ言論文書ノ自由ト云フモノニコトヲ辯明サレテ居リマス、併シ是ハ極メテ他意ナキガ如ク釋明サレイト云フヤウナドモ、此裏ニ重大ナル所ノ政府ノヤリ口ガ現ハレテ居ルノデアリマス、然ラバ一體此法案ノ如キ、世間ニ對シテドウ云フ感ジヲ與ヘテ居ルカ、非常ニ物騒ナ不氣味ナ感ジヲ與ヘテ居ルノデアリマス、是ガ要スルニ惡法ト言ハレテ居ルト言ツテモ差支ナイ點

ダラウト私ハ思フ、現在ノ新聞紙法ニ依リマスレバ、或ヘ出版法ニ依ヅテモ、安寧秩序ヲ妨害スル、右ノ目的ノ有無ニ拘ラズ六箇月ノ禁錮ヲ最長トシテ居リマス、所ガ本案ハ三年以下ノ禁錮或ヘ懲役ト云フ重刑ヲ課シテ居ルノデアリマス、而モ言論抑壓ノ甚シイ現在ノ社會情勢ニ於キマシテハ、提案ノ動機ガ眞ニ怪文書取締ニアルトシテモ、普通ノ新聞雜誌ガ過ツテ事案ニ觸レルヤウナ場合ニモ、第一條ニ列記シタ目的ヲ持ツト一方的ニ左様ニ認定セラレルヤウナ危險ガアルノデアリマス、況ヤ第三條ノ如キ、一寸シタ雜談トカ、或ヘ疑問ヲ問合セタト云フヤウナ内容ノ問題ガ觸レル時ニハ、此運用如何ニ依リマシテハ、非常ニ言論ヤ文書ノ大彈壓ヲ行ハレルト云フヤウナ可能性ガ、多分ニ含マレテ居リマス、即チ本案ハ怪文書ニ拘束セントスル所ノ、官僚專制ノ法案デアルト云フヤウナコトヲ言ハレテモ、敢テ辯解ノ辭ハナカラウト私ハ思フノデアリマス(拍手)此法律ハ最近議會ニ於テ非常ニ耳目ヲ惹イテ居ル所ノ選舉取締ト、人權蹂躪問題ト云フヤウナモノト同ジヤウナ弊害ヲ惹起スルト云フコトハ明ニ分ルノデアリマス、更ニ強ヒテ弊害ヲ作ルト云フヤウナ、此法案ノ運用如何ニ依リマシテハ、手心モ出来ル、手加減モ出來ル、隨テ取締當局ノ便宜デアル所ノ法律ニハナルケレドモ、取締ラレル

方デハ非常ニ不便デ、危險デアルノデアリマス、私ハ五月九日ノ豫算委員會デ、アノ武富委員ガ質問シタ所ノ選舉取締ト、人權蹂躪問題事ト中正ナル態度ヲ以テ其職務ニ精進スベシ、徒ニ身分保障法ノ安キニ猶レテ安佚ヲナル所ノ大御心ニ、一樣ニ、平等ニ御取扱齊シク陛下ノ赤子デアリマス、廣大無邊ノ受ケテ居リマスケレドモ、然ルニ五・一五事件以後ニ於テ、一部ノ官僚ノ徒ハ、政黨ナル所ノ匡正スルノハ吾々ノ手デナケレバ出来ナイト云フヤウナ穿キ違ヘタル指導精神ヲ以テ、新官僚ト云フヤウナモノガ擡頭シテ來タノデアリマス、ソコデ官僚「ファッショ」ト云フヤウナ掛聲ガ非常ニ行ハレタ、而モ其穿キ違ツタ指導精神ガ檢察事務ニ當ル所ノ、謂ハヤ一番最下級ノ一線ニ立ツ所ノ官吏ノ頭ニ浸ミ込ミマシテ、サウシテ選舉取締ト云フモノニ藉口シテ、非常ニ苛酷峻烈ナル所ノ檢舉取調ガ行ハレタノデアリマス、武富委員ノ述ベラレタ所ノ事實ハ其一部デアリマス、砂田委員ノ述ベラレタコトモ亦其一部デアリマス、其他ニ幾多ノ全國明ニサレナイ所ノ氣ノ毒ナ、同情スペキ所ノ此悲慘事ト云フモノガアルノデアリマス、ノ片ノ投書ニ依リ、豫斷ヤ或ヘ妄斷ヲ以テ檢舉シ取調ヲ爲シテ、眞實發見ニ相反スルヤウナ人權蹂躪ノ事實ト云フモノガ非常ニ多イ、警察ヲ恨ミ、裁判所ヲ誤解スルト云フヤウナ狀態ニナッテ居ル、此處デ武富委員ト内務大臣トノ質問應答ノ一節ヲ私ハ讀

ンデ見タイ「内相ハ地方官會同ニ吏道精神ノ確立ヲ說イテオ居ニナル、公明ナル心ヲ妨害スル、右ノ目的ノ有無ニ拘ラズ六箇月ノ禁錮ヲ最長トシテ居リマス、所ガ本案ハ三年以下ノ禁錮或ヘ懲役ト云フ重刑ヲ課シテ居ルノデアリマス、而モ言論抑壓ノ甚シイ現在ノ社會情勢ニ於キマシテハ、提案ノ動機ガ眞ニ怪文書取締ニアルトシテモ、普通ノ新聞雜誌ガ過ツテ事案ニ觸レルヤウナ場合ニモ、第一條ニ列記シタ目的ヲ持ツト一方的ニ左様ニ認定セラレルヤウナ危險ガアルノデアリマス、況ヤ第三條ノ如キ、一寸シタ雜談トカ、或ヘ疑問ヲ問合セタト云フヤウナ内容ノ問題ガ觸レル時ニハ、此運用如何ニ依リマシテハ、非常ニ言論ヤ文書ノ大彈壓ヲ行ハレルト云フヤウナ可能性ガ、多分ニ含マレテ居リマス、即チ本案ハ怪文書ニ拘束セントスル所ノ、官僚專制ノ法案デアルト云フヤウナコトヲ言ハレテモ、敢テ辯解ノ辭ハナカラウト私ハ思フノデアリマス(拍手)此法律ハ最近議會ニ於テ非常ニ耳目ヲ惹イテ居ル所ノ選舉取締ト、人權蹂躪問題ト云フヤウナモノト同ジヤウナ弊害ヲ惹起スルト云フコトハ明ニ分ルノデアリマス、更ニ強ヒテ弊害ヲ作ルト云フヤウナ、此法案ノ運用如何ニ依リマシテハ、手心モ出来ル、手加減モ出來ル、隨テ取締當局ノ便宜デアル所ノ法律ニハナルケレドモ、取締ラレル

方デハ非常ニ不便デ、危險デアルノデアリマス、私ハ五月九日ノ豫算委員會デ、アノ武富委員ガ質問シタ所ノ選舉取締ト、人權蹂躪問題事ト中正ナル態度ヲ以テ其職務ニ精進スベシ、徒ニ身分保障法ノ安キニ猶レテ安佚ヲナル所ノ大御心ニ、一樣ニ、平等ニ御取扱齊シク陛下ノ赤子デアリマス、廣大無邊ノ受ケテ居リマスケレドモ、然ルニ五・一五事件以後ニ於テ、一部ノ官僚ノ徒ハ、政黨ナル所ノ匡正スルノハ吾々ノ手デナケレバ出来ナイト云フヤウナ穿キ違ヘタル指導精神ヲ以テ、新官僚ト云フヤウナモノガ擡頭シテ來タノデアリマス、ソコデ官僚「ファッショ」ト云フヤウナ掛聲ガ非常ニ行ハレタ、而モ其穿キ違ツタ指導精神ガ檢察事務ニ當ル所ノ、謂ハヤ一番最下級ノ一線ニ立ツ所ノ官吏ノ頭ニ浸ミ込ミマシテ、サウシテ選舉取締ト云フモノニ藉口シテ、非常ニ苛酷峻烈ナル所ノ檢舉取調ガ行ハレタノデアリマス、武富委員ノ述ベラレタ所ノ事實ハ其一部デアリマス、砂田委員ノ述ベラレタコトモ亦其一部デアリマス、其他ニ幾多ノ全國明ニサレナイ所ノ氣ノ毒ナ、同情スペキ所ノ此悲慘事ト云フモノガアルノデアリマス、ノ片ノ投書ニ依リ、豫斷ヤ或ヘ妄斷ヲ以テ檢舉シ取調ヲ爲シテ、眞實發見ニ相反スルヤウナ人權蹂躪ノ事實ト云フモノガ非常ニ多イ、警察ヲ恨ミ、裁判所ヲ誤解スルト云フヤウナ狀態ニナッテ居ル、此處デ武富委員ト内務大臣トノ質問應答ノ一節ヲ私ハ讀

ハ其責任ヲ甘受スルガ、己ガ立法ニ關與シタカラト云ツテ、其法律ハ惡クテモ善イトハ言ヘナイ、明ニ吾々ハ自己ノ不明ニ謝スル、ドウ云フ所ガ危イカト云フト、肅正選舉ノ實行ノ基礎案トシテ取締方餘リニ嚴重過ギタ、戸別訪問ノ禁止ト云フコトハ從來モアタケレドモ、今度ノ法律ニ至ツテ、近頃ニ至ツテ個々ノ面接ト云フヤウナ煩瑣ナルコトヲ置イタカラ、是ガ選舉肅正ニ於テ——善意ニ解釋スレバ職務ニ忠實ナル警察官ノ勤キトモ言ヘヤウ、職務ニ忠實ナル檢事ノ活動トモ言ヘヤウ、併ナガラ所謂法ハ法ニアラズシテ人ニ在リデアリマスカラ、法制觀念、立法觀念ヲ十分ニ理解シナイ所ノ下級ノ警察官ヤナンカニ、此煩瑣、銳利ナル所ノ刃物ヲ持タスト云フ所ニ一ツノ過チガアリマス、過チト云フコトガ語弊ガアルナラバ、一ノ好マシカラザル產物ガ出來テ來タ更ニ一番終リニ斯ウ云フコトヲ言テ居ル「是ハドウ思フ」——是ハ司法大臣ノ林君、内務大臣ノ潮君ドウ思フ、ダカラモウ私ハ觀念ヲ致シマシタ、モウ危イ法律ハ作ラヌコトダ、危イ法律ハ改正シテシマフコト、其運用ニ付テ内務大臣、司法大臣ガ如何ニ全國ノ官憲ヲ薰陶シ、指導シテモ、ソレハ到底十分ノ效果ハ擧ゲラレナイ、寧ロ危イ剃刀ヲ持タセザルニ如カズ」ト云フヤウナコトヲ言テ居リマス、如何ニ庶政一新ノ信念ヲ持ツ廣田總理大臣ノ下ニ、林司法大臣モ、潮内務大臣モ吏道

ノ振肅ト云フヤウナコトノ聲ヲ擧ゲテ居リマシテモ、其實ガ伴ヘナイノデアリマス、シタヤウニ、是ハ言論ノ自由ヲ束縛スル爲テ、運用ヲスル上ニ於テ誤ナキヲ期スルコトガ出來ルカドウカト云フコトヲ、私ハ保證ヲ受ケタイノデアリマス、若シ出來ナイト云フヤウナ自信ガアルノナラバ、以上ノ演田氏ノ言葉ノ如クニ、寧ロ此危イ剃刀ヲ持タセザルニ如カズト考ヘルノデアリマス(拍手)

第二ニ私ノ質問ハ此法案ヲドウシテ、ドウシテモ政府ハ通サントスルノカ、政府ノチガアリマス、過チト云フコトガ語弊ガアルナラバ、何レノ條項ガ此眼目デアルカ、意思ガ若シドウシテモ通サントスルノデアルナラバ、何レノ條項ガ此眼目デアルカ、何レノ程度ノ、若シモ修正ヲ容認スルノデアルカト云フコトヲ聽キタイノデアリマス、聞ク所ニ依リマスルト云フト、第一條ス、聞ク所ニ依リマスルト云フト、第一條ノ第二項ト第二條ト、是ガ其眼目ニナッテ居ルト云フコトヲ聞イテ居リマス、第一條ノ第二項ト第二條トガ此眼目ニナッテ居ルマシタガ、此第三條ト云フモノハ縱シ犠牲ニナッテモ、此法案ヲ通サウト云フ考ス、限ラレテ居ル、サウシテ斯様ナ目的ニマス、此事ニ付キマシテモ先刻御答辯致シマシタガ、此第三條ト云フモノハ目的ガ三ツニ限ラレテ居ル、サウシテ斯様ナ目的ニ依ッテソレガ治安ヲ妨害スル事項トナラナケレバナラナイノデアリマスルカラ、御同様ガオ互ニ話ラシタカ、一寸不用意、不注意ノ間ニ言ウタ言説ガ、此法案ノ取締ル目的デハナイノデアリマス、惟フニ一般ノ言論界、一般ノ社會生活ニ於キマシテ、此法律ニ掛ル者ハ恐ラクアルマイト思フノデアリマス、正常ナル狀態ニアル者ナラバ、此

○國務大臣潮惠之輔君登壇)　アリマスルガ、ヤハリ先刻モ度々申上ゲマシテハ此法案ノ目的ガ、所謂怪文書類ノ取締ニアルノデアリマスカラ、委員會其他議ヲ願フコトヲ今デモ希望致シテ居リマス、御示ノヤウナ新聞紙法、出版法ニ依リマス安寧秩序ト云フ中カラ、此惡自目的以テ、惡イ手段ヲヤルモノヲ引出シテ居ルノデアリマス、ソレハ普通一般ノ安寧秩序ニ對スルモノトハ情狀甚ダ重イ、社會情勢上甚ダ困ル、ソレデアリマスルカラ此三ツ目的ノモノヲ引出シテ來テ、御話通り、六箇月ト一般法ニハアリマスモノヲ、三年或ハ五年ト云フコトニナルノデアリマシテ、是ハ全ク此時勢ノ必要上カラ出タノデアリマス、重クナルト云フコトモ是ハ致方ガナイト思フノデアリマス、ソレカラ御心配ニナリマシタ個人間ノ雜談ノコトデアリマス、此事ニ付キマシテモ先刻御答辯致シマシタガ、此第三條ト云フモノハ目的ガ三ツニ限ラレテ居ル、サウシテ斯様ナ目的ニコトニ付テノ御返答ヲ願ヒタイノデアリマス(國務大臣潮惠之輔君登壇)

○國務大臣(潮惠之輔君)　只今申上ゲマシタヤウナコトデゴザイマスルカラ、政府トシテハ本法案ノ御協賛ヲ切望致シテ居ルノデアリマス、右申上ゲルヤウナ趣意デゴザイマシテ、御審議ヲ願ヒマシタ上ニ、御意見ガアラバ拜聽致シタイト思ヒマス(アリ)

〔議長、定數ハアリマスカ』ト呼フ者アリ)

〔議長(富田幸次郎君)　山口君、モウ宜シウゴザイマスカ――田万清臣君

〔定數ヲ缺イテ居マセヌカ』ト呼フ者アリ)

(田万清臣君登壇)

○田万清臣君　私ハ極ク簡單ニ不穩文書等取締法案ニ付キマシテ、御質問申上ゲタイス(拍手)

(國務大臣潮惠之輔君登壇)

○國務大臣(潮惠之輔君)　只今ノ御質問デス、ソレカラ大變氣付カナカッタ云フ御

ノデゴザイマス、第一ニ御尋シタイコトヘ、私ハ本法案ハ「ファッショ」法案デアルト考ヘルガ、首相ハ如何ニ御考ヘニナルカト云フ點デゴザイマス、廣田内閣ハ皆サンモ御承知ノ如ク、古今未曾有ノ不祥事件ノ後ヲ承ケマシテ、非常時打開ノ目的ヲ以テ生レテ來マシタ、而シテ組閣以來或ヘ舉國一致ト言ヒ、或ハ國政一新ト言ヒ、或ハ庶政改革ト言ヒ、或ハ死報國ト言ヒ沟ニ美辭麗句ヲ用ヒテ身邊ヲ飾ツテ居ルノデゴザイマス、所ガ國民ガ求ヌテ居ル所ノモノハ、決シテ此美辭麗句デハナイ（サウダ）ト呼フ者アリ）國民ノ求メテ居ル所ノモノハ眞ニ此瞬間ニ於ケル生活ノ安定ト云フコトデゴザイマス（拍手）ダカラシテ廣田内閣ガ出來マシテ以來、國民ハ美辭麗句ニ包マレタ所ノ廣田内閣ノ正體ハ、一體何デアルカト云フコトニ向ッテ、全關心、全神經ヲ集中シテ居ルノデゴザイマス、併ナガラ今マデ當議場ニ於テ提案サレマシタ色々諸法案ナルモノハ、悉ク今マデノ内閣ガ提出シタノト、餘リ大差ナキ所ノモノデゴザイマス、變ツテ居ルモノハ一體何デアルカ、今迄ト一番變ツテ居ルノガ、本日茲ニ上程サレテ居リマス此不穩文書等取締法案デアルト斷言セザルヲ得ナインデゴザイマス（拍手）此法案ガ廣田内閣ノ本質ヲ規定スル所ノ重大ナル使命ヲ持ツテ居ルモノト考ヘルノデゴザイマス、此不穩文書等取締法案ナルモノハ、誰ガ考ヘテ見マシテモ、決シテ進歩性ヲ持チ、革

新性ヲ持ツタモノデハナイ、寧ロ反動性ヲ多分ニ持ツタ法案デアルト云フコトハ一目瞭然デゴザイマス、斯ノ如キ國民ノ自由ヲ暴壓スル反動的內容ヲ有スル法案ヲ提出スルト云フ此廣田内閣ハ、此法案ヲ以テ断ズル限り反動内閣ト斷言シテ憚ラナイノデゴザイマス（拍手）諸君、國民ガ求ムル所ノモノハ決シテ反動政治デハナイ、明ルイ進歩的ナ革新的ナ生活ノ安定デアルノデゴザイマス、廣田内閣ハ時流ニ迎合致シマシテ、反動政策ヲ執ラントシテ居ルヤウニ私ハ考ヘルノデゴザイマス、本法案ハ其一ツデ「ファッショ」政治ハノ巨歩デアルト私ハ考ヘルガ、如何ニ總理大臣ハ御考ヘニナルカ、先づ之ヲ第一ニ御伺シタインデゴザイマス第二ノ問題ハ「ファッショ」政治ト云フモノハ、我ガ國體ニ相容ル、ベキモノナリヤ否ヤト云フ問題デゴザイマス、其點ハ我國ノ政治ノ將來ヲ規定スル上ニ於キマシテ、重大ナ問題デゴザイマスカラシテ、慎重ニ御答ガ願ヒタイノデゴザイマス、寺内陸軍大臣ハ今次ノ二・二六事件ノ青年將校ノ諸君ハ、我ガ國體ト相容レザル矯激ナル思想ヲ懷イテ居タト言ハレマシタ、首相初メ各閣僚ヘ此二・二六事件ヲ未曾有ノ不祥事件ト言ハレテ居ルノデアリマス、全國民モサウ思ツテ居ルカト云フノガ、其理由デヤウナ所カラ來テ居ルカト言ヘバ、其思想ニ於テ、其行動ニ於テ、我國ノ憲法ノ御聖旨ニ背イテ居ルカト云フノガ、其理由デアルト承ツテ居リマス、所ガ此不穩文書取締法案ハ、恰モ二・二六事件ノ如キ思想行動ヲ

シテ居リマスケレドモ、輿論政治、言論政治即チ民衆ノ政治的自由ヲ剝奪シテ「ファッショ」的獨裁的、非立憲的動向ヲ有スル點ニ現ハレタル思想行動ト相通ズルモノガアルト断言シテ憚ラナイモノデアリマス、此法案ハ國民ノ眼ヲ蔽ヒ、口ヲ塞ギ、筆ヲ奪ヒ、絕對強力ナル權力ノ確立ヲ目的トスルモノデアッテ「ファシズム」ヘノ恐ルベキ道シルベデアルト考ヘルノデゴザイマス（拍手）「ファシズム」ノ總本山デアル伊太利ノ「ムッソリニ」ハ伊太利國ニ於テ「ムッソリニ」アルコトヲ知ツテ、皇室アルコトヲ知ラザラシムルニ至ツテ居ルノデアリマス「ナチス」ノ國獨逸デハ「ヒトラー」ガ獨逸帝國ノ元首ノ地位ヲ獲得スルコトニ依ツテ、遂ニザラシムルニ至ツテ居ルノデアリマス「ナチス」ノ國獨逸デハ「ヒトラー」ガ獨逸帝國ノ元首ノ地位ヲ獲得スルコトニ依ツテ、遂ニ「ファッショ」政權ヲ確立完成シタノデゴザイマス、斯ル事例カラ見ルモ、理論行動カラ見ルモ、「ファシズム」ノ思想行動ハ我ガ國體トハ相容レナイモノト私ハ信ズルノデアルガ、内閣總理大臣ハ之ニ對シテ如何様ナル御考ヲ持ツテキラシヤルノデアリマスカ、承リタイノデアリマス第三番目ニ御尋致シタインハ、國民ノ自由ヲ極度ニ防遏スル所ノ不穩文書取締法ノ實施ニ依ツテ、二・二六事件以上ノ重大ナル不祥事件ガ將來勃發スルカモ分ラナイト云フ豫感ヲ持ツノデアリマスガ、之ニ對シテ

自ラノ尊重セラレテ居ルノデアリマス、又五箇條ノ御誓文竝ニ憲法ハ國民ノ自由ヲ此自由ハ民衆ノ太陽デアリ、自由ナキ國家ハ暗黒デアルト私ハ考ヘル、世界ノ歴史ヲ見テモ日本ノ歴史ヲ見テモ、自由ナキ時代ニシテ居リマスケレドモ、輿論政治、言論政治即チ民衆ノ政治的自由ヲ剝奪シテ「ファッショ」的獨裁的、非立憲的動向ヲ有スル點ニ於キマシテハ、此ノ法案ノ本質ハ二・二六事件ニ現ハレタル思想行動ト相通ズルモノガアルト断言シテ憚ラナイモノデアリマス、此法案ハ國民ノ眼ヲ蔽ヒ、口ヲ塞ギ、筆ヲ奪ヒ、絕對強力ナル權力ノ確立ヲ目的トスルト断言シテ憚ラナイモノデアリマス（拍手）日本ノ政治ハ久シキ瓦リマシテ合法的ナ勞農運動、社會運動ニ思切ツタ彈壓ヲ加ヘテ來タ、彈壓ヲ加ヘレバ加ヘル程、非合法ナ反抗ガグン／＼發展シテ來タト云フコトヲ考ヘテ戴キタイト思フ、吾々ハ其都度此彈壓方針ニ對シテ強力ナル抗議、且又將來ノ大事件ノ勃發ニ對シテ相當ノ注意指摘ヲ當局ニシテ來タノデゴザイマス、所ガ之ニ對シテハ當局ハ何等耳ヲ藉サナカッタ、果セル哉五・一五事件起り、二・二六事件ガ起ツタノデアリマス、言論ヲ暴壓シ、仲ビ行ク民衆ノ力ヲ抑ヘル所ニ必ズ非合法ノ革命的運動ガ起ルト云フコトヲ私ハ斷言スル（拍手）此事實ヲ考ヘテ貴ヒタイト思フ、合法運動ヲ抑ヘバ非合法運動ガ起ルト云フコトハ、古今ニ國民ハ言論、出版、集會、結社ノ自由ヲ擴大シ、之ヲ合理化シ、之ヲ合法化シ鬱積シタル不平ト不滿トヲ一掃シテ、明朗ナル東西ヲ通ジテノ公式デアルト考ヘマス、故ニ國民ハ言論、出版、集會、結社ノ自由ヲ盡シテ自由ヲ求メテ來タノデゴザイマス、此總理大臣ハドウ御考ヘニナルカト云フコト、デアリマス、我ガ國民ハ明治維新以來死力、政治ヲ行フテコソ、初メテ暗殺、怪文書、流言蜚語ガ根絶スルモノデアルト考ヘルノデゴザイマス（拍手）然ルニ此不穩文書等取締法案ハ、恰モ二・二六事件ノ如キ思想行動ヲ

締法案ノ制定へ、我國未曾有ノ暴壓法規ノ  
制定デアツテ、廳テハ更ニ重大ナル非常時爆  
發ノ原因トナル暴虐デアルト茲ニ斷言致シ  
マス（拍手）自由ヲ奪ヘバ必ズニ優ル反抗  
アリ、私ハ此暴壓法規ヲ實施スルナラバ、  
近キ將來ニ於テ必ズニ二・六事件以上ノ重  
大事件ガ勃發スルデアラウコトヲ考ヘルノ  
デゴザイマスルガ、内閣總理大臣ハ之ニ對  
シテ果シテ如何ナル責任ヲ以テ御考ニナッ  
テ居ルカト云フコトヲ、御聞キシタイノデ  
ゴザイマス

シタ經濟「パニック」ニ連レマシテ、日本資本主義ハ急角度ノ没落ヲ告ゲテ、或ハ銀行ノ取付デアルトカ、或ハ工場ノ閉鎖デアルトカ、或ハ操業ノ短縮デアルトカ云フコトノ爲ニ、労働者ハ働く手ヲ持チナガラ失業群トナラザルヲ得ナカツタノデアリマス、又民ハ窮乏ノドン底ニ突落サレタノデゴザイマス、是等ヘ皆政友會、民政黨ガオヤリニナッタ（笑聲）是ヘ當時ノ政治家ガ——政友會、民政黨ト云フノガ惡ウゴザイマスナラバ、當時ノ政治家ガト云フ言葉デ申上ゲマスカラ、安心シテ聽イテ戴キタイ（議長注意ナサイ）ト呼フ者アリ、當時ノ政治家ガ資本家、地主ノ利益ヲ中心トル放漫政策ヲ爲シタ結果、斯ノ如キ國民生活ノ窮乏ト云フ時代ガ發生シタノデアル（君等ガヤツクノダ）ト呼フ者アリ、政友民政兩黨ノ政治家ハ斯ル國民生活、不安ノ政治ヲ爲シタコトヲ深ク反省セズニ、今議場デ私ヲ彌次ヅテ居ルノデアル、責任ヲ負フ所ナクシテ彌次ヅテ居ルノデアル、自ラ反省シテ敢然起ツテ……

○副議長（岡田忠彦君） 田万君、質疑ノ範圍ヲ成ベク出ナイヤウニ御注意願ヒマス

○田万清臣君（續） 自ラ深ク反省シテ責任ヲ負ヒ、敢然立ツテ國民生活安定ノ政策ヲ強行シタナラバ、斯ル國民生活ノ窮乏不安ト云フモノハ、打破スルコトガ出來タノデゴザイマス（サウダ）ト呼フ者アリ、然ルニ國民生活ノ安定ト云フコトニ對スル政策ヲ致シマセズシテ、ドウ云フコトヲ致シマシタ

カ、農村ノ窮乏、都會生活ノ不安、是等力ヲ起シテ來タ色々ナル犯罪ニ向シテ、大正十五年ニハ暴力行爲等處罰ニ關スル法律ヲ作リ、昭和五年ニハ盜犯等ノ防止及處分ニ關スル法律ヲ制定シテ事足レリト、資本家地主ノ、既成政治家ハ考ヘテ居ルノデアリマス、國民ハ樂シカルベキ生活安定ノ代リニ、戰慄スベキ牢獄ヲ貴ツタノデゴザイマス、此ノ不穢文書等取締法案モ亦「質問ノ範圍ヲ制限スベシ」ト呼フ者アリ)國民生活安定ノ代リニ、國民ニ牢獄ヲ與ヘントスル恐ルベキ惡法デアルト私ハ指摘シテ居ルノデゴザイマス(拍手)岡田内閣ハ其反動性ヲ暴露シテ、國民生活ノ安定ヲ與ヘル代リニ、不法團結取締法ヲ以テセント致シマシタ爲メニ多クノ大官ガ殺サレ、内閣ハ遂ニ倒レマンタ、暴政惡政ノ結果國民ヲ生活不安ニ陥レ、其上牢獄ヲ以テ其自由ヲ奪ヒ、自ラ反省スル所ナク、責任ヲ負フ所ナキ政治ハ、決シテ立憲政治デハナイト私ハ考ヘルノデゴザイマス、政治家ハ全國民ノ罪ヲ自カラ擔ウテ立チ、全國民ノ罪ヲ責ムル前ニ己レヲ責メヨ……

ニ考ユルニ東洋一ノ監獄ヲ造ルト云フガ如キ既成政黨ノ政治家ハ、其罪萬死ニ價スルト私ハ考ヘテ居リマス、此不穩文書等取締法案モ亦其類デアツテ、是ハ廣田内閣ガ此非常時局ヲ擔當シテ無能無策ノ結果カラ來ル責任ヲ、國民ニ轉嫁セントスルモノト考ヘマスルガ、内閣總理大臣ノ御所見ヘドウデアリマスルカ、御答辯ヲ求メマス

第五ハ現行暴壓諸法規ガアルニモ拘ラズ、尙且不穩文書取締法ヲ制定シナケレバナラヌト云フ理由ガ、何處ニアルカト云フコトヲ御尋シタインデアリマス、國民ハ現行諸法規ニ依ツテ言論集會出版結社等ノ自由ガ、思切ツテ制限抑壓サレテ居リマス、即チ明治二十六年ニ制定サレタ出版法ニ依リ、明治四十二年ニ作ラレタ新聞紙法ニ依リ、明治三十三年ニ制定セラレタ治安警察法及ビ行政執行法等ガ是デゴザイマス、私達ハ之ヲ彈壓諸法規ト命名致シマシテ、久シキニ瓦リ其撤廢ヲ要求シテ來タノデゴザイマス、主トシテ是等ノ諸法規ニ依ツテ、國民ハ恐ルベキ弾壓ヲ受ケテ來テ居ルノデゴザイマス、既成政治ハ時ノ政府、又ハ政府ガ擁護スル個人、會社ニ都合ノ惡イ事實ヲ記載シタ新聞紙及ビ出版物ハ之ヲ發賣禁止トシ、又之ヲ演説スレバ直ニ中止ヲ命ジタ事例ヘ澤山アリマス、演説ニ致シマシテモ、甚シキニ至ツテハ辯士ガ演説會場ニ来ル途中ニ於テ之ヲ検束シテ、遂ニ演説會ヲ潰シタ例モ過去ニ於テハ澤山アリマシタ、辯士ガ壇上ニ起チマシテ、僅ニ諸君ト云フ掛聲ヲシタ

ダケデ、直チニ中止ニナッタ例ハ舉ゲテ算フベカラザル程アルノデゴザイマス、檢束ニ至リマシテハ無軌道ニ行ハレテ居ルノデゴザイマシテ「ストライキ」ヲスレバ必ズ之ヲ潰ス爲ニ争議團ヲ檢束シ、終ヒニヲ消消防署ノ「ボンブ」マデ引張ツテ來テ、之ニ彈壓ヲ加ユル等、有ユル方法ヲ用ヒマシテ、現行暴壓諸法規ニ依ツテ久シキニ瓦ツテ吾々ハ彈壓ヲ受ケテ來タノデアリマス、憲法ハ第二十三條ニハ、不法ナル逮捕監禁審問處罰ヲ禁ジ、第二十九條ニ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ認メテ居リマスルノニ、出版法、新聞紙法、治安警察法及ビ行政執行法ノ悪用ニ依ツテ、徹底シタ弾壓ガ行ハレテ來タノデゴザイマス

以上述ベマシタ如ク現行暴壓諸法規ヲ以テ致シマシテモ、コッピドク言論結社集會ノ自由ガ抑壓サレテ居ルニモ拘ラズ、更ニ不穏文書等取締法ナルモノヲ作ツテ彈壓ヲ強化シテ行クト云フノデスガ、其弾壓強化ノ必要ナル理由ヲ具體的ナ事實ヲ擧ゲテ、詳細ニ御説明願ヒタイノデゴザイマス、是は内務大臣ニ答辯ヲ御願致シマス

第六番目ニハ、不穏文書等取締法ナルモノヲ制定シタナラバ、時ノ政府ガ之ヲ悪用スル虞ハナイカト云フコトヲ總理大臣ニ御尋シタイノデゴザイマス、此不穏文書等潰滅セシムル爲ニハ、效果百パーセントノ武器デアルト考ヘマス(拍手)コンナモノ

ヲ振廻サレタ日ニハ堪ツタモノデハアリマセヌ、從來ノ選舉干涉ヲ考ヘタナラバ、此ノ法案ハ戰慄ニ值スルモノガコザイマス、現内閣ハ選舉肅正デ前岡田内閣ト同様、選舉ニ相當公正ナ態度ヲ執ルデアラウト考ヘルノデゴザイマスルガ、今マデノ選舉ニ干渉ノナカツタ例シハナカツタ、此事實ヲ考ヘテ見マスルト、此法律案ノ如キハ恐ルベキ性能ヲ有スルモノデアツテ、將來不心得ナキ事例トシテ報道シタ場合ニ、此法案ノ者ガ大臣ニナリマシタ時ニハ、安政ノ大獄「ナチス」ノ弾壓モ顛負スルヤウナ、大暴壓ガ爲サレハセヌグラウカト云フコトヲ私ハ虞レルノデアリマス、往年田中内閣ノ時ニ刑事事件ヲ以テ反対黨ノ議員ヲ脅迫シテ、偽造ノ多數ヲ造ツタ云フコトヲ考ヘルナラバ、本法案ガ將來ニ於テ、時ノ政府ニ依ツテ反対黨ヲ倒ス武器ニ使ハレル危険性ガ多分ニアルト云フコトヲ、私ハ考ヘザルヲ得ナインノデアリマス(拍手)斯ウ云フ風ナ方面ニマデ考ヲ及ボシテ行キマスルナラバ、此法案ハ恐ルベキ法案デゴザイマスルノデ、慎重ナル御答辯ヲ内閣總理大臣ニ煩ハシタイノデゴザイマス

第七番目、是ガ最後ノ質問デアリマス、此不穏文書取締法案ノ内容ニ付テ一寸御尋シテ見タイト思ヒマス、此法案ノ骨子ヲ成シテ居ル所ノ不穏文書トハ一體何デアルカ、如何ナル事實ヲ指スノデアルカ、頗る曖昧ノ如ク考ヘル所ノ不穏文書トハ、國民トシテハドウシテモ我慢スルコトガ出來ナイノデアリマス、此點ニ付テ司法大臣ノ權威アル御意見ヲ承リタイスルコトガ出來ナイノデアリマス、此點ニ付テ司法大臣ノ御答辯ヲ御願シタイノデゴザイマス、之ノ御答辯ノ解説ニ基イテ選舉ヲ致シマシテ、内務省官憲ノ解釋ニ基イテ選舉ヲ致シマシテ、此法案ノ如キモ、決シテ「フル不穏文書等取締法案ノ如キモ、決シテ「アッショ」法案デハナイノデアリマス、勿論此案ハ甚ダ遺憾ナガラ、今日見逃シ難イ時局ノ一部ニ取締ノ必要ヲ認ムル點ガアリマスノデ、已ムヲ得ズ出シタ案デアルノデアリマシテ、決シテ是ハ反動的政策ニ基イテ居ルモノデハナイノデアリマス、政府ト致シマシテハ勿論政治ヲ明朗ニシ、言論其他ノ自由ヲ出來ルダケ廣汎ニシテ參ルコトガ、政治ノ進歩デアルト信ジテ居ルノデアリマ

ス、斯ウ云フ政治ヲ致シテ參リマス決心デ

アリマスノデ、決シテ政府ニ於キマシテ、

其政治上ノ責任ヲ他ニ轉嫁スルヤウナ考ハ

毛頭持テ居ナイノデアリマス、尙ほ色々ノ

點ニ付テ御疑問ノ點モアッタヤウニ思ヒマ

スガ、此法案ハ先程申シマシタヤウニ、已

ムヲ得ザル事態ニ應ズル爲ニ、遺憾ナガラ

提出シタ案デアリマスノデ、決シテ之ヲ悪

用スルガ如キコトノナイヤウニ、是ハ無論

慎重ニシテ參ルベキモノデアルト思フノデ

アリマス、其他ノ點ハ關係大臣ヨリ御答辯

ニナルコトト存ジマス

〔國務大臣潮惠之輔君登壇〕

○國務大臣(潮惠之輔君) 御答致シマス、第五番目トシテ私ニ御尋ニナリマシタノデアリマスガ、其要旨ハ、色々ノ方面ニ取締ヲスル法律ハアルデハナイカ、ソレニモ拘ラズ、尙ホ此特別立法ヲスル必要ガ何處ニアリカト云フ御趣意デアッタト伺ヒマシタ、固ヨリ御話ノ通リ幾ツモ取締ノ法律ハゴザイマスケレドモ、法律ハ各、獨自ノ立場ニ於テ其必要ヲ満スノデアリマシテ、ソレ等ノ

法律ガアリマス爲ニ、今回所謂怪文書ト云フモノノ横行シテ居ルノヲ見テ、之ヲ取締ルニハ在來ノ法律トハ違フノデアリマス、仍テ特別立法ヲシタト云フコトハ、提案ノ理由ノ中ニモ詳シク申上ゲテ置キマシタ、又他ノ諸君カラノ御尋ニ對シテモ御答ヲシテ置キマシタカラ、詳シクハ速記録ヲ御覽下サイマスレバハツキリスト思ヒマス

〔國務大臣林頼三郎君登壇〕

○國務大臣(林頼三郎君) 司法大臣ニ御尋

ニナッタ點ニ付テ御答ヲ申上ダマス、御尋ノ

點ハ、此法文ニ明ニナッタ居リマス通り、單

ニ事實ヲ事實トシテ正當ニ傳ヘルヤウナ場

合ニ、ソレガ全然之ニ觸レナイト云フコト

ハ、モウ明白疑ナイノデアリマス、事柄ガ

治安ヲ害スル事項デアリ、サウシテ目的ガ

此條文ニ掲ゲテアリマスヤウニ惡性ノ場

合、斯ウ云フ特別ノ惡イ目的ヲ以テ、治安

ヲ害スル事項ヲ生ジタ場合デアルトカ、或

ハ手段ガ此法律ニ定メタ準則ヲ守ラズシテ、

陰險ナル手段ヲ以テ之ヲ世ノ中ニ公ニスル

ト云フヤウナ、惡性ノミガ茲ニ掲ゲテアリ

マスノデ、御尋ニナッタヤウナ場合ガ之ニ

當ラヌト云フコトハ、少シモ疑ナイコトト

存ズル次第デアリマス(拍手)

〔國務大臣伯爵寺内壽一君登壇〕

○國務大臣(伯爵寺内壽一君) 本法案ハ政

府全般ガ必要ト認メタル法案デゴザイマシ

テ、是ニ至リマシタ政府部内ノ経過ハ、私

ガ茲ニ申述ブル必要ノナイコトト存ジマス

(ヒヤー) (拍手)

○田万清臣君 簡単デスカラ自席カラ御許

ヲ願ヒマス

○副議長(岡田忠彦君) 許可致シマス

○田万清臣君 聞ク所ニ依リマスト、此不

穏文書取締法案ガ若シ審議未了ニ終ルヤウ

ナ場合ハ、緊急勅令デ出スト云フヤウナ噂

ガゴザイマスガ、内閣總理大臣ハ(ソンナ

馬鹿ナコトガアルカ)ト呼ヒ其他發言スル者多シ)如何御考デアリマスカ

〔登壇々々ト呼フ者アリ〕

○國務大臣廣田弘毅君登壇)

○國務大臣(廣田弘毅君) 時局ノ必要ニ鑑

ミマシテ本案ヲ提出シタノデアリマスノ

デ、此議會ニ於キマシテモ、其必要ヲ認メ

ラレマシテ、協贊ヲ與ヘラル、コトデアラ

ウト信ジ、且ツ希望致シテ居ルノデアリマス(心臓ガ強イゾ)ト呼フ者アリ笑聲)

○副議長(岡田忠彦君) 石坂繁君

〔石坂繁君登壇〕

○石坂繁君 只今御上程ニ相成ツテ居リマ

スル不穏文書等取締法ハ、其條文ハ僅ニ五

箇條ニ過ギナイノデアリマス、一見致シマ

スルト、頗ル簡単ナ法案ノヤウニ見エルノ

デアリマスルガ、其影響スル所ハ、國家ノ

最モ重要ナル問題デアル肅軍ニ關係シ、人

権ノ根本ニ觸レ、更ニ國民生活ノ安定ニ觸

リマス、隨ヒマシテ私共ト致シマシテハ、

此法案ニ付キマシテハ頗ル慎重ナ態度ヲ以

テ研究致シタノデアリマス、先程カラ湖内

務大臣ノ提案ノ御説明ノ内容ニ付キマシテ

其他ノ閣僚諸公ノ答辯ノ内容ニ付キマシテ

諸君トノ間ニ交サレマシタ所ノ、廣田總理

ガ、不辛ニシテ私ハ當局ト所信ヲ異ニシ、

此風見君ノ結論ニ同意セザルヲ得ナイノヲ

カッタダラウト喝破致シタノデアリマスル

法案デアル、露西亞ノ帝政時代ノ專制政

治家ト雖モ、斯ノ如キ亂暴法案ハ考ヘナ

カスル如クニ、所謂怪文書ノ横行等ノコト

悲シム者デアリマス、成程現代ノ時勢ニ於

キマシテ、先刻ヨリ段々御説明ヲ拜聽致シ

マスル如クニ、人心ニ少ナカラザル影響ヲ興ヘテ居

ラコトハ否定出來ナイノデアリマセウ、併ナガラ是ガ防遏ノ方法ト致シマシテハ、現行ノ諸法規ノ適正ナル運用ニ依ツテ、十分ニ其目的ヲ達スベカラヌト云フ當局ノ御説明ニ付キ

ヲ私共考ヘル者デアリマス、即チ刑法或ハ

治安維持法ノ如キ、出版法、新聞紙法ノ如

キ、乃至ハ警察犯處罰令ノ如キ、警察法規ハ具ニ備ヅテ居ルノデアリマス、而シテ此從來ノ運用ニ付キマシテハ、只今田万君ヨリ申上ゲタ如キ經歴ヲ持ツテ居ル、何レニ致シマシテモ、現代ノ斯ノ如キ行動、文書ニ對スル所ノ刑罰取締ノ法規ト云フモノハ、決シテ不足ヲ考ヘラレヌノデアル、故ニ私共ハ現ニ存シテ居リマスル所ノ、是等ノ法規ヲ適當ニ運用致シサヘスレバ、必シモ斯ノ如キ亂暴ナル法律ノ協贊ヲ得ナクトモ、内務大臣所期ノ目的ヲ達スルコトハ、決シテ難事デナイト云フコトヲ考ヘテ居ル者デアリマス、殊ニ此法律案ノ内容ニ盛ラレテ居ルガ如キ所ノ行爲ハ、從來ハ是ガ搜査ノ方法ガ頗る困難デアツカラウト想像致スノデアリマス、此法律案ガ目的ト致シテ居リマスル如クニ、既ニ頒布サレタ後ニ之ニ嚴罰ヲ以テ臨ミマシテモ、決シテ内務大臣ガ企圖サレタ所ノ目的ヲ達スルモノニアラズト云フコトヲ断言スルノデアリマス(ヒヤー)拍手)更ニ從來ノ法規ガ既ニ備ヅテ居ルニモ拘ラズ、斯ノ如キ法律案ヲ通過致シマシタ後ノコトヲ想像致シマスト云フト、洵ニ戰慄ヲ禁ゼザルヲ得ザル如キ感ガ致スノデアリマス(拍手)此法案ヲ見テ見マスルト云フト、第一條、第二條ノ如キ、頗ル苛酷ナル法律案デアリマス、更ニ第三條ニ至リマントヘ「通信其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲテハ云フコトニ相成ツテ居ル、而モ「流言浮説ヲ爲シタル者」ト云フヤウナ、此規

定ノ適用ヲ見タ場合ノコトヲ想像致シマスルト云フト、取締ノ官憲ノ考ヘツニ依ツテ、如何ナル彈壓ガ加ヘラレヌモノトモ保シ難キ状態ニアルコトヲ、私共ハ惧レル者デアリマス、此法律案ニ謂ツテアリマスル如クニ、何ガ人心ヲ惑亂スルト云フコトニナル九、何ガ軍秩ヲ紊亂シ、又何ガ財界ヲ攢亂スルカ、而シテ又何ガ治安ヲ妨害スベキ事項ナリヤト云フコトハ、全ク取締官憲ノ認定ニ依リマシテ、如何様ニモ解釋出來マスル結果、或ハ又第三條ノ如ク、通信其他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハザルノ結果、吾人ノ生活ハ著シク不安ニ置カレルデアラウト云フコトヲ、大イニ私共ハ想像セザルヲ得ナイノデアリマス、果シテ然リト致シマスルナラバ、法令愈々繁タルガ如キハ、洵ニ現在ノ認識ヲ缺キ、現在ノ政治ニ關スル本末顛倒ノ議論ト言ハナケレバナラヌノデアリマス(拍手)私共ハ廣田内閣ガ言ウテ居ラレマスル所ノ政治ノ公明、恐クハ公正ナル政治ノ批判モ、政府ニ對スルヲ憂ヘザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)斯ノ如キ法律案ガ通過致シマスルナラバ、テ居ラレル、現内閣ノ諸公ニ對シテ、私ハモウ一遍眞ニ時局ノ認識ヲ新ニシテ戴キタム以テスルニアラザレバ、出來ナイト考ヘイト云フコトヲ考ヘザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)凡ソ今日ノ國民生活ノ不安ハ、其精神的タルト物質的タルト問題ヒマセズ、此根源ハ一ニ積年ノ政治ノ弊害ニアルノデアリマス、政治ニ對スル國民ノ期待、政治家ニ對スル所ノ國民ノ信賴ガ失ハレテ居ル結果ガ、遂ニ今日ノ國民生活ノ不安ヲ招來マスレバ、若シ此事ガ實現スルコトサヘ此コトヲ惧レル者デアリマス(拍手)齋藤君ノ先日ノ御演説ノ言葉ヲ拜借スル譯デハアリマセヌケレドモ、果シテ斯ノ如クナラバ、専制武斷ノ封建時代ト何ゾ變ル所ナキト言

ハナケレバナラヌノデアリマス(拍手)私共ノ横行ト云フコトモアルカモ知レナイ、併ナガラ此情勢ヲ除去シナケレバ、百ノ不穏文書取締法案ヲ通過サセマシテモ、決シテ之ヲ根絶スルコトハ出來ナイノデアリマス(拍手)私ハ斯様ナル時期ニ於テコソ、盛ニ經綸ヲ行ヒ、人心ヲシテ倦マザラシメントヲ要スルト考ヘル者デアリマス、既ニ巷ニ出テ居ル不穏文書、既ニ街ニ傳ハッテ居ルガ如キハ、洵ニ現在ノ認識ヲ缺キ、現在ノ末ニアル、其因テ來ル源ニ遡リ、根源ヲ究メナケレバ、到底世ノ中ノ政治ヲ治メテ行クコトハ出來ナイノデアル、即チ舊態自制自肅庶政ノ立直ヲ斷行セナケレバナラナイノデアル、肅軍モセナケレバナリマセヌ、而シテ之ニ對スル寺内陸相ノ誠意ヲ多トスル者デアリマスガ、肅軍モ政治ノ革新ガ是ト並ンデ行ハレナケレバ、到底其目的ヲ達スルモノデハナイノデアル、私共ハ深ク茲ニ顧ミル所ガアリマシテ、自省自戒、此根源ノ病根ヲ改メテ、茲ニ更始一新ノ政治ヲ斷行シテ戴キタイト云フノガ私共ノ希望デアル、若シ此事ガ實現スルコトサヘ出来マスレバ、自ラ此不穏文書等ノ流布ト云フモノハ、根絶スルコトハ容易ニ想像スルコトガ出來ルノデアリマス、廣田首相ハ庶政ノ一新ヲ考ヘ、之ニ向ツテ努力致シテ居ラレマス其誠意ハ、必シモ私共認メナイノデ

ハナイノデアリマスルケレドモ、斯ノ如キ法律案ヲ敢テ提出セラレマシタ其事自體ヘ、ドウシテモ私共ノ了解スルコトノ出來ナイ問題デアルノデアリマス、此法律案ニ對シマシテ、如何ニ反対ノ聲ガ民衆ノ中ニ滿チ、此議場ヲ通ジテ如何ニ反対ノ叫ビガ唱ヘラレテ居ルカト云フコトヘ、既ニ諸公ノ耳ニモ入ッテ居ル筈デアル、私ハ密ニ處レマスガ、今日ノ如ク人心動搖セル時ニ於テ、此怪文書取締法案ト云フガ如キモノヲ提出スル事、其事自體ガ益世相ヲ悪化シ、人心ヲ動搖シヤシナカト云フコトヲ惧レルモノデアルガ、之ニ對スル廣田總理大臣ト潮内大臣ノ誠意アル御答辯ヲ御伺致シタインデアリマス

(國務大臣廣田弘毅君登壇)

○國務大臣(廣田弘毅君) 只今石坂君ノ御質問ニ相成リアシタ點ニ付キマシテ、此案

シテ、必要已ムヲ得ザルモノガアルト認メタノデアリマシテ、斯ル案ヲ提出致シテ居ルノデアリマス、其邊ノ事情ハ尙ホ他ノ機会ニ於テ十分御説明ヲ致シタイト存ジテ居ル次第デアリマス

(國務大臣潮惠之輔君登壇)

○國務大臣(潮惠之輔君) 幾多ノ取締法ガアルニ拘ラズ、尙ホ之ヲ出スノヘ、ドウ云フ理由カト云フコトヘ、先刻モ御尋ガゴザイマシテ、ヤハリ法律々々ノ獨得ノ理由、立場ガアルノダカラ、已ムヲ得ズスウ云フ法律モ出サナケレバナラヌ、又此法トシテ存立ノ理由ガアリマスト云フコトヲ御答致シテ置キマシタ、ソレヲ以テ御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレカラ例示サレマシタ中ニアリマシタガ、例ヘバ頒布スル者ヲ處罰シタジテ駄目チャナカト云フ御話ガゴザイマシタ、是ヘ唯出版シタ者ダケト云フコトニ致シマスト、自ラハ出版セズシテ、ユ付キアシテ、政府トシテ已ムヲ得ズスル案ヲ出サナケレバナラヌ事情ノアルト云フコトヲ、十分ニ御説明致シマシテ、其結果ニ依リマシテ、十分御審議ノ上ニ、是非

致シテ見タイト考へマス、尙ホ只今潮内務大臣ノ御答辯ノ一節デアリマスガ、既ニ頒布サレタモノ、ソコマデソレヲ嚴重ニ處罰

シテモ、其目的ヲ達スルコトガ出來ナイヂヤナイカ、寧ロ斯ノ如キ不穩文書ノ頒布ト云フヤウナコトニ對シマシテヘ、速ニソレヲ捜査シテ、之ヲ押ヘルト云フコトガ必要デナケレバナラヌノデアル、頒布シタ者ニ對スル嚴重ナル處罰ト云フコトヨリモ、サウ云フ行爲ニ従ツテ居ル者、其行爲ヲスル人ヲ速ニ捜査スルト云フコトガ、最モ緊要デナケレバナラヌト考へルノデアリマスガ、遺憾ナガラ從來ハ捜査ノ方法最モ困難デナカツカト思フノデアリマス、斯ノ如キ趣旨ニ於テ斯ウ云フ法律ヲ作ルヨリモ、捜査ヲ適切敏活ニスルト云フヤウナ、外ニ適當

ナル立法ノ方法ハ考へ得ラレナカツカ、斯員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(岡田忠彦君) 質疑ハ終局致シタ、本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉

シテモ、何レ他ノ機會ニ於テモウ少シ御伺

シタイト思ヒマスカラ、是デ終リマス

○副議長(岡田忠彦君) 只今ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○松永東君 残餘ノ日程ヲ延期シテ、本日

ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(岡田忠彦君) 松永君ノ動議ニ御

ト云フコトヘ、勿論ノコトデアリマシテ、

其點ニ付キマシテヘ、政府ハ十分ノ努力ヲ致シタイト云フ考テ居ルノデアリマス、唯奈何ゼン、茲ニ特別ノ事情ニ基キ、怪文書

ノ如キモノノ取締ガ、ドウシテモ一面此政府ノ政策ヲ實行政シテ參リマス上ニ於キマシテ、必要已ムヲ得ザルモノガアルト認メタノデアリマシテ、斯ル案ヲ提出致シテ居ルノデアリマス、其邊ノ事情ハ尙ホ他ノ機会ニ於テ十分御説明ヲ致シタイト存ジテ居ル次第デアリマス

(國務大臣潮惠之輔君登壇)

○國務大臣(潮惠之輔君) 簡單デアリマスカラ自席カラ發言ヲ御許ヲ願ヒタウゴザイマス

○副議長(岡田忠彦君) 許シマス

○石坂繁君 ドウシテモ此法律ヲ通過サシテ貴ハナケレバナラヌト云フコトニ付キマシテヘ、マダ十分ノ諒解ヲ得ナイノデアリマス、尙ホ只今ノ内務大臣ノ御答ニ對シマシテモ、何レ他ノ機會ニ於テモウ少シ御伺

スル严重ナル處罰ト云フコトヨリモ、サウ云フ行爲ニ従ツテ居ル者、其行爲ヲスル人ヲ速ニ捜査スルト云フコトガ、最モ緊要デナケレバナラヌト考へルノデアリマスガ、遺憾ナガラ從來ハ捜査ノ方法最モ困難デナカツカト思フノデアリマス、斯ノ如キ趣

旨ニ於テ斯ウ云フ法律ヲ作ルヨリモ、捜査ヲ適切敏活ニスルト云フヤウナ、外ニ適當

ナル立法ノ方法ハ考へ得ラレナカツカ、斯員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○松永東君 残餘ノ日程ヲ延期シテ、本日

ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(岡田忠彦君) 松永君ノ動議ニ御

異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ  
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次會ノ  
議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日  
ハ是ニテ散會致シマス

午後八時五分散會

衆議院議事速記録第八號中正誤

一六六二四〇大本貞次郎君 ○大本貞太郎君  
頁段行 誤 正

